

**広島市教育委員会事務
点検・評価報告書**

**平成 28 年 9 月
広島市教育委員会**

目 次

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要	
1 趣旨 1
2 本市教育委員会における実施方法 1
II 教育委員会の概要	
1 教育委員会事務局・教育機関組織図 2
2 広島市立学校の児童生徒数等 3
III 点検・評価結果	
1 学校教育に関する事務	
(1) 教育機関の設置、管理、設備等に関すること	
ア 耐震化・空調設備整備の推進 4
イ 学校の一般整備（施設） 6
ウ 教育の情報化の推進 7
エ 学校の適正配置等 10
(2) 教員の人事に関すること	
ア 教員の配置状況及び新規採用 12
イ 教員の健康管理 15
ウ 教員の服務管理 18
(3) 研修に関すること	
ア 研修の実施 20
イ 校内研修・自己研修支援 23
ウ 英語教員海外派遣研修 25
(4) 児童生徒の就学等に関すること	
ア 就学事務 26
イ 就学援助 29
ウ 私立幼稚園就園奨励費 31
(5) 教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること	
ア 教育課程・学習指導に関すること	
(ア) 学力の向上 32
(イ) 德育の充実 35
(ウ) 体力の向上 39
(エ) 平和教育の推進 42
(オ) 文化芸術教育の推進 46
(カ) 多様な教育の推進 48
(キ) 少人数教育の推進 51
イ 魅力ある高校づくりの推進 53
ウ 幼児教育の推進 57
エ 生徒指導に関すること	
(ア) いじめ・不登校等対策の推進 60

オ 特別支援教育のこと	
(ア) 特別支援教育の充実	65
(イ) 特別支援学校における教育の充実	71
(ウ) 就学・教育相談	74
カ 開かれた学校づくり	76
(6) 教科書等の取扱いのこと	
ア 教科書等の取扱い	78
(7) 保健・衛生等のこと	
ア 学校保健の推進のこと	
(ア) 感染症等の予防や発生時の措置	80
(イ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育	82
イ 子どもの安全対策の推進のこと	
(ア) 学校事故の防止	84
(イ) 通学時の事件・事故の防止	86
(ウ) 災害時の安全確保	89
ウ 安全でおいしい給食の推進	91
エ 食育の推進	96
(8) 私立学校の振興のこと	
ア 私学助成	100
2 青少年の育成に関する事務	
(1) 青少年の健全育成等のこと	
ア 放課後等の子どもの居場所の確保	102
イ 暴走族・非行防止対策の総合的な推進	105
ウ 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進	108
エ 青少年総合相談センターにおける支援	111
オ 地域団体等の活動の支援	113
カ 青少年教育施設の管理運営等	114
キ ひきこもりがちな青少年への支援	116
ク 姉妹・友好都市等青少年国際交流事業	117
3 その他の主な事務	
(1) 調査統計及び広報のこと	
ア 調査統計	119
イ 広報	121
(参考)	
1 教育委員会の活動状況	
(1) 教育委員会議の開催状況	122
(2) その他の主な活動	127

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定により、教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

2 本市教育委員会における実施方法

(1) 目的

本市の教育行政の充実に資するとともに、市民への説明責任を果たすこととする。

(2) 対象期間

平成 27 年度とする。

(3) 対象事務

ア 点検・評価の項目

(ア) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の権限に属する事務
(教育委員会において管理・執行している事務に限る。)

(イ) 地方自治法に基づいて市長から補助執行を受け、教育委員会において管理・執行している事務

イ 点検・評価の構成

(ア) 事務の目的・概要

(イ) 前年度における課題等

(ウ) 平成 27 年度における管理・執行状況

(エ) 管理・執行状況に関する評価

(オ) 課題及び課題への対応

ウ 重点取組項目

平成 27 年度の重点取組項目としては、(ア) 予算を重点的に配分している取組項目として「耐震化・空調設備整備の推進」、(イ) 教育の基本である取組項目として「学力の向上」、(ウ) 本市独自の特色ある取組項目として「平和教育の推進」、(エ) 子どもの命を守る観点からの取組項目として「いじめ・不登校等対策の推進」、(オ) 子育てと仕事の調和に向けた支援のための取組項目として「放課後等の子どもの居場所の確保」の 5 項目を選定する。

なお、重点取組項目については、項目の先頭に「**重**」を表記している。

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

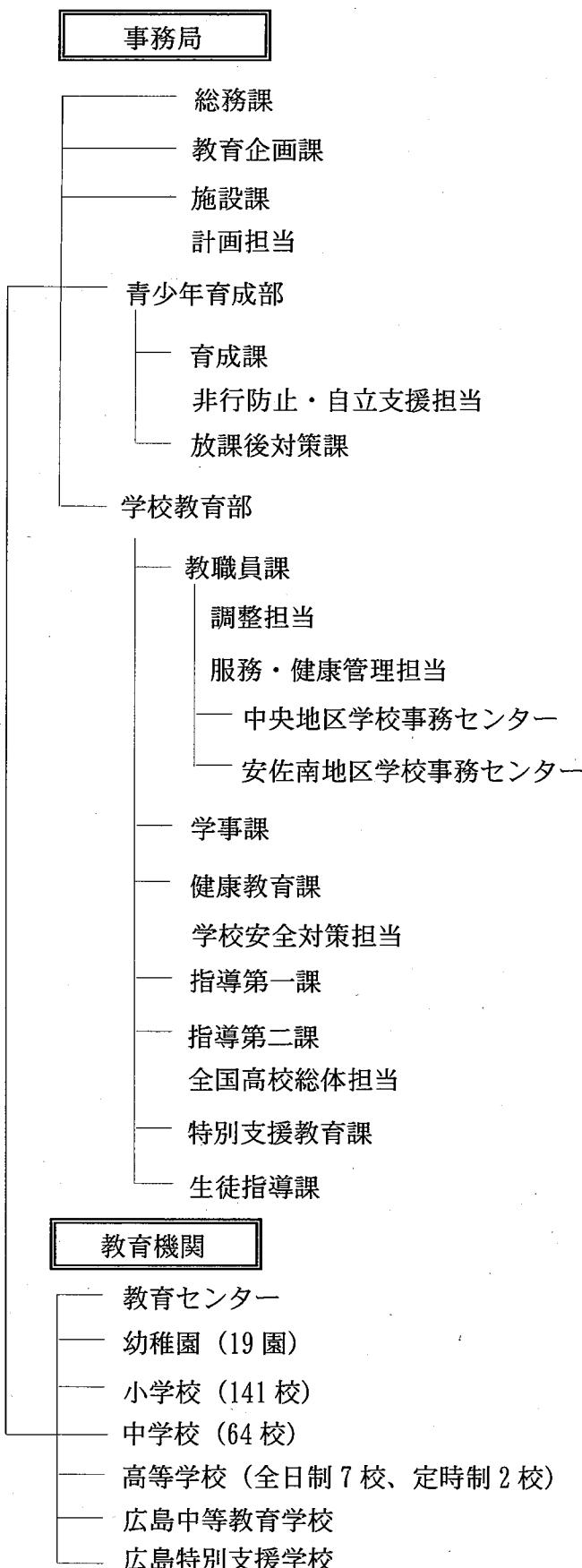
平成 28 年 8 月 4 日（木）に、学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 古賀 一博 広島大学大学院 教育学研究科 教授
- ・ 深澤 広明 広島大学大学院 教育学研究科 教授

II 教育委員会の概要

1 教育委員会事務局・教育機関組織図（平成 27 年 4 月 1 日現在）



2 広島市立学校の児童生徒数等（平成 27 年 5 月 1 日現在）

校種	児童生徒数	学校数
幼稚園	1,228 人	19 園
小学校	65,254 人	141 校
中学校	28,957 人	64 校
高等学校（全日制）	5,560 人	7 校
高等学校（定時制）	364 人	2 校
中等教育学校	232 人	1 校
特別支援学校（小学部）	107 人	1 校
特別支援学校（中学部）	108 人	
特別支援学校（高等部）	269 人	
計	102,079 人	235 園・校

III 点検・評価結果

1 学校教育に関する事務

(1) 教育機関の設置、管理、設備等に関すること

重

ア 耐震化・空調設備整備の推進

第1 事務の目的・概要

1 学校校舎の耐震化

学校施設は、児童生徒の学習、生活の場であるとともに、地震などの災害発生時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、校舎の耐震化に重点的に取り組んでいる。

この校舎の耐震化は、これまで、平成27年度末までの完了を目指に進めていたが、入札不調等により工事発注に遅れが生じたため、平成28年度末までに、一部の学校を除き、完了するよう取り組んでいる。

2 空調設備整備の推進

教室の良好な環境を確保するため、普通教室等へ空調設備が未整備の幼稚園、小・中学校について、耐震化工事に併せて空調設備の整備に重点的に取り組んでいる。

この整備については、校舎耐震化の前倒しに併せて平成27年度末までに完了する計画で進めていたが、耐震化工事の遅れに伴い、平成28年度末までに一部の学校を除いて完了するよう取り組んでいる。

第2 前年度における課題等

入札不調等により計画どおりの執行ができなかった。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 学校校舎の耐震化

耐震化完了の目標年度だったため、耐震化対象校のうち未着手の40園校48棟（似島学園小・中学校、大手町商業高等学校を除く）の耐震化工事に着手するよう計画した。入札不調等による影響はあったが、計画校数のうち34園校42棟の耐震化工事に着手した。

2 空調設備整備の推進

空調設備整備完了の目標年度だったため、整備対象校のうち未着手の90園校の整備に着手するよう計画した。耐震化工事の遅れに伴う影響はあったが、計画校数のうち44園校の整備に着手した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 学校校舎の耐震化

入札不調等により40園校48棟の耐震化工事の発注計画に対し、実績は34園校42棟であったが、平成27年度に33園校54棟の耐震化が完了し、これにより、平成27年度末までに合計134園校247棟の耐震化が完了した。屋内運動場を含めた学校施設の耐震化率は93.0%と、前年度比

7.8 ポイント上昇し、学校生活における児童生徒の安全性をより向上させることができた。

2 空調設備整備の推進

耐震化工事の遅れ等により 90 園校の空調設備整備工事の発注計画に対し、発注実績は 44 園校であったが、平成 27 年度に 36 園校の整備が完了し、平成 27 年度末までに 146 園校の整備が完了した。これにより整備率は 68.3% と、前年度比 16.1 ポイント上昇し、幼稚園、小・中学校における良好な教育環境を拡大させることができた。

第 5 課題及び課題への対応

学校校舎の耐震化については、似島学園小・中学校、大手町商業高等学校を除く、耐震化工事が必要なすべての幼稚園、学校の工事に着手し、平成 29 年度以降も工事が継続する広島商業高等学校を除き、平成 28 年度末までの完了に向け施工している。

空調設備整備については、平成 28 年度末までに完了するよう、引き続き、関係部署と協力し事業の進行管理を適切に行い、早期完了に取り組んでいる。

(参考) 学校施設の耐震化・空調設備整備の実績及び計画

区分	~平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度以降	
	竣工	耐震化・空調整備率	竣工	耐震化・空調整備率	竣工	耐震化・空調整備率	竣工	耐震化・空調整備率	竣工	耐震化・空調整備率	竣工	耐震化・空調整備率
耐震化	棟 131	% 70.0	棟 67	% 79.4	棟 41	% 85.2	棟 54	% 93.0	棟 41	% 98.9	棟 8	% 100.0
空調設備整備	園校 59	% 28.5	園校 29	% 41.6	園校 22	% 52.2	園校 36	% 68.3	園校 69	% 99.1	園校 2	% 100.0

1 耐震化の対象は、校舎 295 棟、屋内運動場 47 棟、合計 342 棟である。耐震化率は、竣工した棟数の累計と新耐震基準で建設されるなど耐震性能が確保されている 356 棟を含めた棟数を分子とし、総棟数 698 棟を分母として算出している。(棟数は平成 28 年 4 月 1 日現在)

2 空調設備整備の対象は幼稚園 19 園、小学校 137 校、中学校 61 校、合計 217 園校であるが、空調整備率は、竣工した園校数の累計と航空対策等で空調整備済みの 7 校を含めた園校数を分子とし、総園校数 224 園校を分母として算出している。(園校数は平成 28 年 4 月 1 日現在)

イ 学校の一般整備（施設）

第1 事務の目的・概要

学校施設は、その多くが建設後30年以上経過し老朽化が進行しており、良好な教育環境を維持するため、外壁改修、屋上防水、グラウンド整備、便所改修などの大規模な改修や水道管の破損、雨漏り、破損ガラスの取替などの修繕、身障者用便所やスロープの設置などの福祉環境整備などに取り組んでいる。

実施に当たっては、学校現場の要望や意見を聞き、専門の技術職員が現場を確認の上、緊急度や必要性を判断しながら行っている。

第2 前年度における課題等

コンクリート片の落下防止などの事故防止を図るには、日常における施設の維持管理にかかる改修工事等を着実に実施する必要がある。

一方、学校施設は老朽化が今後も進行し、その対策には事業量及び事業費が膨大となるため、計画的な対策が必要である。

このため、学校施設の老朽化対策については、施設の長寿命化対策とともに、構造部材の耐震化完了後に計画的な対策が実施できるよう、中長期的な整備計画の策定に取り組む必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

学校からの要望等による施設の維持管理にかかる改修工事等は、小学校1,517件、中学校816件、高等学校228件、特別支援学校15件、幼稚園69件の合計2,645件を実施し、これに要した経費は、総額11億2,668万5千円となった。

また、施設の老朽化、長寿命化にかかる中長期的な整備計画の策定に向けて、引き続き、国の動向、他都市の先進的な取組状況等について情報収集を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

学校からの整備要望に対し、緊急性や危険度を勘案しながら優先度の高い外壁改修や屋上防水などから順次取り組み、施設の安全性を確保することができた。

施設の老朽化・長寿命化にかかる計画については、その策定のため、老朽度を測る定量的なデータ収集について、検討を進めている。

第5 課題及び課題への対応

日常の維持管理を適切に行うよう、その改修工事等を着実に行うとともに、学校施設の老朽化、長寿命化対策について、文部科学省から平成32年度までに計画を策定するよう要請されており、本市が本年度末を目指して策定することとしている「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、今後、その策定に取り組む。

ウ 教育の情報化の推進

第1 事務の目的・概要

ICT を効果的に活用した「わかる授業」や効率的な校務処理に資するため、教育の情報化を推進する。

第2 前年度における課題等

1 情報ネットワークシステムの運用管理

(1) グループウェア及び校務支援システムの利用促進を一層図るため、引き続きヘルプデスク対応や FAQ (よくある質問 : Frequently Asked Questions の略語) の充実・マニュアルの補足説明など、システムの操作方法の習得に係るサポートを充実させるとともに、運用の効率化を図る必要がある。

(2) 現行の情報ネットワークシステムの契約が平成 28 年 8 月末で満了するため、関係課との調整を踏まえ、次期情報ネットワークシステムの機能について決定する必要がある。

2 学校教育 ICT 化支援

(1) 教科指導における ICT 活用

小・中学校の授業における ICT 活用の課題などを分析した上で、その活用を促進するため、デジタル教材の段階的な導入などを検討する必要がある。

また、藤の木小学校を「授業改善推進校」に指定し、ICT を効果的に活用したわかりやすい授業づくりを推進するための指導方法について継続的に研究するとともに、その成果を、公開研究会、実践発表会、研修等を通じて他校にも普及させる必要がある。

(2) 学校支援活動

学校のニーズに応じた ICT を活用した授業の相談や支援については、今後も継続して「大学生による学校支援活動」や地域人材の活用による取組の充実を図る。

第3 平成 27 年度における管理・執行状況

1 情報ネットワークシステムの運用管理

(1) 操作方法のサポートとして、FAQ の充実や、マニュアルの補足説明の情報ネットワークシステムの掲示板への掲載などを行うとともに、運用の効率化の取組を行った。

(2) 次期情報ネットワークシステムの機能について決定した。

2 学校教育 ICT 化支援

(1) 教科指導における ICT 活用

全小学校に算数の指導者用デジタル教科書を整備し授業で活用するとともに、小学校の教員を対象とした「平成 27 年度 算数科デジタル教科書の活用状況調査」を実施し、活用状況などを調査・分析した。その内容等を踏まえ、平成 28 年度からの全中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）への数学の指導者用デジタル教科書導入に向け、検討を行った。

また、藤の木小学校及び長東小学校を「授業改善推進校」に指定し、ICT を活用した指導方法について実践研究を行うとともに、公開研究会、実践発表会等を実施した。

(2) 学校支援活動

各小・中学校が希望する具体的な支援内容を集約し、ホームページに掲載することで、学生の興味や適性に合った学校で支援活動が行われるようにした。また、「大学生による学校支援

活動」協定大学の担当者及び支援活動受入校の学校長を対象とした連絡協議会を実施し、成果や課題について協議した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 情報ネットワークシステムの運用管理

- (1) 操作方法のサポートの充実、運用の効率化の取組を実施することができた。
- (2) 次期情報ネットワークシステムの機能について決定することができた。

2 学校教育 ICT 化支援

(1) 教科指導における ICT 活用

全小学校に算数の指導者用デジタル教科書を整備したところ、「平成 27 年度 算数科デジタル教科書の活用状況調査」において、約 9 割の教員から、「児童に図形等を具体的に示すことで視覚支援効果があった」、「教員の指導の手段が増え、授業の幅が広がった」、「児童が、授業に集中するようになった」などの回答があり、効果を確認することができた。

この結果を踏まえ、全小学校での算数に続き、平成 28 年度から全中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）へ数学の指導者用デジタル教科書を導入することについて検討を行い、その予算を新たに確保することができた。

また、「授業改善推進校」に指定した藤の木小学校及び長束小学校において、ICT を活用した指導方法について実践研究を行い、その成果を公開研究会、実践発表会等を通じて他校に普及させることができた。

なお、「平成 27 年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査」のうち、「授業中に ICT を活用して指導する能力」において、「わりにできる」又は「ややできる」と回答した教員の割合が前年度から 1.9 ポイント上昇し、89.8% となった。

(2) 学校支援活動

ICT 利活用に係る具体的な支援内容を集約しホームページに掲載したことや「大学生による学校支援活動」協定大学との連携等により、大学生及び地域のボランティアによる支援を小・中学校 39 校に対して実施することができた。

第5 課題及び課題への対応

1 情報ネットワークシステムの運用管理

- (1) グループウェア及び校務支援システムの活用を一層図るため、引き続き、ヘルプデスク対応や FAQ の充実、マニュアルの補足説明など、システムの操作方法の習得に係るサポートを充実させる必要がある。
- (2) 現行の情報ネットワークシステムの契約が満了する平成 28 年 8 月末までに次期情報ネットワークシステムを調達する必要がある。

2 学校教育 ICT 化支援

(1) 教科指導における ICT 活用

小学校における「平成 27 年度 算数科デジタル教科書の活用状況調査」で明らかになった「操作の度にパソコンの前に戻るため、授業でのテンポが悪くなる」、「授業中、誤操作や ICT 機器のトラブルで時間がかかる」といった課題を踏まえ、教材作成機能を活用するなど授業でのより効果的な ICT の活用方法を教員に習得させる取組を実施する必要がある。中学校においては、教員を対象とした「平成 28 年度 数学科デジタル教科書の活用状況調査」を実施し、活用状況などを調査・分析する。こうした小中学校における算数・数学の指導者用デジタル教

科書導入に係る効果の検証を踏まえ、今後のデジタル教材等 ICT の活用方策について検討を行うとともに、引き続き、「授業改善推進校」において実践研究を進めながら、その成果を他校へ普及させる。

また、平成 22 年度に国費で整備した藤の木小学校を始めとする市立学校の ICT 機器が更新時期を迎えつつあることから、今後の本市全体の教育情報化の推進と併せて、ICT 環境整備の方向性についても検討していく必要がある。

(2) 学校支援活動

「大学生による学校支援活動」の目的は、ICT を活用した授業に特化したものではないため、ICT を活用した授業への支援については、学校のニーズ等を踏まえ取組の見直しを図る必要がある。

(参考) 算数科デジタル教科書の主な活用の効果（小学校）

区分	とてもそう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	全くそう思わない
① 児童に図形等を具体的に示すことで視覚支援効果があった	66.9%	28.4%	2.1%	2.6%
② 教員の指導の手段が増え、授業の幅が広がった	43.9%	49.4%	4.2%	2.5%
③ 教員が、授業での ICT 活用に関心を持った	34.7%	55.9%	7.1%	2.3%
④ 授業の「導入場面」で役に立った	42.8%	45.5%	8.6%	3.1%
⑤ 児童が、授業に集中するようになった	22.8%	64.8%	9.1%	3.3%

※ 「平成 27 年度 算数科デジタル教科書の活用状況調査」より抜粋

(広島市教育委員会事務局 平成 27 年 8 月実施)

工 学校の適正配置等

第1 事務の目的・概要

1 小・中学校

小学校の児童数はピーク時(昭和57年度)の61%、中学校の生徒数はピーク時(昭和62年度)の57%にまで減少し、一部の学校では小規模化が進んでいる。

こうした学校の小規模化に伴い児童生徒が相互に刺激し合い切磋琢磨する機会が少なくなることや、選択教科、部活動等において、生徒の多様な要望に十分に応えられなくなるなどの教育面の課題が生じている。

これらの諸課題に対処し、知・徳・体の調和のとれた教育を推進することを目的に、学校の適正配置に取り組み、あわせて、限られた財源の中で学校施設の効率的な整備・充実を図る。

第2 前年度における課題等

1 小・中学校

広島市立小・中学校適正配置計画(素案)は平成22年1月に作成後、一定期間が経過しており、平成27年1月に文部科学省が公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に、教育環境の向上と地域の活性化の両面から、関係部局と連携しながら、素案の見直しを検討する。

また、地域活性化のための小河内小学校の跡施設活用について、地域が主体に行う活用方策の策定に向けて関係部局と連携して支援を行う必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 小・中学校

素案の見直し作業に着手し、複式学級を有する小学校から現在の状況を聞き取ったほか、区役所から当該地域のまちづくり活動について状況調査を行った。

また、平成27年12月より小河内小学校の跡施設に「地域おこし協力隊」の隊員を1名配置し、住民が主体となった跡施設活用計画の策定の支援を行うとともに、交流活動拠点としての跡施設の運営や跡施設で開催されるイベントの企画・立案に従事させた。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 小・中学校

素案の見直しについては、学校や地域の状況を把握できたが、見直しに向けて引き続き検討することになった。

小河内地区に配置した地域おこし協力隊員は、地域NPO等が行うイベントに対して、区役所と連携しながら効果的な支援を行うことができたが、配置期間が短かったこともあり跡施設活用計画の策定に対する地域への支援が十分できなかった。

第5 課題及び課題への対応

1 小・中学校

広島市立小・中学校適正配置計画（素案）の見直しは、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、教育条件の改善が必要な学校に対して、小規模校のメリットを最大限生かす方策やデメリットの解消・緩和策やまちづくりにおける学校のあり方を検討したうえで、年度内を目途に、ある一定の方向性を示していきたい。

小河内小学校の跡施設については、跡施設活用計画を地域が中心となって策定する予定であるため、地域おこし協力隊による支援とともに教育委員会もこの検討に加わり、関係部局と連携しながら地域を支援する必要がある。

1 学校教育に関する事務
(2) 教員の人事に関すること

ア 教員の配置状況及び新規採用

第1 事務の目的・概要

教員の配置は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）等に基づき決定される教員定数に応じて行う（小学校、中学校、特別支援学校中等教育学校の県費負担の教員定数については、広島県教育委員会が決定し本市に配当する。）。

小・中・高・中等・特別支援学校の教諭及び養護教諭の新規採用に当たっては、採用候補者選考試験を広島県教育委員会と共同で実施している。

第2 前年度における課題等

教諭の欠員補充として配置している臨時の任用教諭が、平成 25 年度に比べて 3 人増加しているため、引き続き本務者の増員に努めるとともに、教諭の年齢構成が、前年度に比べ 0.5 歳若年化しており、引き続き年齢構成の平準化に努める必要がある。

平成 29 年度の県費負担教職員の給与負担等の権限移譲を踏まえ、本市独自の教員採用計画について検討を進める必要がある。

第3 平成 27 年度における管理・執行状況

1 教員の配置

市立学校に配置した教員の本務者数は、全校種を合計すると、5,164 人（幼稚園 58 人、小学校 2,988 人、中学校 1,539 人、高等学校 409 人、中等教育学校 10 人、特別支援学校 160 人）で、平成 26 年度と比較すると 22 人減となっている。

○ 教員数(本務者(再任用を除く))(平成 27 年 5 月 1 日現在) (人)

区分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	計
園長・校長	19*	136	62	8*	—	1	226
副園長・教頭	—	148	66	12*	1	2	229
部主事	—	—	—	—	—	3	3
主幹教諭	—	54	29	3*	—	—	86
指導教諭	—	2	1	—	—	1	4
教諭	39*	2,483	1,315	358*	8	148	4,351
養護教諭	—	143	64	10*	1	2	220
栄養教諭	—	22	2	—	—	1	25
実習助手	—	—	—	18*	—	2*	20
計	県費 58*	市費 58*	2,988	2,988	1,539 1,539	409* 409*	10 —
						160 —	158 2*
							5,164 469*

(*印は市費負担の教員、それ以外は県費負担の教員)

2 教員の新規採用

平成 27 年度に新規採用した教諭、養護教諭及び実習助手の人数は、235 人（幼稚園 2 人、小学校 123 人、中学校 84 人、高等学校 14 人、中等教育学校 0 人、特別支援学校 12 人）で、平成 26 年度に比べて 24 人の減となった。

また、平成 29 年度の県費負担教職員の給与負担等の権限移譲を踏まえ、本市の求める教員像を

示すなど採用のあり方について検討を行った。

○ 教員の新規採用者数（平成 27 年度）

(人)

区分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校		中等教育学校		特別支援学校		計	
教諭	2*		119		82		11*		—		12		226	
養護教諭	—		4		2		1*		—		0		7	
実習助手	—		—		—		2*		—		—		2*	
計	県費	2*	—	123	123	84	84	14*	—	—	—	12	12	219
	市費	2*	2*	—	—	—	—	14*	14*	—	—	12	—	235
														16*

(*印は市費負担の教員、それ以外は県費負担の教員)

第4 管理・執行状況に関する評価

1 教諭の欠員補充

教諭の定数に対して、本務者数が不足する場合は、欠員補充として臨時的任用教諭を配置している。平成 27 年度については、退職者の増加が見込まれる中、優秀な教員の確保に向けて、県教委と調整しながら欠員補充に努めたが、結果として臨時的任用教諭の配置数は、全校種を合計すると 341 人（幼稚園 13 人、小学校 156 人、中学校 99 人、高等学校 29 人、中等教育学校 1 人、特別支援学校 43 人）となり、平成 26 年度に比べて 25 人増加となった。引き続き本務者の増員に努める必要がある。

2 教諭の年齢構成

教諭の年齢構成は、臨時的任用等教職経験者を対象とした特別選考の受験可能年齢の上限を 59 歳まで拡大したことにより、教職経験豊富な教員を幅広い年齢で確保することができ、小学校を中心とした全般的なバランスのとれた年齢構成となりつつある。

第5 課題及び課題への対応

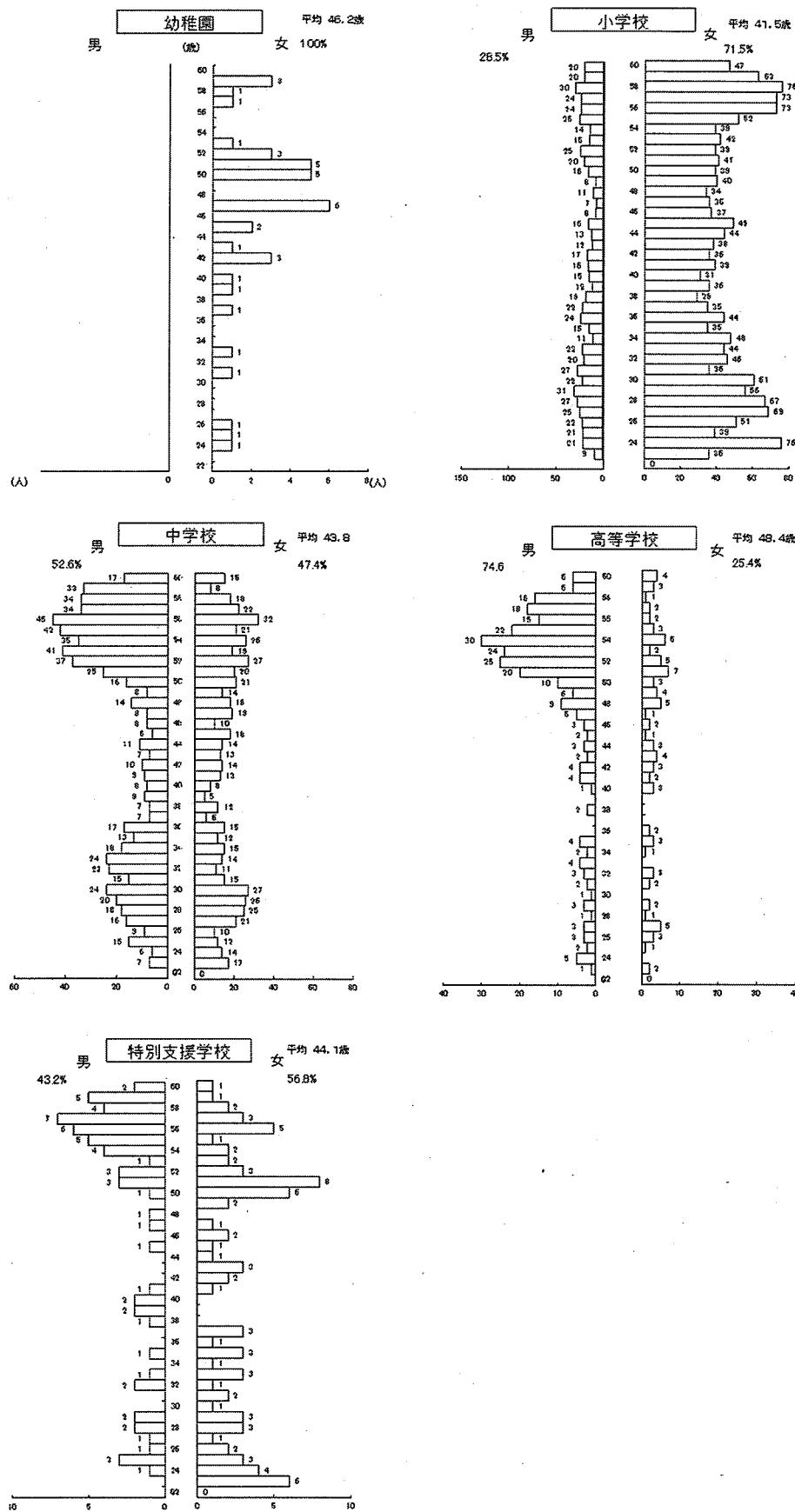
県費負担教職員制度に係る権限移譲や国の定数改善の動向を踏まえ、本市の実態に応じた計画的な教員採用を行うことにより、欠員解消を図るとともに、優秀な教員の確保に努める。

(参考) 教員の新規採用者数の推移

(人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
幼稚園	2	2	2	2	2
小学校	133	146	119	163	123
中学校	64	71	72	70	84
高等学校	10	4	11	15	14
特別支援学校	4	6	7	9	12
計	213	229	211	259	235

(参考) 平成 27 年度 各学校種別年齢構成 (教諭) (年齢は平成 28 年 3 月 31 日現在)



イ 教員の健康管理

第1 事務の目的・概要

児童生徒を直接指導する教員の健康の保持増進に向け、健康診断を実施するとともに、メンタルヘルス不調の未然防止、再発の予防対策を行う。

第2 前年度における課題等

1 健康診断について

対象者全員に定期健康診断を受診させる必要がある。

2 安全衛生管理体制について

各学校において衛生委員会（衛生委員会に準ずる組織）を毎月開催し、教職員が協力し合って安全衛生、健康管理等について調査審議し、改善に向けた取組を行う必要がある。

3 メンタルヘルス対策について

メンタルヘルス不調、精神疾患の減少に向け未然防止対策、早期発見、再発予防に重点を置いた対策を実施する必要がある。

4 入校・退校時刻の記録について

所属長から教員の入校・退校時刻の記録を報告させているが、在校時間が長時間になっている傾向があるため、この記録を教員の健康管理に向けて有効に活用できるようにする必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 健康診断について

全教員を対象として血圧、視力、聴力、結核検査、尿検査を実施し、35歳以上の者等には胃、心電図、便潜血、血液、腹囲検査を実施し、休職等やむを得ない理由の者以外は全ての教員が受診した。この結果を踏まえ、各学校の教職員保健管理担当医が個々の教員と面談し、保健指導等を行うとともに、指導区分の決定を行った。

なお、教職員保健管理担当医から「要再検査」とされた教員については、確実に再検査等を受診させるよう校長会等を通じて働きかけ、疾病予防に努めた。

2 安全衛生管理体制について

各学校において衛生委員会（衛生委員会に準ずる組織）を開催し、健康管理、安全衛生に関する調査審議を行った。

3 メンタルヘルス対策について

(1) 全学校でストレスチェックを行い、教員自らのストレス状況について気づきを促し、個々のストレスの軽減を図るとともに、検査結果から見られる各学校のストレス状況が改善できるように、校長、教頭を対象に職場環境改善研修を実施した。

(2) メンタルヘルス不調の未然防止のため、各学校において、臨床心理士等によるメンタルヘルス校内研修を開催した。また、新規採用教員（新卒者）と希望者を対象とした個人面談を実施した。

(3) 教員の心の悩みに対応するため、「こころの健康相談室」において相談員や専門医による相談や指導助言を行った。

4 入校・退校時刻の記録について

教員の健康管理のため有効に活用できるように、入校・退校時刻の記録について、各教員が入力時に月の累積時間を把握するとともに、管理職が所属教員の月の累積時間の状況を確認できるシステムを全学校に提供した。また、教員の健康管理を一層推進するため、各学校の状況を早く把握できるよう、年3回から毎月の報告に変更し、在校時間が長時間となっている教員には、校長を通じて勤務状況の把握を行うように努めた。

5 その他

本市の健康管理に関するそれぞれの取組を分かりやすいリーフレットにして整理し、ファイルに綴じた「こころとからだの健康のために」を各学校に配布した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 健康診断について

育児休業取得者等を除く全ての教員が健康診断を受診し、事業の目的を達成できた。

2 安全衛生管理体制について

衛生委員会等の平均開催回数が増加しており、管理職と教職員が協力し合って教職員の安全衛生、健康管理等について調査審議する体制づくりが進んだ。

衛生委員会等開催回数（幼・小・中・高・特別支援学校の1校当たりの平均。職場巡視を除く。）(回)

区分	平成26年度	平成27年度
衛生委員会 （※教職員数50人以上の学校 30校）	11.3	12.2
衛生委員会に準ずる組織 （※教職員数50人未満の学校 203校）	7.4	7.7

3 メンタルヘルス対策について

平成27年度の精神疾患による教員の病気休職者は53人で昨年度と比べて2人減少したが、病気休職者のうち精神疾患による者の割合は63.9%となり昨年度と比べて0.7%増えた。

このため、メンタルヘルス不調の未然防止、早期発見、再発予防の3つの柱を基本とする「教職員メンタルヘルス対策実施計画〔第2次〕」（平成26年4月策定）に基づくメンタルヘルス対策の取組の充実を図る必要がある。

病気休職者の状況

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
病気休職者（A）	81人	79人	88人	87人	83人
うち精神疾患による者（B）	55人	43人	48人	55人	53人
精神疾患による者の割合（B/A）	67.9%	54.4%	54.5%	63.2%	63.9%
（参考：全国）精神疾患による者の割合（文部科学省）	61.7%	59.5%	60.4%	未公表	未公表

4 入校・退校時刻の記録

平成 27 年度当初から、各教員が入力時に月の累積時間把握し、管理職が所属教員の月の累積時間の状況を確認できる新システムを実施できる体制を整えた。また、各学校からの定期報告を年 3 回から毎月に変更したことにより、各学校の状況を適切に把握することができ、管理職への働きかけなどが迅速に対応できるようになった。

第 5 課題及び課題への対応

1 健康診断について

対象者全員が健康診断を受診し健康管理ができるよう引き続き働きかける。

2 安全衛生管理体制について

各学校の衛生委員会等を毎月開催するよう管理職が取り組むことを働きかけるとともに、メンタルヘルス対策としての職場環境改善について審議するなど内容を一層充実する必要がある。

このため、平成 28 年度においても、管理職を対象とした職場環境改善研修を実施する。

3 メンタルヘルス対策について

メンタルヘルス不調、精神疾患の減少に向け、「教職員メンタルヘルス対策実施計画〔第 2 次〕」に基づき、未然防止対策、早期発見、再発予防に取り組む必要がある。

このため、ストレスチェックを継続実施し、その結果に基づき、健康リスクの高い学校を訪問して状況把握及び改善点を指摘するとともに、各学校において、臨床心理士等によるメンタルヘルス校内研修を開催する。また、平成 28 年度からは、ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対し、医師による面接指導を実施する。

さらに、特に心身のストレスが大きいと考えられる新規採用教員及び個人面談を希望する教員に対して、引き続き臨床心理士等による面談を実施する。

4 入校・退校時刻の記録について

各学校からの定期報告（毎月）に基づき、在校時間が長時間となっている学校や教員の状況を速やかに把握・分析し、必要に応じて職場環境の改善を図るよう管理職に働きかける。

ウ 教員の服務管理

第1 事務の目的・概要

教員は、教育を通じて国民全体に奉仕する全体の奉仕者としての地位の特殊性と職務の公共性を有しており、その服務規律の確保に向け、様々な取組を行っている。

第2 前年度における課題等

教員の不祥事の根絶に向け引き続き服務規律の確保に努める必要がある。

このため、教育公務員としての自覚の徹底を図るため管理職研修、初任者研修、経験年次別研修等に加え、事務処理に関する研修の充実に努める。

また、定例の校長会において、服務管理の徹底を毎回指示するとともに、教職員を対象とした服務研修会において、体罰やセクシャル・ハラスメントなどの具体的な事例をもとに、ロールプレイやグループワークを取り入れた研修を行うなど、研修内容や方法の充実を図る。

第3 平成27年度における管理・執行状況

教員の服務規律の確保を図るために、次の取組を行った。

- 1 校内に設置した「服務管理委員会」を活用し、校内研修の充実を図った。
- 2 初任者研修、教職経験6年次研修、教職10年経験者研修、管理職研修等で、服務研修や事務処理に関する研修を計画的に実施した。
- 3 各学校に設置した「ふれあい相談窓口」を活用し、児童生徒及び保護者への相談体制の強化を図るように指示した。
- 4 年間を通じて開催される校長会等において、適宜、事例紹介等の研修資料を配付し、指導の徹底を図った。
- 5 服務研修のための指導資料「教職員の服務規律のために」の改訂版を作成し、臨時の任用教諭を含めた全ての教員に配付し、計画的に服務研修を行った。
- 6 臨時の任用教諭については、教育公務員としての自覚を促すため、着任時、公務員として守るべき義務を明記した「宣誓書」を読み上げるとともに、校長から指導を受けることとした。

第4 管理・執行状況に関する評価

平成27年度の懲戒処分者数は前年度に比べて3人増加していることを踏まえ、不祥事防止に向けて服務規律の確保を一層図る必要がある。

第5 課題及び課題への対応

教育公務員としての自覚の徹底を図るため管理職研修、初任者研修、経験年次別研修等研修の充実に努める。また、定例の校長会において、服務規律に関する資料提供を行い、各学校で計画的に実施する服務研修会の充実を図る。

また、不祥事防止に向けたポスター等を作成して啓発に努めるとともに、服務規律に関する資料をとりまとめた「服務規律の確保のために」を各学校に配付し、教員の倫理観の向上を図る。

(参考) 教員の懲戒処分者数

(人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
免職	1	2	1	1	1
停職	1	0	2	1	1
減給	0	1	1	1	1
戒告	1	1	1	2	5
計	3	4	5	5	8

1 学校教育に関する事務

(3) 研修に関すること

ア 研修の実施

第1 事務の目的・概要

教職員の資質能力の向上を図るため、「広島市教員研修体系」に基づき、組織的・計画的な研修を実施する。

第2 前年度における課題等

初任者研修については、今後も大量採用が続くことから、校内指導体制の一層の充実を図るとともに、一層効率的で効果的な研修となるよう、教育センターで一斉に実施した方が効果があるもの、在勤校で実践的に実施した方が効果があるものという観点から、研修内容の見直しを行う。

また、初任者研修から 10 年経験者研修までの経験年次研修が各学校における人材育成と有機的に機能するよう、10 年経験者までに育成すべき資質能力を学校と共有化するとともに、在勤校における研修の一層の充実を図る必要がある。

第3 平成 27 年度における管理・執行状況

初任者研修や 10 年経験者研修などの教職経験年数に応じた研修、ひろしま型カリキュラム、ICT 活用等の教育課題や教科指導等に係る研修、教育活動や学校運営を推進する人材を育成することを目的とした学校づくりのための人材育成研修、管理職や教務主任等の職務に応じた研修を年間にわたりて 105 講座開設し実施した。

また、初任者段階から中堅教員段階へ、一定の力量を備え、キャリアアップできるよう、これまで、10 年経験者研修で使用していた評価表を、43 の内容に再構築するとともに、こうした 43 の内容が 10 年間で確実に身に付くよう、「研修マップ」を作成し、各幼稚園、学校へ周知した。

各研修の実施に当たっては、研修ごとに目標を設定し、受講者へのアンケートにより、その達成状況を把握した。主な研修の実施状況は次のとおりである。

1 初任者研修

初任者を対象として、教育者としての使命感や教科などに関する専門的知識、広く豊かな教養、実践的指導力等の教員としての基礎・基本を身に付けさせることを目的とした研修を実施している。

具体的には、初任者研修の推進・充実を図るため、教育センターで一斉に実施する研修として、平和教育、水泳指導、小学校理科実験実技を実施した。また、各学校における具体的な実践に結びつくよう研修内容及び方法を工夫するとともに、指導主事によるメンター制を取り入れ、初任者個々の教育実践上の課題に応じた個別の支援につながるよう工夫し、より一層の充実に努めた。在勤校においては、実践的に実施する研修として、生徒指導、特別支援教育、人権教育を実施した。こうした在勤校における研修を充実させるため、各幼稚園・学校における校内研修等の実践事例を紹介する「OJT News」を年 9 回配信した。

また、4 月当初、初任者が教員として職務を円滑にスタートできるよう、喫緊の課題である子ども理解や人間関係づくり等の生徒指導に係る研修を、採用前研修として実施するとともに、若

手教員育成のための校内指導体制の充実に向けて、校内における若手教員の支援体制づくりに係る事例集を作成し、管理職を対象とした連絡協議会を実施した。初任者研修には 221 名（幼 2 人、小 114 人、中 82 人、高 12 人、特 11 人）が受講した。

2 10 年経験者研修

10 年経験者を対象として、個々の能力、適正等に応じて、教員としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施している。

具体的には、これまでの教職経験を振り返らせるとともに、ミドルリーダーとしての自覚を持たせるため、組織の中の自己の役割や組織マネジメント、コーチング、授業研究に係る研修を位置づけ実施している。10 年経験者研修には 69 名（小 55、中 11、高 1、特 2）が受講した。

3 学校づくりのための人材育成研修

学校のミドルリーダーとして活躍することができる人材の育成を目指した、学校づくりのための人材育成研修（教育活動推進リーダー育成研修、学校運営推進リーダー育成研修）を実施した。教育活動推進リーダー育成研修には 34 名（幼 1、小 22、中 10、特 1）が、学校運営推進リーダー育成研修には 38 名（幼 1、小 24、中 12、特 1）が受講した。

4 管理職研修

管理職として学校運営上の課題の把握や課題解決に資するよう、新任教頭研修、経験2年次教頭研修、経験3年次教頭研修、新任園長・校長研修、経験3年次園長・校長研修を開設し、学校組織マネジメント、人材育成、学校運営上の課題解決等に係る研修を実施した（受講者数は次のとおり）。

＜管理職研修受講者数＞ (人)

研修名	受講者数
新任教頭研修	27（小16、中9、高1、特1）
経験2年次教頭研修	37（小25、中8、高1、中等1、特2）
経験3年次教頭研修	41（小23、中15、高2、特1）
新任園長・校長研修	26（幼4、小15、中7）
経験3年次園長・校長研修	32（幼2、小18、中12）

第4 管理・執行状況に関する評価

1 初任者研修については、教育センターで一斉に実施する研修、指導教員を中心とした在勤校における実践的な研修及び指導主事による実地指導を通して、初任者が円滑に教育活動に入り、自立して教育活動を展開していくための教員としての基礎・基本を身に付けさせることができた。また、指導主事によるメンター制を取り入れたことで、初任者個々の教育実践上の課題に応じた個別の支援を行うことができた。

初任者の在勤校における研修については、各幼稚園・学校が初任者の経験年数等に応じた研修を定期的に実施するなど、活性化が図られつつある。

2 10 年経験者研修については、学校組織マネジメントなど組織を意識させる研修内容を取り入れたことで、個々の力量の伸張を図るだけでなく、これからの中のミドルリーダーとしての自覚を持たせることができた。

3 学校づくりのための人材育成研修については、ミドルリーダーとしての自覚を深めるとともに、教育活動や学校運営を円滑に推進するための力量を高めることができた。

4 管理職研修については、学校組織マネジメントの視点に立った、組織開発・人材育成についての理解を深めることができた。特に、新任教頭研修、2年次教頭研修、新任園長・校長研修については、年間を通して研修を行い、各幼稚園・学校の実態を踏まえ教職員の協働性を生み出す学校づくり、人材育成、学校経営に係る計画立案を行い、所属幼稚園・学校における実践をもとにふり返りを行うインターバル研修を実施することで、学校運営上の課題解決に資するものとなつた。

5 研修内容を活用したいと思った受講者の割合は 94.0%で、目標値の 90%以上を上回ることができた。

・初任者研修 98.1%	・10年経験者研修 92.8%
・学校づくりのための人材育成研修 94.2%	・管理職研修 98.7%

第5 課題及び課題への対応

研修内容の見直しや育成すべき資質能力の再構築により、当初の目標を達成することができた。引き続き教職員の資質能力のさらなる向上に向けて、経験年次研修など、研修内容の見直し、改善を図っていく。

イ 校内研修・自己研修支援

第1 事務の目的・概要

校内授業研究の活性化を目指して、教育センター指導主事が、校内授業研究や研究協議会の進め方などについて年間を通して継続的に指導・助言を行う。

また、教員一人一人の自己研修を支援するため、教育センターを土曜日に開館し、自己研修の機会や場を提供する。

第2 前年度における課題等

1 校内研修支援

校内研修支援については、サテライト研修指定校と連携して「授業研究の充実に係る研究」を引き続き実施し、研修支援プランの検証と事例の蓄積を行い、教育委員会関係課と連携し、研究の成果を学校指導に生かす必要がある。

2 自己研修支援

教員一人一人の自己研修を支援するため、土曜開館等の自己研修支援が教員の自主的な研究推進につながるよう、内容等の更なる工夫・改善を図る必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 校内研修支援

サテライト研修指定校8校（小学校5校、中学校3校）と連携し、「授業研究の充実に係る研究」を継続して行い、支援の手立てを具体化するなど研修支援プランの見直しを行った。

また、本プランの考え方を周知するため、関係課指導主事への連絡協議会、「授業研究に係る実践研修」、サテライト研修指定校における理論研修を実施した。

2 自己研修支援

土曜開館の利用実績を踏まえ、年間8回土曜日に教育センターを開館した。

具体的な内容としては、発達障害者支援センターとの共催を含めた教育セミナーの実施、指導主事による教育実践上の課題に対する指導・助言、教育研究会等への研修の場の提供を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

- 1 校内研修支援については、自校の校内授業研究が改善されたと感じた受講者の割合は95.6%で、目標の90%を上回ることができた。
- 2 自己研修支援については、教育セミナーに延べ143人、指導主事への相談等に延べ50人、教育研究会等の自主的な研修（11グループ）延べ524人、合計延べ717人の利用があった。

第5 課題及び課題への対応

- 1 これまで8年間のサテライト研修指定校への指導により、校内授業研究の活性化についてはその方策を明らかにすることで一定の成果を得た。今後は、授業研究の目標設定や体制づくり等の校内研修の枠組みに対する指導から、研究主題を達成させるための授業研究への指導へシフトする必要がある。
- 2 教員のニーズを考慮し、授業づくりに焦点を当てたセミナーの充実を図るために、外部講師の招

聘等を検討する必要がある。

ウ 英語教員海外派遣研修

第1 事務の目的・概要

英語運用能力や実践的指導力などの英語指導力の向上を図るため、中学校の英語教員を英語指導法に優れている海外の研修機関等に派遣している。

第2 前年度における課題等

1 UCCセンター留学研修

研修内容をより一層充実させる必要があるため、「UCCセンター」との連絡調整を綿密に行っていく。

2 韓国大邱広域市への派遣研修

UCCセンターの研修で、英語で授業を行うための実践的な指導力を育成することができることとなった。

このため、平成27年度からは、「UCCセンター」の研修と一体的に行うこととする。

第3 平成27年度における管理・執行状況

韓国大邱広域市の語学研修施設「UCCセンター」へ夏季休業中、11名の中学校外国語科教員を派遣し、英語の授業方法に関する講義の受講や韓国の中学生を対象とした模擬授業を通して、英語運用能力や実践的な指導力を育成する研修を実施した。

第4 管理・執行状況に関する評価

研修前後に実施したTOEICの点数が上昇し、派遣教員の読解力、リスニング力の向上が見られた。また、研修後の授業では、教員が多様な英語表現を用いて授業を進め、生徒が英語で自分の気持ちを話したり聞いたりして表現する活動の充実が図られている。

第5 課題及び課題への対応

1 UCCセンター留学研修

英語教員海外派遣研修に、これまでの5年間で中学校英語教員の約4割を派遣し、派遣教員がリーダーとなって教科主任会や授業力アップ研修等において、他の教員にその成果を普及することで、教員の英語力の向上、英語による授業の実施率の向上等、一定の成果が得られた。

このため、平成28年度からは、研修参加者を講師とし、教員経験5年以下の教員を対象に、オールイングリッシュによる英語指導方法についての実践的な研修を実施することとする。

2 中学校英語指導助手(ALT)の配置

英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、身近な話題についての理解や簡単な情報交換、表現ができる能力を育成するため、新たに英語指導助手(ALT)を配置し、生徒がネイティブ・スピーカーから直接授業を受け、対話を重視したオールイングリッシュの授業の充実を図る。

- 1 学校教育に関する事務
(4) 児童生徒の就学等に関すること

ア 就学事務

第1 事務の目的・概要

児童生徒の就学事務について、学校教育法等に基づき次のような事務を行っている。

1 学齢簿の編製

本市に住所を有する学齢児童及び学齢生徒の就学の状況を管理・把握するため、学齢簿を編製している。

学齢簿は、住民基本台帳に基づき作成し、転居や指定学校変更、区域外就学等により記載内容に変更を生じたときは必要な加除修正を行っている。

2 入学期日・指定学校の通知

学齢に達する者の保護者に対して入学期日と指定学校を通知している。転入等により新たに学齢簿に記載された場合にも、同様に通知を行っている。

また、相当の理由があると認めたときは、保護者の申出により指定学校を変更し、保護者及び学校長へ通知している。

3 区域外就学等の就学事務

学齢簿に記載された児童生徒が本市立学校以外へ就学する場合は、その市町村教育委員会と協議するなど区域外就学の事務を行っている。

その他、住所異動に伴う転学、外国籍児童生徒の就学、特別支援教育が必要な者の就学、就学義務の猶予・免除、居所不明者の就学状況把握等の事務を行っている。

4 通学区域の弾力的運用(中学校における隣接校・行政区域内校選択制)

児童や保護者が教育内容や部活動等によって学校を選択できるよう、平成17年度から中学校における隣接校・行政区域内校選択制(以下「中学校選択制」という。)を導入している。

5 いきいき体験オープンスクール

児童生徒に自然を愛する心や他人を思いやる心などの豊かな人間性を育むため、自然環境に恵まれた学校(筒瀬小学校、似島小学校、似島中学校)を学区を超えて通学できるオープンスクール校に指定し、体験活動を特色とした教育を行っている。

第2 前年度における課題等

- 1 中学校選択制については、各中学校において特色ある学校づくりを進めるなど信頼される学校づくりを行うとともに、各中学校の教育活動、部活動等の情報を掲載したガイドブックの作成・配布や学校説明会の実施により、中学校へ進学する児童・保護者へ情報提供を行う。
- 2 いきいき体験オープンスクールについては、児童生徒を確保し、本制度の趣旨を踏まえた活動が実施できるよう、パンフレットやポスターの配布時期及びホームページへの掲載時期を早めるなど、効果的な広報活動を行う必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 学齢簿の編製等

市立の小・中学校及び特別支援学校（小学部・中学部）の平成28年5月1日現在の児童生徒数は、小学校6万5,254人、中学校2万8,957人、特別支援学校215人の合計9万4,426人で、国・県・私立の小・中学校、区域外就学等を合わせて約10万2,400人に係る就学事務を処理した。

また、平成26年2月から新システムを導入し、学齢簿を電算化した。新システムでは住民基本台帳と連携し、児童生徒の異動情報を月2回更新している。

2 通学区域の弹力的運用（中学校における隣接校・行政区域内校選択制）

中学校選択制については、平成28年度新入生9,532人のうち、この制度の希望申請者数は1,048人（11.9%）で、入学した生徒は485人（5.1%）であった。

（参考）中学校選択制の実施状況

（人）

入学年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新入学生数	9,904	9,606	9,684	9,696	9,603	9,532
希望申請者数	1,292	1,241	1,217	1,170	1,174	1,048
入学者数	645	594	540	561	528	485

3 いきいき体験オープンスクール指定校3校においては、栽培活動や海洋カヌー体験、庄原市立高野中学校との交流など恵まれた自然環境と小規模校の特徴を生かした体験活動を通して、児童生徒に自然を愛する心や他人を思いやる心など豊かな人間性を育む教育実践を行った。

児童生徒募集について、8月にパンフレット・ポスターを配布、9月にホームページに掲載、8月及び11月に市政広報紙「市民と市政」に掲載し広報した。また、似島中学校の募集については、広島市立中学校ガイドブックに案内のページを設けて広報した。

その結果、平成28年度に入学又は転入学した児童生徒は、筒瀬小学校7人（うち転入学0人）、似島小学校11人（うち転入学5人）、似島中学校21人（うち転入学1人）であった。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 システムを導入し、住民基本台帳と連携したことにより、住民登録地や住所異動情報等を迅速かつ的確に把握することが可能となり、より適正な事務処理を行えるようになった。また、学齢簿の電算化により児童生徒の在籍校や異動履歴等の確認が容易になったため、学籍整理の事務負担が軽減した。

2 中学校選択制については、平成28年度入学に係る希望申請者数は対前年度で微減しているが、希望申請書を提出した児童とその保護者を対象に実施したアンケート調査においては、「中学校で行われる教育活動や行事への関心が高まった。」と肯定的に捉える意見も多くあり、引き続き制度の適切な運用に努めていく必要がある。

3 いきいき体験オープンスクールの児童生徒募集については、特に似島中学校の募集において広島市立中学校ガイドブックでの広報を充実させたこと、自然体験活動に関する情報を積極的に発信したことなどにより、転入者が21人に増加した。

指定校3校においては、恵まれた自然環境や地域とのつながりを生かした体験活動を通して、児童生徒相互や地域住民との間に豊かなふれあいが生まれ、自然を愛する心や他人を思いやる心などが育まれている。一方、本制度の趣旨を踏まえた活動を継続していく上で、引き続き児童生徒の確保を図っていく必要がある。

第5 課題及び課題への対応

1 中学校選択制については、引き続き各中学校において特色ある学校づくりを進めるなど信頼される学校づくりを進めるとともに、各中学校の教育活動、部活動等の情報を掲載したガイドブックの作成・配布や学校説明会等を通じ小学校との連携を図りながら、中学校へ進学する児童・保護者に対し制度の趣旨等について、的確な周知に努めていく。

また、当該制度の運用上の課題への対応として、平成28年度から、入学者確定日の導入や、選択制利用者が中学校入学後に転居した場合の取扱いの見直し等も行い、制度の円滑な実施について配慮している。

2 いきいき体験オープンスクールについては、小・中連携教育やまちぐるみで児童生徒を育む教育活動を推進するとともに、引き続き児童生徒を確保するため、パンフレットやポスター、広島市立中学校ガイドブック、ホームページ等の内容を充実させるなど、効果的な広報活動を行う。

イ 就学援助

第1 事務の目的・概要

就学援助制度は、経済的理由によって就学に支障をきたさないよう、小学校及び中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費等必要な援助を行うことにより、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにする制度である。

なお、平成22年度からは、市立の小・中学校の児童生徒に加え、国・県・私立の小・中学校の児童生徒も対象としている。

第2 前年度における課題等

就学援助制度は、児童生徒の就学環境を確保する上で重要な制度であり、引き続き適切な援助に努める必要がある。

そのため、新システムを更に有効に活用しながら、事務負担の軽減と適正かつ効率的な事務処理を進めていく必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

平成24年度までは、厳しい経済情勢を反映し、受給者数・受給率・支給額が年々増加してきたが、平成25年度以降は減少傾向となり、平成27年度は受給者数28,298人、受給率27.9%となった。なお、給食費単価の変更のため、支給額は19億8,866万円に増加した。

また、平成26年度から、住民基本台帳や市民税等のシステムと連携し、申請時の保護者負担を軽減する取組を行っている。

(参考) 就学援助の受給者数等

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (決算見込み)
受給者数	広島市立	26,647人	28,883人	29,081人	29,245人	29,032人	28,599人	27,886人
	国立・県立・私立	—	353人	440人	455人	444人	427人	412人
	合 計	26,647人	29,236人	29,521人	29,700人	29,476人	29,026人	28,298人
受給率	広島市立	27.7%	30.2%	30.4%	30.7%	30.7%	30.3%	29.5%
	国立・県立・私立	—	5.1%	6.0%	6.3%	6.4%	6.2%	6.0%
	合 計	27.7%	28.4%	28.7%	29.0%	29.0%	28.6%	27.9%
支給額	広島市立	17億7,408万円	19億4,251万円	19億5,703万円	19億8,578万円	19億5,909万円	19億5,370万円	19億6,842万円
	国立・県立・私立	—	1,485万円	1,923万円	1,942万円	1,979万円	1,941万円	2,024万円
	合 計	17億7,408万円	19億5,736万円	19億7,626万円	20億520万円	19億7,888万円	19億7,311万円	19億8,866万円

第4 管理・執行状況に関する評価

平成26年7月から新システムの運用を開始して市税情報や住民基本台帳情報と連動したことにより、申請時の添付書類を省略し保護者負担を軽減するとともに、より適正な事務処理が行えるようになった。

一方、市税の改定等に合わせた認定審査が必要となったことにより、事務が複雑化し増大した。

第5 課題及び課題への対応

就学援助制度については、引き続き、新システムを更に活用しながら、適切な運用に努める必要がある。

併せて、福祉部門と連携し、就学援助対象者への自立相談支援機関の周知や、学校、スクールソーシャルワーカー及びくらしサポートセンター間の協力体制の構築等に取り組んでいる。

ウ 私立幼稚園就園奨励費

第1 事務の目的・概要

広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、入園料及び保育料の減免を行う私立幼稚園の設置者に対し補助金を交付することにより、私立幼稚園園児の保護者の負担軽減と幼稚園教育の振興を図る。

第2 前年度における課題等

私立幼稚園就園奨励費制度は、保護者の負担軽減等を図る上で重要な制度であり、国の制度との均衡を図りながら可能な限り予算の確保に努める必要がある。

また、新システムを更に有効に活用しながら、事務負担の軽減と適正かつ効率的な事務処理を進めることが必要である。

第3 平成27年度における管理・執行状況

平成27年度は、対象者12,427人に対し、15億1,177万8千円を補助した（うち国庫補助4億3,985万7千円）。

（参考）私立幼稚園奨励費の決算額等

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (決算見込み)
決算額 ()内は 国庫補助額	12億4,878万1千円 (2億7,860万7千円)	12億2,548万3千円 (2億8,001万9千円)	12億9,459万5千円 (3億1,405万3千円)	17億6,969万7千円 (4億3,566万7千円)	15億1,177万7千円 (4億3,985万7千円)
対象人数	13,846人	13,823人	14,018人	14,914人	12,427人

第4 管理・執行状況に関する評価

平成27年度に子ども・子育て支援新制度が施行されたことにより、平成26年度に120園あった補助対象の私立幼稚園が平成27年度は99園に減少した。

対象の私立幼稚園は減少しているが、国の補助単価引上げにより、低所得世帯には就園奨励費支給額の充実が図られている。

第5 課題及び課題への対応

平成28年度から、低所得世帯に対しひとり親世帯等の保護者負担軽減の特例措置の創設、多子世帯における保護者負担軽減措置の拡充等の制度が改正されることに伴い、平成27年度末に、システム改修や予算の確保等の対応を行ったところである。

今後更にこの制度改正の周知を図るとともに、制度の円滑な実施に努めていく必要がある。

1 学校教育に関する事務

(5) 教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること

ア 教育課程・学習指導に関すること

重

(ア) 学力の向上

第1 事務の目的・概要

児童生徒の基礎学力の向上を図るため、小・中学校の連携・接続の改善、「言語・数理運用科」及び小学校5・6年生での「英語科」の実施を主な内容とする「ひろしま型カリキュラム」を全小・中学校で実施する。

小学校1年生から小学校4年生までの前期4年間を「学びの基盤づくりと基礎の徹底」の時期と位置付け、読み・書き・計算等の基礎的な知識・技能の定着を図ることに重点を置き、小学校5年生から中学校3年生までの後期5年間を「思考力・判断力・表現力の向上と発展」の時期と位置付け、言語・数理運用科、小学校英語科の実施を重点的に行ったものである。

第2 前年度における課題等

1 小・中学校の連携・接続の改善

正答率30%未満の児童生徒の割合を減らすため、各中学校区の小・中連携教育研究会での取組を充実させるとともに、「広島市立中学校区小・中連携教育重点校」として指定している3中学校区の取組の成果を全小・中学校へ普及する必要がある。

2 「言語・数理運用科」の実施

改訂した学習指導案、副読本等を活用し、児童生徒の思考力、判断力、表現力の向上を図る取組を更に充実させる。また、今後の中央教育審議会での審議内容を踏まえ、新学習指導要領に対応した言語・数理運用科のあり方を検討する必要がある。

3 小学校「英語科」の実施

作成した授業指導資料を活用し、小学校英語科と中学校英語科の接続を図るとともに、児童生徒のコミュニケーション能力の更なる向上を目指す。また、今後の中央教育審議会での審議内容（英語教育のあり方）を踏まえ、新学習指導要領に対応した英語科のあり方を検討する必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 小・中学校の連携・接続の改善

小学校と中学校の学びをつないでいくため、各中学校区の小・中連携教育研究会において、小・中学校が共通の研究主題を設定して小中合同の研究会や研修会を行った。また、「広島市立中学校区小・中連携教育重点校」として平成26年度に引き続き3中学校区を指定し、知識・技能の定着や、学習習慣の定着を図るために実践研究を行った。また、公開研究会及び教務主任研修会を通して2年間の取組の成果の普及を図った。

2 「言語・数理運用科」の実施

教師の授業力を向上させるため、「言語・数理運用科」の研修を継続実施するとともに、改訂した学習指導案、副読本等を活用し、児童生徒の思考力、判断力、表現力の向上を図る授業実践を行った。

3 小学校「英語科」の実施

小学校6年生の15分授業において、「話す」「聞く」活動に加えて、「書く」活動を年間9回取り入れた授業実践を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 小・中学校の連携・接続の改善

全国学力・学習状況調査の結果からは、国語、算数・数学において、学習内容が概ね定着している状況を示す基準である平均正答率60%を上回っており、基礎的・基本的な学習内容は、定着していると考えられる。

一方、正答率30%未満の児童生徒の割合については、小学校では、国語科で0.1ポイント減少し、算数科で1.2ポイント増加している。中学校では、国語科で0.2ポイント減少し、数学科で0.2ポイント増加している。

(参考) 全国学力・学習状況調査における各教科のA問題の平均正答率(平成26・27年度実施)

小学校		(%)				中学校		(%)				
教科	国語		算数		教科	国語		算数		教科	数学	
	H26	H27	H26	H27		H26	H27	H26	H27		H26	H27
市	76.4	72.9	79.2	76.4	市	79.0	75.6	66.9	63.9	県	80.1	76.5
県	75.9	73.8	80.7	77.7	国	79.4	75.8	67.4	64.4	国	80.4	76.4
国	72.9	70.0	78.1	75.2								

(参考) 全国学力・学習状況調査における正答率30%未満の児童生徒の割合(平成26・27年度実施)

教科	国語		算数・数学		教科	国語		算数・数学		教科	(%)	
	H26	H27	H26	H27		H26	H27	H26	H27		H26	H27
小学校	3.0	2.9	2.0	3.2	小学校	3.0	2.9	2.0	3.2	中学校	2.5	2.3
中学校	2.5	2.3	8.4	8.6	中学校	2.5	2.3	8.4	8.6			

2 「言語・数理運用科」の実施

児童が必要な情報を取り出し、思考・判断し、目的に応じて表現するという学習活動が定着してきた。思考力・判断力・表現力を育成するための授業のあり方について教師の意識も高まり、各教科の授業改善も進んでいる。また、児童生徒が意欲的に学習に取り組めるよう改訂した教材を用いて、学習を進めることができた。

3 小学校「英語科」の実施

小学校6年生の15分授業において、昨年度作成した指導資料を活用して、全小学校で「書く」活動を年間9回取り入れることができた。

第5 課題及び課題への対応

1 小・中学校の連携・接続の改善

広島市立中学校区小・中連携教育重点校の成果の普及を図るとともに、各中学校区の小・中連携教育研究会での取組を充実させ、正答率30%未満の児童生徒の割合を減らすための研究実践の充実を図る。

2 「言語・数理運用科」の実施

児童生徒の思考力、判断力、表現力の向上を図る取組を更に充実させる。また、今後の中央教育審議会の審議内容や答申を踏まえ、新学習指導要領に対応した言語・数理運用科のあり方を検討する必要がある。

3 小学校「英語科」の実施

小学校英語科と中学校英語科の接続を図るとともに、児童生徒のコミュニケーション能力の更なる向上を目指す。また、今後の中央教育審議会での審議内容（英語教育のあり方）や答申を踏まえ、新学習指導要領に対応した英語科のあり方を検討する必要がある。

(イ) 徳育の充実

第1 事務の目的・概要

他人を思いやる心や生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育成するため、道徳教育や体験活動の充実を図るとともに、人権教育を推進する。

第2 前年度における課題等

1 道徳教育の充実

(1) 規範性をはぐくむためのプログラムの活用

道徳教育実践研究校において、開発した教材や問題解決的な授業づくりの実践研究の内容について、全市立小・中学校に普及させる必要がある。

このため、引き続き、開発した教材の検証授業を、実践研究校において行い、授業公開を通して、その成果を普及させるとともに、開発した教材等を全市立小・中学校に配布する。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

講演会後の意見交流の活性化を図る必要があるため、引き続き、優れた取組の事例や成果をまとめた資料を作成し、校長会や研修会等で配布する。

(3) 「ひろしまグッドチャレンジ賞」授与式の開催

引き続き、取組を継続する。

(4) 体験活動の実施

更なる体験活動の充実を図るため、引き続き、推進校での取組内容や活動の様子、実践研究の成果等について校長会や研修会、ホームページ等において普及する。

(5) 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

携帯電話やスマートフォンの使用に関する取組を進める必要があるため、引き続き、広島市PTA協議会等との連携を図るとともに、学校、家庭、地域が連携して、SNSに関わるトラブルを未然に防止する体制を構築する。

2 人権教育の推進

今後とも、優れた取組の事例や成果について各学校へ普及する必要があるため、引き続き、優れた取組の事例や成果について、校長会や研修会等において発信する。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 道徳教育の充実

(1) 規範性をはぐくむためのプログラムの活用

道徳教育実践研究校を指定し、郷土の先人や実在している人物を扱った新たな教材を作成するとともに、作成した教材及び問題解決的な授業づくりの実践研究を行い、授業公開を通して、その成果の普及に努めた。

また、新たに作成した教材・活動プログラムを加えた広島市道徳教育プログラムを全市立小・中学校に配布した。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

小学校141校、中学校64校、特別支援学校1校において、外部講師（心の先生）を招へいし、児童生徒の豊かな心をはぐくむことをテーマとした道徳授業を公開し、その内容について、児童生徒や保護者・地域住民が意見交換を行った。

また、優れた取組の事例や成果について、校長会で情報提供を行い、講話後の意見交流の充実を図った。

(3) 「ひろしまグッドチャレンジ賞」授与式の開催

ボランティア活動の取組事例や成果を校長会において普及した。

また、規範性や社会貢献の心をはぐくむボランティア活動等への生徒の積極的な参加を促し、活動への意欲を喚起するため、社会や地域に貢献するなど、善いことを自ら実践した生徒や生徒会、グループ 64 校、186 件に対して「広島グッドチャレンジ賞」を贈呈した。

(参考) 受賞者数等及び受賞校数の推移

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
受賞者数等	54 件	55 件	70 件	89 件	121 件	153 件	186 件
受賞校数	28 校	30 校	31 校	39 校	49 校	51 校	64 校

(4) 体験活動の実施

幼稚園 4 園、小学校 73 校、中学校 5 校、特別支援学校 1 校が、感動体験推進事業の推進校として、農業体験や車いす体験、高齢者との交流等を実施し、活動内容や成果を各学校のホームページ等で発信した。

また、全 19 園合同の幼稚園大運動会を実施するとともに、中学校の職場体験活動に係る生徒の保険料及び事業所との通信費を措置した。

さらに、小学校第 5 学年、中学校第 1 学年で野外活動等集団宿泊を行い、そのうち小学校 46 校が、「山・海・島」体験活動推進事業を実施した。

(5) 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

広島市 PTA 協議会等との連携を通じ、携帯電話・スマートフォン等の適切な使用を促進する取組（“10 オフ運動”）に合わせて、起床・就寝時刻や家庭学習の時間等を児童生徒がチェックできる「生活リズムカレンダー」を全学校に配布し、保護者の協力のもとで「全校一斉『生活リズムカレンダー』活用月間」を実施した。

また、基本的な生活習慣の定着を図るため、ホームページで「早寝 早起き 元気なあいさつ 朝ごはん運動」について広報した。

2 人権教育の推進

各幼稚園・学校の人権教育担当教員等を対象とした人権教育研修会を 1 回開催するとともに、広島市学校人権教育研究推進中学校区 1 中学校区、文部科学省委託事業人権教育研究推進校 2 校を指定し、学校における人権教育の指導方法等について実践研究し、その成果等を公開研究会や報告書等により各学校へ普及するとともに、校長会等で紹介した。

第 4 管理・執行状況に関する評価

1 道徳教育の充実

(1) 規範性をはぐくむためのプログラムの活用

研修会を通して、新たに作成した教材及び問題解決的な指導方法等を交流することで、「考え方、議論する道徳」に向けた教員の授業力の向上が図られている。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

講師自身の体験を踏まえた講話や生徒、保護者、地域住民の世代を超えた意見交流を通して、命の大切さや思いやり等について深く考えることができた。

(3) 「ひろしまグッドチャレンジ賞」授与式の開催

「広島グッドチャレンジ賞」の表彰が励みとなり、生徒自らが社会や地域への貢献に進んで取り組もうとする意欲・態度が醸成されており、全市立中学校から表彰の推薦があった。

(4) 体験活動の実施

地域の人々や児童生徒相互、自然との関わり合いの中で、幼児・児童生徒が学ぶ楽しさや成就感を実感するとともに、お互いを思いやる心や生命を尊重する態度を身に付けることができている。

幼稚園大運動会では、全 19 園の幼児が集い、体を動かして遊ぶ楽しさや自己表現の喜びを実感し、感動を共有することができた。

また、中学校の職場体験活動では、生徒の保険料と事業所との通信費を措置することで、各学校が円滑な体験学習を実施することができた。

さらに、宿泊を伴う集団宿泊活動では、児童生徒がお互いを思いやったり、共に協力し合ったりするなど、よりよい人間関係を築く力や社会性が育成されている。

(5) 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

各学校が、家庭との連携のもと、「10 オフ運動」に合わせて、「生活リズムカレンダー」を効果的に活用することで、生活習慣の改善に取り組もうとする意欲や態度が醸成されている。

2 人権教育の推進

研究推進校において、授業をはじめ、教育活動全体を通じて、一人一人の人権が大切にされる指導方法の改善が図られており、「基礎・基本」定着状況調査における、児童生徒質問紙調査の「自分には、よいところがあります。」「自分のよさは、まわりの人から認められていると思います。」の肯定的回答の割合が前年度より、それぞれ 15.6 ポイント、12.6 ポイント増加するなど、生徒の自尊感情が向上している。

第 5 課題及び課題への対応

1 道徳教育の充実

(1) 規範性をはぐくむためのプログラムの活用

「特別の教科 道徳」の目標に基づき、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れた指導方法及び評価方法について周知する必要がある。

このため、道徳教育実践研究校において、道徳の教科化に対応するために新たに作成した広島市道徳教育プログラムを活用した「考え、議論する」道徳の指導方法について実践研究を行い、研究の成果について、全市立小・中学校に普及させる必要がある。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

講演会後の意見交流の充実を図る必要があるため、引き続き、優れた取組の事例や成果について、校長会や研修会等で発信する。

(3) 「ひろしまグッドチャレンジ賞」授与式の開催

引き続き、取組を継続する。

(4) 体験活動の実施

更なる体験活動の充実を図るため、引き続き、各幼稚園・学校での取組内容や活動の様子、実践研究の成果等について園長・校長会や研修会、ホームページ等において普及する。

(5) 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

引き続き、各学校が家庭と連携し、基本的生活習慣の定着を図る取組を進める。また、携帯

電話やスマートフォンの使用に関する取組を進める必要があるため、広島市PTA協議会等との連携を図る。

2 人権教育の推進

今後とも、引き続き、優れた取組の事例や成果について、校長会や研修会等において発信する。

(ウ) 体力の向上

第1 事務の目的・概要

児童生徒の基礎的な体力、運動能力を向上させ、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲をはぐくむため、体力向上に資する取組の効果を検証し、その成果を全学校に普及させるとともに、体育の授業や特別活動、運動部活動などの充実を図る。

第2 前年度における課題等

1 体力向上推進事業の実施

(1) 意欲を高めるための取組

生徒が目標をもって主体的に体力向上に取り組めるよう「体力アップ認定証」を中学生に交付する必要がある。

このため、平成27年度からは、生徒の意欲の向上に向け、中学生に「体力アップ認定証」を交付する。

(2) 有効な事例を普及するための取組

小学校の「ソフトボール投げ」、中学校の「握力」の改善を図る必要がある。

このため、平成27年度は、小学校の「ソフトボール投げ」、中学校の「握力」の改善に向けて、実技研修会等を実施するとともに、引き続き、運動事例集及びその内容の動画を収録したDVDを活用した指導方法を研修会等で普及する。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

できるだけ多くの学校に指導者を派遣する必要がある。

このため、平成27年度は、より多くの学校に指導者を派遣できるよう、指導者を派遣できなかった学校に対し、二次募集を行う。

3 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

学校が希望する競技種目の指導者を確保することが難しい状況があるため、引き続き、指導者の確保に向けて、広島市スポーツ協会等の関係団体と連携し、本事業の一層の充実を図る。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

引き続き、生徒の意欲や技能、体力を高めができるよう、本事業の一層の充実を図る。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 体力向上推進事業の実施

(1) 意欲を高めるための取組

各小学校において、児童が目標をもって主体的に体力向上に取り組めるようにするために、「体力アップハンドブック」の配布や、「新体力テスト」の調査結果を基にした「体力アップ認定証」・「体力優秀賞」の交付を行った。

また、各中学校において、生徒が目標をもって主体的に体力向上に取り組めるようにするために、「体力優秀賞」に加え、新たに「体力アップ認定証」の交付を行った。

(2) 有効な事例を普及するための取組

ア 課題となっている運動種目の改善に向けて、運動事例集及びその内容の動画を収録したDVDの指導方法を研修会等を通して普及に努めた。

イ 体力向上の取組がより計画的・継続的に実施できるよう、各学校に、課題となっている運動種目ごとに重点的な取組内容を示した「体力つくり推進計画書」を作成・実施するよう指導・助言した。

ウ 体育科・保健体育科の授業における指導力の向上を図るため、小・中学校教育研究会と連携して実技研修会を実施した。

エ 体力向上推進校 4 校（小学校 2 校、中学校 2 校）において、体育科・保健体育科の授業改善に関する実践研究を行い、公開研究会や実践発表会を通してその成果の普及に努めた。

オ 体力向上推進校における取組の効果を検証し、その成果を報告書にまとめ、全小・中学校に配布した。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

サンフレッチェ広島や広島東洋カープをはじめとする「トップス広島」と連携し、学校が希望する競技種目の指導者の日程調整を行い、「トップス広島」に加盟している競技・スポーツ団体などの現役選手や地域の競技経験者を小学校 87 校に招へいし、実技指導を受けた。

3 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

広島市スポーツ協会等の関係団体と連携し、学校が希望する競技種目の指導者の確保に努め、中学校 53 校の運動部に、地域のスポーツ経験者など専門的な指導者 64 人を招へいし、実技指導を受け、技術力の向上を図った。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

市立高等学校 7 校の運動部活動に、専門的技術指導力を備えた指導者 7 人を招へいし、実技指導を受け、技術力の向上を図った。

5 平成 28 年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催

選手として競技大会に出場する高校生をはじめ、大会を支える補助員として参加する高校生、また、高校生活動として、競技会場を装飾する草花の栽培や大会参加者へ配布する記念品の作成等を行う高校生など、全ての高校生が「参加してよかったです」と思えるような大会となるよう、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、大会の競技運営や関連事業等を的確に把握し、開催に向けて計画立案する必要がある。

このため、広島市で開催する 5 競技の平成 27 年度大会（近畿大会）及び全国高校選抜大会等を視察するとともに、開催地実行委員会へ聞き取りなどを積極的に行い、関係する大会の運営状況の分析を行った。

第 4 管理・執行状況に関する評価

1 体力向上推進事業の実施

(1) 意欲を高めるための取組

小・中学校において、「体力アップ認定証」と「体力優秀賞」を交付することにより、児童生徒が自らの体力に関心をもち、体力向上への意欲を高めることができた。

(2) 有効な事例を普及するための取組

推進校による実践研究や実技研修会等を実施することで、各学校で効果的な取組が行われ、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における平成 27 年度の本市平均値が、全国の平均値を上回っている種目数が、小学校男子 8 種目中 5 種目、小学校女子 8 種目中 6 種目、中学校男子 9 種目中 6 種目、中学校女子 9 種目中 7 種目となっており、全体的に改善の傾向が見られ

る。

しかし、一方で、小・中学校の「握力」、小学校の「ソフトボール投げ」、中学校の「ハンドボール投げ」については、依然として課題となっている。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

児童にとって、卓越したプレーやスポーツへの姿勢や考え方につれて触れる機会となり、運動への興味・関心を高めることができた。

3 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

顧問教諭の指導力の向上が図られており、生徒の活動意欲や技能も向上も見られた。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

個に応じた指導により、生徒の活動意欲が高まるとともに、生徒の技能・体力及び大会成績の向上も見られた。

5 平成 28 年度全国高等学校総合体育大会(インターハイ)の開催

視察の結果等を基に、選手が最高のコンディションで競技大会に臨めるよう、特に屋外競技会場における暑熱対策を徹底し、熱中症対策に対応できるよう計画を図った。

また、競技役員・補助員の養成計画を策定するとともに各競技大会へ適正な配置ができるよう計画した。

第 5 課題及び課題への対応

1 体力向上推進事業の実施

(1) 意欲を高めるための取組

中学校第 2 学年の女子生徒の 22.0% が、1 週間の総運動時間が 60 分未満となっている。

このため、引き続き、「体力アップ認定証」・「体力優秀賞」を交付するとともに、主体的に運動に親しむ資質・能力を育成するための指導方法の工夫改善に取り組む必要である。

(2) 有効な事例を普及するための取組

小・中学校の「握力」、小学校の「ソフトボール投げ」、中学校の「ハンドボール投げ」の改善を図る必要があるため、改善に向けて、運動プログラムの見直しを行う。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

できるだけ多くの学校に指導者を派遣する必要がある。

このため、平成 28 年度も、引き続き、より多くの学校に指導者を派遣できるよう、指導者を派遣できなかった学校に対し、二次募集を行う。

3 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

学校が希望する競技種目の指導者を確保することが難しい状況があるため、引き続き、指導者の確保に向けて、広島市スポーツ協会等の関係団体と連携し、本事業の一層の充実を図る。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

引き続き、生徒の意欲や技能、体力を高めができるよう、本事業の一層の充実を図る。

5 平成 28 年度全国高等学校総合体育大会(インターハイ)の開催

大会開催期間は 7 月から 8 月までであることから、大会開催までの準備期間が短いため、競技役員・補助員及び競技会場並びに会場設営等の関係業者との協議・連携を充実させ、万全の体制で大会に臨めるよう準備を行う。



(工) 平和教育の推進

第1 事務の目的・概要

ヒロシマの被爆体験を原点として、生命の尊さと一人一人の人間の尊厳を理解させ、国際平和文化都市の一員として、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成するため、各学校において、被爆体験者から直接話を聞く会や、平和を考える集い等の開催を重点的に行ったものである。

第2 前年度における課題等

1 平和教育プログラムの推進

平和教育プログラムに基づいた平和教育を各学校で計画的かつ系統的に実施できるよう、学習計画や指導方法等についての研修を行うなど、更なる普及・啓発を行う必要がある。

2 被爆体験を聞く会等の開催

被爆者の高齢化等により、被爆体験を聞く会の講師の確保が次第に難しくなっているため、被爆体験者の証言を映像記録として収集し、整理・保存する取組を進めるとともに、被爆体験を聞く会の開催趣旨等の周知に引き続き取り組む必要がある。

3 平和を考える集い等の開催

全学年において地域の実情等に即した平和を考える集い等が実施されており、引き続き平和記念日の意義を理解させるための取組を推進する必要がある。

4 こどもピースサミットの実施

本事業の充実を図るため、引き続き、校長会等において周知に努めるとともに、市政広報紙「市民と市政」や広島市ホームページ等を活用して広く広報に努める必要がある。

5 ひろしま子ども平和の集いの実施

子どもたちの平和意識の高揚を図るため、ひろしま子ども平和の集いの趣旨及び取組内容について、校長会等において周知に努めるとともに平和メッセージを発信する取組の充実を図る。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 平和教育プログラムの実施

学習内容や指導方法等の改善・充実を図るため、実践協力校（小学校4校、中学校2校、高等学校1校）において授業公開及び実践発表を行った。

2 被爆体験を聞く会等の開催

市立学校121校において、被爆体験者を招へいし、被爆の実相や平和への願いを聞く会等を開催した。また、被爆体験者2名の証言を映像記録としてDVDを作成した。

3 平和を考える集い等の開催

全学校において、平和記念日に焦点をあて、平和を考える集い等を開催した。

4 こどもピースサミットの実施

年度始めに校長会で本事業の取組を周知し、市内の小学校が平和についての意見作文に取り組み、「平和の歌声・意見発表会」を経て、児童の代表2名が平和記念式典での「平和への誓い」を発信した。「平和への誓い」を広島市ホームページに掲載した。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

メッセンジャーとして選ばれた中学校第3学年の生徒19名が、8月5日に、23人の駐日大使に自作の平和メッセージを英語で伝えるとともに、8月6日には、平和公園を訪れた海外の人々、「ひろしま子ども平和の集い」「青少年未来会議」の観客の方々に英語で平和メッセージを発信

した。

6 ひろしま子ども平和の集いの実施

市立小学校 1 校、市立中学校 1 校、高等学校 3 校、2 団体（中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」、広島市高校生交換留学生）が参加し、平和記念式典に参加する他都市からの参加団体（4 団体）とともに平和へのメッセージを発信した。

7 平和に関する意識実態調査の実施

平成 7 年度から小・中学校等において 5 年ごとに行っている「平和に関する意識実態調査」を次の通り実施した。

調査名	実施時期	調査対象	内容
調査 I 「平和教育に関する調査」 (児童生徒質問紙調査)	平成 27 年 11 月	市立小学校第 4 学年～高等学校第 3 学年の児童生徒約 4400 人を抽出	「知識・理解」「学習経験」「関心・意欲」「学習効果」の 4 つを観点とした質問事項
調査 II 「学校における取組の状況 調査」(学校質問紙調査)	平成 27 年 11～12 月	全市立幼稚園、小・中・高等学校、広島中等教育学校、広島特別支援学校	「学習場面の設定」「平和教育に関する取組」「学校敷地内の被爆関連施設」等の質問事項

第 4 管理・執行状況に関する評価

1 平和教育プログラムの推進

全学校の教員が研修に参加し、学習計画や指導方法等について理解を深めるとともに、各学校において平和教育プログラムに基づいた平和教育が、計画的かつ系統的に行われるよう普及・啓発を図ることができた。

2 被爆体験を聞く会等の開催

被爆体験者の話をもとに戦時中の生活の様子や被爆の実相などの理解を深めることができた。

3 平和を考える集い等の開催

全学校において、地域の実情等を考慮し、8 月 6 日を中心として平和を考える集い等を実施しており、各学校における平和教育の取組の充実が図られている。

4 こどもピースサミットの実施

校長会で周知し、6 年生が在籍する全ての市立小学校が平和についての意見作文に取り組み、平和への意識の高揚を図ることができた。また、「平和への誓い」を広島市ホームページに掲載し、県外からも感想や意見が寄せられた。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

メッセンジャーに選ばれた中学校第 3 学年の生徒 19 名は、4 月から 5 回の事前研修に参加することを通して熱心に話し合い、英語力の向上をはかり、広島市の中学生の代表として、ヒロシマの平和への願いを伝えることができた。

6 ひろしま子ども平和の集いの実施

参加した児童生徒から、「平和の大切さについて今までより深く考えるようになった」「全国から集まつた子どもたちと広島の子どもたちの交流は意義深い」等の感想が寄せられており、児童生徒が集いの意義を感じるとともに平和への意識が高まった。

7 平和に関する意識実態調査の実施

「平和教育に関する調査」によると、広島市の被爆年月日時の正答率は、小学校が 75.3%、中学校が 78.3%、高等学校が 76.7%であり、前回調査を小学校が 42.3 ポイント、中学校が 22.6 ポイント、高等学校が 10.4 ポイント上回った。

また、原子爆弾や戦争について教わった人については、小・中・高等学校を通して「学校の先生」が一番多く(小学校 85.5%、中学校 81.8%、高等学校 74.8%)、次いで「被爆体験者」(小学校 66.5%、中学校 68.7%、高等学校 74.0%)であった。

原子爆弾や戦争についての学習教材・情報源については、小学校では「ひろしま平和ノート」(79.1%)、中・高等学校では「平和記念資料館の資料」(中学校 88.0%、高等学校 88.3%)と回答した児童生徒の割合が最も高かった。

平和学習を通して知ったり、考えたりしたことについては、小・中・高等学校を通して、「原子爆弾の被害やその様子」「原子爆弾は大切なものを奪ってしまう」「戦争中の子どもたちの生活や、家族と引きはなされる悲しさ」「戦争の恐ろしさを伝えていこうとする人々」の項目で 70%以上の割合を示した。

「学校における取組の状況調査」によると、被爆体験を聴いたり見学を行ったりする活動は、幼稚園においては全園で、小学校においては高学年を中心に行われており、高等学校においては、第1学年を中心とした被爆体験を聴いたり見学を行ったりする学習に取り組んでいることがわかった。

本調査の実施により、児童生徒の平和に関する意識実態や学校の指導の取組状況を把握することができた。

第5 課題及び課題への対応

1 平和教育プログラムの推進

本プログラムを中心とした平和教育の充実を図るため、引き続き実践協力校を指定し、授業研究を行うとともに、その取組の普及に努める。

2 被爆体験を聞く会等の開催

被爆者の高齢化等により、被爆体験を聞く会の講師の確保が次第に難しくなっているため、引き続き、被爆体験者の証言を映像記録として収集し、整理・保存する取組を進めるとともに、被爆体験を聞く会の開催趣旨等の周知に取り組む。

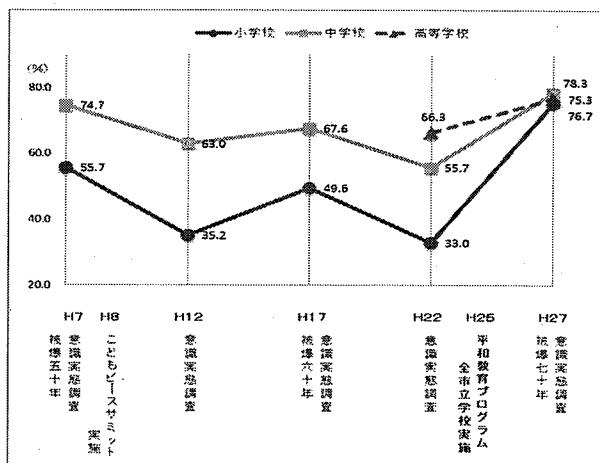
3 平和を考える集い等の開催

全学校において、地域の実情等に即した平和を考える集い等が実施されており、引き続き平和記念日の意義を理解させるための取組を推進する。

4 こどもピースサミットの実施

本事業を広く市民に周知するため、引き続き市政広報紙「市民と市政」や広島市ホームページ等を活用して広報に努める。

(参考) 広島市の被爆年月日時経年変化



5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

本事業の充実を図るため、全ての市立中学校から平和メッセージの応募が寄せられるよう、校長会等において周知に努めるとともに、引き続き市政広報紙「市民と市政」の活用や報道機関への情報提供を行い、広報に努める。

6 ひろしま子ども平和の集いの実施

本事業の充実を図るため、ひろしま子ども平和の集いの趣旨及び取組内容について、校長会等において周知に努めるとともに平和メッセージを発信する取組の充実を図る。

7 平和に関する意識実態調査の実施

被爆体験者の高齢化が進み、被爆の実相や地域の復興等を伝える地域の方々も少なくなっている。こうしたことから、各学校において被爆体験者から直接話を聞く時間を設定したり、小・中・高等学校の各発達段階において平和記念資料館を見学したりするなど、体験的な学習を通して被爆の実相を実感できる場面を効果的に取り入れる必要がある。

また、「平和についての自分の考えをまとめる学習」「平和についての自分の考えをもとに発表したり、意見を交流したりする学習」については、校種間で取組に差が見られた。特に、中・高等学校においては、自分の考えをまとめるだけでなく、考えを発表したり交流したりする学習場面の設定の工夫が望まれる。

なお、次の「平和に関する意識実態調査」は、平成32年度に実施を予定している。

(才) 文化芸術教育の推進

第1 事務の目的・概要

学校における文化芸術教育の充実を図り、児童生徒の豊かな情操や感性をはぐくむために、児童生徒に、本物の文化芸術に触れる機会や文化芸術に関する学習の成果を発表する機会を提供するとともに、学校における文化芸術教育の活性化を支援する。

第2 前年度における課題等

1 文化の祭典の開催

全ての学校の参加に向けて、引き続き小中高等学校長会、広島市小学校教育研究会、広島市中学校文化連盟及び広島市高等学校文化連盟と連携して取り組む。また、来場者数の増加を図るために、市政広報紙「市民と市政」や広島市ホームページ等を活用して広く広報に努める。

2 伝統文化に関する教育の推進

各学校において児童生徒が伝統芸能や生活文化に直接触れる機会を提供するなど、引き続き事業成果の普及に努める。

3 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

引き続き指導者の発掘に努めるとともに、指導者の招へいを希望する中学校について、指導者の紹介を行う。また、指導者を招へいする中学校については、指導報告書により活動状況の確認・指導を行い、部活動の活性化を図る。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 文化の祭典の開催

文化の祭典の開催に係るチラシを作成し、各小中高等学校の全児童生徒に配付するとともに、オープニングイベント会場には、開催の1週間前からポスターを掲示した。

小・中・高等学校の各校種における文化の祭典を以下のとおり開催した。

区分	期日	場所	部門
オープニングイベント	平成27年10月10日	福屋駅前店6階 マルチの広場	
小学校の部	平成27年12月12日 ～12月13日 平成28年2月24日 ～2月29日	広島市青少年センター ホール 広島市文化交流会館 広島文化学園HBGホール JMSアステールプラザ 市民ギャラリー	・ことばの部 (音読・暗唱、作文発表、読書感想文発表など) ・音楽の部 ・展示の部(書写、図画工作など)
中学校の部	平成27年11月3日～ 11月8日	JMSアステールプラザ 中・大ホール 市民ギャラリー	・ステージ部門 (吹奏楽・合唱・器楽) (演劇・放送コンテスト・話し方・英語暗誦) ・展示部門 (書写・家庭科・技術・社会・美術など)
高等学校の部	平成28年1月6日 ～1月9日	佐伯区民 文化センター ホール 大会議室、大広間 中会議室 美術工芸室	・ステージの部 (演劇、放送、箏曲、合唱、吹奏楽、合同演奏) ・展示の部 (美術、書道、インターネット、文芸、茶華道など)

2 伝統文化に関する教育の推進

指導主事による学校訪問指導において、我が国の伝統文化について理解を深めるために、児童生徒が伝統芸能や生活文化に直接触れる機会を設けるよう指導を行った。

3 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

市立中学校の文化部等に、文化・芸術に造詣が深く指導力の優れた地域の人材を招へいし、生徒の多様なニーズに応じた文化活動の活性化を図った。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 文化の祭典の開催

「小学校の部」及び「高等学校の部」については、いずれかの部門に全小・高等学校が参加し、「中学校の部」については、61校が参加した。

また、各学校の発表や作品の質の向上が図られており、文化芸術に関する指導の充実や児童生徒の興味・関心が高まってきたことがわかる。来場者の95%以上が「参加してよかったです。」と肯定的な回答をしており、文化の祭典は、保護者・市民から肯定的にとらえられていることがうかがえる。

2 伝統文化に関する教育の推進

伝統文化に直接触れる機会を設定した学校は、小学校では130校、中学校では63校、特別支援学校1校であった。伝統文化や生活文化に直接触れた児童生徒は、「自分たちも伝統文化を守っていくことが大切である」等の回答をしており、理解を深める機会となった。

3 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

56校、12種類の部活動に62人の指導者を招へいした。中学校より提出された実施報告書によると、「個に応じた指導等により、生徒の活動意欲が高まった。」「自発的・自主的に取り組むなど、活動が活性化した。」について、すべての中学校が肯定的な回答をした。

第5 課題及び課題への対応

1 文化の祭典の開催

全ての学校の参加に向けて、引き続き小中高等学校長会、広島市小学校教育研究会、広島市中学校文化連盟及び広島市高等学校文化連盟と連携して取り組む。また、市政広報紙「市民と市政」や広島市ホームページ等を活用して広く市民への広報に努める。

2 伝統文化に関する教育の推進

各学校において児童生徒が伝統芸能や生活文化に直接触れる機会を提供するなど、引き続き事業成果の普及に努める。

3 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

引き続き指導者の発掘に努めるとともに、指導者の招へいを希望する中学校について、指導者の紹介を行う。また、指導者を招へいする中学校については、指導報告書により活動状況の確認・指導を行い、部活動の活性化を図る。

(力) 多様な教育の推進

第1 事務の目的・概要

社会的課題に対処する意欲や態度をはぐくむため、キャリア教育や福祉教育、国際理解教育、環境教育等の多様な教育を推進する。

第2 前年度における課題等

1 キャリア教育、福祉教育の推進

学校の取組への支援及び地域への普及・啓発に努める必要がある。引き続き、地域への一層の普及・啓発に向け、地域・企業にリーフレットを配布するとともに、ホームページを活用した広報や職場体験の受入可能事業所リストの充実を図る。

2 国際理解教育の推進

国際理解教育の推進の取組を実施するとともに、優れた事例を全学校に普及する必要があるため、引き続き、優れた事例を校長会や研修会等で周知するとともに、留学生の体験の発表する場を設け、成果の普及に努める。

3 環境教育の推進

各学校における取組の一層の充実を図る必要があるため、引き続き、優れた事例を校長会や研修会等で普及するとともに、関係部局や企業との連携を図る。

また、引き続き、ユネスコスクールへの加盟及びESDの普及に向けて、加盟校の取組及びその成果について、ホームページ等を活用して全学校へ発信するとともに、校長会や教員を対象とする研修会において、実践発表を行う。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 キャリア教育、福祉教育の推進

職場体験学習のリーフレットを作成し、ホームページに掲載するとともに、事業所等へ受入の依頼を行う際の資料を各中学校に配布した。また、ホームページで受入可能事業所を募集し、受入可能事業所リストを随時更新した。

学校においては、実施学年を変更するため実施しなかった3校を除く全市立中学校の2年生又は3年生が、地域の事業所や病院、福祉施設等の支援を受け、職場体験学習を実施した。また、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等で、車いす体験やアイマスク体験、高齢者や障害を持った方々との交流、ボランティア活動等を実施した。

2 国際理解教育の推進

国際的視野をもった人材の育成を図るため、アメリカ、インド、エクアドルなど7カ国に7名の高校生を1年間派遣するとともに、スウェーデン、カナダ等5カ国から5名の留学生を受け入れた。また、「ひろしまこども平和の集い」において、留学を終え帰国した生徒と本市に留学中の生徒が平和のメッセージを発表し、それぞれの体験や異文化理解の大切さについて伝える機会を設けた。さらに、帰国・外国人児童生徒の日本語能力等を育成するため、日本語学習教室の設置及び日本語指導協力者を派遣し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充を行うとともに、教育相談員を派遣し、教職員と保護者との相談活動の支援を行った。

学校においては、各教科や道徳、総合的な学習の時間等で、外国の人々の生活や歴史などに関

する学習を実施するとともに、アメリカ、イギリス、韓国、オーストラリアなどの、小・中・高校生及び教育関係者と、授業参観、生徒間交流、教職員との懇談、おもてなし市民交流、ホームステイ、クラブ活動などの交流活動を行った。

3 環境教育の推進

市立学校環境月間を6月と定め、小・中学校に環境局主催の取組や企業とコラボした環境学習などを推奨して、各学年1つ以上の取組をするよう通知した。

学校においては、全学校が環境教育に係る全体計画、年間指導計画を作成し、これを基に全教育課程を通して計画的・系統的に取組を実施した。また、環境局が実施する「ライトダウンキャンペーン」に小学校113校、中学校30校が、「夏休みこどもエコチャレンジ」に小学校139校が取り組むとともに、「企業の出前授業」を小学校78校、中学校3校が実施した。

また、環境問題など、地球規模の課題の解決に向けて取り組み、持続可能な未来や社会を構築することを目指した教育を行うユネスコスクールの活動について、校長会やホームページ等で紹介し、本年度、小学校1校と中学校1校が新たに申請した。(計 小学校4校、中学校1校)

第4 管理・執行状況の評価

1 キャリア教育、福祉教育の推進

児童生徒は、職場体験学習や福祉体験学習を通して、将来の生き方や社会と自己の関わりについて考え、規範意識やコミュニケーション能力、思いやりの心をもって助け合う態度を身に付けている。

2 国際理解教育の推進

児童生徒は、各教科等における自国や諸外国・地域の歴史や文化等の学習や、国際交流活動を通して、異なる文化・思考を理解する能力や態度を身に付けるとともに、国際社会の中で共に生きていくことの大切さを学習することができた。

また、海外へ派遣した高校生は、留学体験を通して、豊かな国際的感覚、語学力、コミュニケーション能力などを身に付けるとともに、国境を越えた幅広い人的ネットワークを形成できた。今後、より多くの高校生に、留学の機会を提供することが求められる。

さらに、日本語指導を中心とした基礎的な学力補充等を通して、ほとんどの児童生徒が、日常生活に必要な会話力を身に付け、円滑な学校生活が送れるようになっている。

3 環境教育の推進

児童生徒の地球温暖化などの環境問題に対する関心が高まり、環境保全に参画する態度や実践力が育っている。

第5 課題及び課題への対応

1 キャリア教育、福祉教育の推進

学校の取組への支援及び地域への普及・啓発に努める必要がある。引き続き、地域への一層の普及・啓発に向け、地域・企業にリーフレットを配布するとともに、関係部局や企業と連携を図り、ホームページを活用した広報や職場体験の受入可能事業所リストの充実を図る。

2 国際理解教育の推進

国際理解教育の推進の取組を実施するとともに、優れた事例を全学校に普及する必要があるため、引き続き、優れた事例を校長会や研修会等で周知するとともに、生徒と留学生が交流する場

を設ける。

また、多くの高校生に留学の機会を提供するため、長期留学に加え、長期休業中における短期留学の実施を検討する。

3 環境教育の推進

各学校における取組の一層の充実を図る必要があるため、引き続き、優れた事例を校長会や研修会等で普及するとともに、関係部局や企業との連携を図る。

また、引き続き、ユネスコスクールへの加盟及びESDの普及に向けて、加盟校の取組及びその成果について、ホームページ等を活用して全学校へ発信するとともに、校長会や教員を対象とする研修会において、実践発表を行う。

(キ) 少人数教育の推進

第1 事務の目的・概要

基本的な生活習慣の確立と基礎・基本の学力の確実な定着を図り、個性や能力を伸長する教育の充実を図ることを目的に、児童生徒の発達段階や教科の特性を踏まえて、義務教育9年間を見通した少人数による個に応じたきめ細かな指導を推進する。

第2 前年度における課題等

今後も引き続き、少人数学級及び少人数指導のよさを生かした指導の充実を図る必要がある。

このため、平成27年度も引き続き、少人数学級や少人数指導のよさを生かした効果的な指導方法等について具体的な事例を示し、授業研究会や研修会等において普及を図る。

今後、更なる少人数教育の推進に当たっては、教職員の定数改善計画などの国の動向、本市の財政状況や児童生徒数の推移、これまでの取組の成果や課題を検証しながら検討を行う。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 少人数学級の実施

小学校1年生から中学校1年生までの学年で、原則として35人以下学級を実施した。また、本年度市費臨時の任用教諭新規採用者に対し、実地指導を行うとともに、平成28年度新規採用予定者で参加を希望する者に対し、少人数のよさを生かした授業づくり等について研修を実施した。

2 少人数指導の実施

中学校2・3年生の学級生徒数の平均が30人を越える学校で、国語・数学・英語のうち学校が希望する教科について非常勤講師を配置し、中学校第2学年19校、中学校第3学年14校で、習熟度別の少人数指導を実施した。その内の6校で、習熟度別の少人数指導のよさを生かした授業づくりについての授業研究を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 少人数学級の実施

教員が少人数学級を肯定的に捉えており、机の配置など教室空間を有効に活用する工夫を行うことや生徒一人一人の理解度やつまずき等に応じて丁寧に支援することなど、少人数学級のよさを生かした指導の改善が図られている。

2 少人数指導の実施

授業中、じっくりと考えながら学習に取り組むなど、生徒が習熟度別の少人数授業に意欲的に取り組んでいる。

また、生徒一人一人がじっくり考える機会や、生徒一人一人が発言、発表する機会を設定するなど、教員が指導方法の工夫を図り、一人一人にきめ細かな指導をすることを大切にしながら授業を行っている。

第5 課題及び課題への対応

今後も引き続き、少人数学級及び少人数指導のよさを生かした指導の充実を図る必要がある。

このため、平成28年度も引き続き、少人数学級や少人数指導のよさを生かした効果的な指導方法等について具体的な事例を示し、授業研究会や研修会等において普及を図る。

今後、更なる少人数教育の推進に当たっては、教職員の定数改善計画などの国の動向、本市の財政状況や児童生徒数の推移、これまでの取組の成果や課題を検証しながら検討を行う。

イ 魅力ある高校づくりの推進

第1 事務の目的・概要

生徒の多様な興味・関心・進路希望等のニーズや新しい時代に対応した魅力ある高校づくりを行い、一人一人の可能性を伸ばし個性を生かす教育を推進することを目的に、市立高等学校改革の基本方針である「広島市ハイスクールビジョン」(平成22年3月策定)等に基づき、各学校それぞれの特色に応じた多彩な教育活動を展開する。

第2 前年度における課題等

1 学力の向上

少人数指導や定時制課程の学び直しの授業について、指導内容の充実を図るなど、生徒一人一人の学習の進度や進路希望に応じた学力向上に係る取組を進める必要がある。

このため、少人数指導や定時制課程の学び直しの授業については、指導内容の充実を図るよう引き続き支援を行うとともに、外部人材の活用を含め、各学校に応じた学力向上対策ができるよう、支援を検討する。

また、市立高等学校の授業研究会を引き続き実施し、教員の指導力の向上を図ることができるよう、指導・支援を行う。

2 キャリア教育の推進

今後、生徒一人一人のニーズに応じたキャリア形成に向けて、教員の指導力向上や指導内容の充実を図る必要がある。

このため、専門技術派遣研修等の研修機会を利用し、教員の資質能力・授業力向上を図るとともに、積極的に外部人材を活用し、生徒の学習意欲の喚起を促す。

さらに、高大連携の推進について、教育ネットワーク中国及び市立大学芸術学部と連携し、講座内容の一層の充実に努める。

また、定時制高校の就職活動の支援や雇用企業の開拓を推進するため、就職コーディネーターを増員する。

3 中高一貫教育の推進

今後、6年間一貫した特色ある教育内容の充実を図る必要がある。

このため、先進校視察や教育課程について調査研究を行うとともに、特色ある教育課程を実施に向けた取組を推進する。

4 定時制教育の充実

今後、生徒の多様なニーズに応じた教育内容を提供するとともに、教育支援体制や生徒指導体制の構築が求められる。

このため、今後の定時制・通信制高等学校の在り方について広島県教育委員会と協議を行い、広島市域の定時制、通信制高校に通学する生徒や保護者の多様なニーズに対応する「新しいタイプの高校」の設置に向けて準備を進める。

5 普通科のコースの充実

今後もコースの充実に向けて学校と連携を図り、特色ある取組を推進していく必要がある。

このため、普通科コースの特色を生かした教育内容の充実や、生徒の学習・生活環境の充実に向けた取組を進める。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 学力の向上

少人数指導等については、各学校に指導主事を派遣し、指導内容や指導方法等の改善に向けた指導助言を行った。また、学校経営推進サポート事業を実施し、校内研修会への講師招へいや教員の先進校視察、教育研究セミナー等への参加に係る経費を措置した。

さらに、教員の授業力の向上に向けて、市立高等学校が行った授業研究会に指導主事を派遣し、指導・助言を行った（市立高等学校全8校参加者：308名、実施教科：8教科、指導助言者：指導主事4名）。

また、学力向上に向けた研究指定校（2校）では、年間を通じて大学教授や指導主事等を招へいした研修会を実施するなど、授業改善に向け、アクティブラーニング型授業の実践的な研究を行い、その成果を公開授業研究会において市立高校等に発信した。

2 キャリア教育の推進

研修機会の充実について、専門技術派遣研修等の研修機会を活用し、高度な専門技術に係る研修や先進的な取組を行っている専門高校への視察等に、10名の教員を派遣した。また、プロフェッショナル人材活用事業を実施し、生徒を対象とした、大学教授等を招へいした講演会や実技指導等を実施するとともに、企業で働く社会人等から専門的知識・技能の指導を生徒が直接受ける研修会等を実施した。

教育ネットワーク中国が主催する高大連携講座へ市立高校からのべ51名の生徒が参加するとともに、市立大学芸術学部と連携した公開講座には、市立高校教諭1名、講師1名、生徒14名が参加した。

また、就職コーディネーターを2名配置し、高校生の就職活動の支援や雇用企業の開拓を推進した。

3 中高一貫教育の推進

広島中等教育学校においては、他県の先進校視察を行い、教育課程等について調査研究し、6年間一貫した教育計画を策定し、特色ある教育活動の実践を行った。

4 定時制教育の充実

今後の定時制・通信制高校のあり方について、広島県教育委員会と協議を重ね、大手町商業高校、広島工業高校のほか、県立3校（広島国泰寺・広島観音・海田高校）の定時制及び、県立1校（西高校）の通信制の計6校を統合した「新しいタイプの高等学校」を設置することとした（平成30年4月開校予定）。

6月に、県市教育委員会が「新しいタイプの高等学校の管理運営に関する協定書」を締結し、学校管理運営協議会を設置した。その後、平成28年3月に校舎建設に係る基本・実施設計が完了し、県市で「高等学校の施設の建設に係る実施細目」を締結した。

5 普通科のコースの充実

(1) 基町高等学校創造表現コースは、(公財)広島平和文化センターが主催する「次世代と描く原爆の絵」の制作に参加し、被爆体験証言者の証言を基に「原爆の絵」の作成などに取り組んだ。また、年間を通して作品展示会を開催した。

(2) 舟入高等学校国際コミュニケーションコースは、第2外国語の履修、ディベート、通訳演習など、特色のある教育課程を編成し、語学力の向上を図った。また、海外語学研修や海外修学旅行を実施し、現地校との交流などを通して実践的なコミュニケーション能力の育成に取り組

んだ。

- (3) 沼田高等学校体育コースは、入寮生が安心して部活動や学習に打ち込むことができるよう、寮の管理を行う舍監に加えて生活アドバイザーを配置し、教育相談や学習指導への支援を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 学力の向上

学校においては、学習の進度や進路希望等に応じた少人数指導等、指導内容や指導方法の充実を図ることにより、生徒が自らの進路実現に向けて意欲的に学習に取り組むことができた。

また、市立高等学校の授業研究会では、指導主事が指導助言を行うことにより、教員の実践的指導力の向上を図ることができた。事後アンケートの結果、約90%の教員が研究協議内容の有用性について肯定的な回答をした。

さらに、研究指定校（2校）では、アクティブラーニング型授業の実践的な研究を行ったことにより授業改善を図ることができ、生徒を対象としたアンケートの結果、約90%の生徒が「知識や公式を活用したり、仲間と議論したりすることが今後必要だと思っている」という肯定的な回答をした。

2 キャリア教育の推進

専門技術派遣研修等の研修機会の活用により、教員の資質・能力の向上を図ることができた。また、外部人材を活用した講演会や実技指導、研修会などを実施することにより、生徒の学習意欲を喚起し、積極的に自己の進路を決定しようとする機会となつた。

さらに、高大連携の取組により、生徒のニーズに応じた進路指導の充実を図ることができた。

また、今年度も就職コーディネーターによる就職活動の支援を行い、市立高校の就職率は100%であった。

3 中高一貫教育の推進

広島中等教育学校において、英語多読や伝統文化を学ぶ茶道など、特色ある教育活動のある教育課程を実施した。

平成28年1月に実施した広島中等教育学校入学者選抜では、定員120名に対して512名の志願者があった（志願倍率4.27倍）。

4 定時制教育の充実

生徒の多様なニーズに応じた教育を提供する「新しいタイプの高等学校」の開校に向けて、円滑に事務を進めることができた。

5 普通科のコースの充実

普通科のコースは、それぞれの特色を生かした取組を行い魅力ある高校づくりに大きな役割を果たしており、県内外から高い評価を受けている。

第5 課題及び課題への対応

1 学力の向上

学校において、指導内容や指導方法等についてより一層の改善を図る必要がある。また、教員の資質・能力、授業力の向上に向けて、授業研究会を充実させる必要がある。

このため、今後とも計画的に指導主事による学校訪問指導を実施し、各学校を支援するととも

に、授業研究会に指導主事を派遣し、指導助言を行う。

研究指定校における取組を充実させるとともに、その成果を全市立高校に普及し、学力向上に係る取組をより一層推進する。

2 キャリア教育の推進

各学校におけるキャリア教育の一層の充実に向け、引き続き、専門技術派遣研修等の研修機会を設け、教員の資質・能力及び授業力の一層の向上を図る。

生徒が自発的に意欲を持って学習に取り組めるよう、プロフェッショナル人材活用事業等を実施し、外部人材を活用した講演会や実技指導、研修会などの充実を図る。

高大連携の推進については、より生徒のニーズに応じた内容にするため、教育ネットワーク中國及び市立大学芸術学部と連携し、講座内容の一層の充実に努める。

就職活動の支援や雇用企業の開拓を推進し、引き続き就職コーディネーター2名を配置し、指導の充実を図る。

3 中高一貫教育の推進

広島中等教育学校として、一層の魅力づくりを推進するため、教育内容の充実と教職員の資質能力の向上に向けて、引き続き指導主事が学校訪問指導等を行い、学校を支援する。

4 定時制教育の充実

「新しいタイプの高等学校」においては、課程の枠組みに捉われないフレキシブルな学びの実現、基礎的な学力やコミュニケーション能力などの向上、生徒の健全な成長を促し自己実現を図るための生徒指導の充実、キャリア教育の推進等を行う必要がある。

このため、開校に向けた事務執行体制を整え、学校の組織編制、教育課程、入学者選抜、施設設備、予算人事、給与等について引き続き準備を進めるとともに、平成29年度の学校設置に向け、条例・規則改正を行う。また、平成30年4月開校（予定）に向けて、建設工事等に着手する。

5 普通科のコースの充実

普通科のコースの充実に向け、引き続き学校と連携を図り、特色ある取組を推進するため、教育活動等の一層の充実を図るとともに、将来構想について検討する。

ウ 幼児教育の推進

第1 事務の目的・概要

次世代の子どもたちを心身ともに健やかにはぐくむ幼児教育や子育て支援の充実を図るため、「広島市立幼稚園の今後の方向性」(平成22年3月策定)に基づき、拠点園による実践研究や幼・保・小連携の取組を推進するとともに、本市の幼児教育の充実に向けて市立幼稚園の今後の方向性について検討する。

第2 前年度における課題等

1 拠点園の研究推進

引き続き拠点園6園の取組を全市立幼稚園で共有し、全教員の資質向上に努めるとともに、リーフレットの配布や保育公開及び講演会の実施により、関係教育機関（私立幼稚園・公立保育園・私立保育園・認定こども園・小学校・特別支援学校等）の教諭、保育士、保育教諭、保護者、そして地域に対して、就学前教育・保育や子育て支援に係る情報の提供に努める。

2 幼・保・小連携の推進

今後も、幼児の見取りや小学校における適切な支援のあり方等について研修を行う必要がある。また、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るために、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の双方が接続を意識する期間を「接続期」(5歳児から小学校第1学年までの期間)というつながりで捉え、子供の発達と学びを連続させていくことが必要である。

引き続き全小学校区において合同研修会や交流授業等を実施するとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校と園が連携して幼保小接続カリキュラム（アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム）を研究・開発し、その成果を普及する。

3 市立幼稚園の今後の方向性の検討

本市全体の幼児期における学校教育・保育の更なる充実のため、国の動向や「広島市子ども・子育て支援事業計画」などを踏まえ、引き続き、私立幼稚園など教育・保育施設及び関係部局との連携を図りながら、市立幼稚園の今後の方向性の見直しについて検討する必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 拠点園による研究推進

平成24年度より6園を拠点園に位置付け、実践研究を行っている。教諭、保育士、保育教諭、保護者を対象とした保育公開及び講演会を企画し、私立幼稚園・公立保育園・私立保育園・認定こども園・大学へ情報提供した。

(参考1) 拠点園名及び実践研究テーマ

拠点園名	基町幼稚園・矢賀幼稚園・長束幼稚園・山本幼稚園・落合東幼稚園・船越幼稚園
実践研究テーマ	「情報発信」「特別支援教育」「地域連携」「教員の資質向上」「幼保小携連」「保護者支援」

(参考2) 拠点園公開保育及び講演会

実施月	講 師・演 題	場 所	研修会名
H27 11月13日	東京学芸大学 准教授 吉田伊津美 「友だち・親子でかかわり合う運動遊びを通して」	山本幼稚園	第54回全国学校体育研究大会広島大会 「わかる・できる・かかわり合う」体育学習 -運動への関心や意欲を高め、自ら考えたり工夫したりする力を身につける 体育学習の充実- 第1分科会主題 「自分の体に関心をもち、体を動かすことが大好きな幼児の育成」 -友だち・親子でかかわり合う運動遊びを通して-

H27 11月13日	十文字学園女子大学 准教授 鈴木康弘 「幼児期の運動遊び」	基町幼稚園	第54回全国学校体育研究大会広島大会 「わかる・できる・かかわり合う」体育学習 -運動への関心や意欲を高め、自ら考えたり工夫したりする力を身につける 体育学習の充実- 第2分科会主題 「自分の体に関心をもち、体を動かすことが大好きな幼児の育成」 -体を十分に動かして遊ぶための環境構成の工夫を通して-
H28 1月27日	認定こども園 ゆうゆうのもり 幼保園園長 渡邊英則 「ともに育てよう ともに育ち合おう」 -幼児期の教育の充実のために語り合いましょうー	西区民文化センター	平成27年度広島市立幼稚園拠点園の研究・実践発表会 第2回幼児教育講演会
H28 2月10日	広島大学大学院 教授 朝倉淳 「アプローチカリキュラム からスタートカリキュラム へ」	落合東幼稚園	平成27年度学力向上推進事業「幼小連携」研究指定校に係る公開研究会 研究主題 「自分がやりたいことを見つけ、それに向かって本気で取り組もうとする子 どもの育成」 -「かかわり」「やくそく」の視点から-
H28 2月12日	元中学校長 玄島慶子 「子どもの心と握手しよう」	矢賀幼稚園 (※園長会共催)	保護者講演会
H28 2月29日	広島大学大学院 教授 鈴木由美子 「幼児期の発達と学び」	船越幼稚園	平成27年度就学前教育・保育推進事業研究会 「ともに育てよう ともに育ち合おう」 平成27年度広島市立幼稚園3歳児保育研究会 「3歳児にふさわしい教育について」 -教育課程の編成-(1年次)

2 幼・保・小連携の推進

全小学校区において、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の教諭や保育士、保育教諭等で構成する連携推進委員会を設置し、合同研修会や交流授業等を実施した。また、「園に行こう週間」を設定し、小学校の教員が保育観察を行った。落合東幼稚園においては、平成27年度広島市学力向上推進事業「授業改善推進校」、県の幼保小接続カリキュラム研究開発事業実践地区として、落合東小学校とともに、研究実践を進め、接続期の在り方について、カリキュラムの作成や公開保育・公開研究会を行った。

3 市立幼稚園の今後の方向性の検討

市立幼稚園の今後の方向性の見直しについては、教育再生実行会議による提言など国の動向を踏まえ、私立幼稚園など教育・保育施設及び関係部局との連携を図りながら、幼児教育や子育て支援の更なる充実に向けた検討を行った。こうした中、文部科学省の委託事業「幼児教育の推進体制構築事業」のスキームが示されたことから、本市としてもこれを活用し、関係部局と連携・協働した調査研究を実施することにした。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 拠点園の研究推進

保育公開及び講演会への私立幼稚園、公私立保育園・認定こども園の教諭や保育士、保育教諭の参加により、就学前教育・保育の重要性について、相互理解や共通認識を図ることができた。また、各拠点園が推進している実践研究を第2回幼児教育講演会において発表し、情報発信を行った。

2 幼・保・小連携の推進

合同研修会や交流授業の実施により、小学校教員が就学予定児の状況・実態の把握ができ、入学後の適切な支援のあり方について理解を深めることができた。また、落合東幼稚園・落合東小学校による研究実践及び公開保育・公開研究会を行うことにより、その成果を広く発信することができた。

3 市立幼稚園の今後の方向性の検討

文部科学省の委託事業「幼児教育の推進体制構築事業」については、平成28年度からの実施

に向け、私立幼稚園など教育・保育施設及び関係部局との連携を図りながら、本市の実態に即した枠組み及び事業計画案を作成することができた。

第5 課題及び課題への対応

1 拠点園の研究推進

引き続き拠点園6園の取組を全市立幼稚園で共有し、全教員の資質向上に努めるとともに、保育公開及び講演会の実施により、関係教育機関（私立幼稚園・公立保育園・私立保育園・認定こども園・小学校・特別支援学校等）の教諭、保育士、保育教諭、保護者、そして地域に対して、就学前教育・保育や子育て支援に係る情報の提供に努める。

2 幼・保・小連携の推進

今後も、児童の見取りや小学校における適切な支援のあり方等について研修を行う必要がある。また、児童期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るためにには、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の双方が接続を意識する期間を「接続期」（5歳児から小学校第1学年までの期間）というつながりで捉え、児童の発達と学びを連続させていくことが必要である。

引き続き全小学校区において合同研修会や交流授業等を実施するとともに、児童教育と小学校教育の円滑な接続を図るために、落合東小学校・幼稚園が連携して作成した幼保小接続カリキュラム（アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム）の普及を図る。

3 市立幼稚園の今後の方向性の検討

公立・私立の幼稚園、保育園等を通して児童教育の更なる質の向上を図る観点から、文部科学省の「児童教育の推進体制構築事業」を活用し、関係部局や私立幼稚園協会等とも連携・協働の上、平成28年度から原則3か年、各施設等を巡回して指導・助言を行う「児童教育アドバイザー」の育成・配置、地域のコーディネートを行う「児童教育センター」機能の設置等の調査研究を行うことにより、本市における児童教育の推進体制を構築していく。

市立幼稚園の今後の方向性については、本調査研究の成果と課題、国の動向や「広島市子ども・子育て支援事業計画」などを踏まえ、引き続き、私立幼稚園など教育・保育施設及び関係部局との連携を図りながら検討する。

工 生徒指導に関すること

重

(ア) いじめ・不登校等対策の推進

第1 事務の目的・概要

いじめや暴力行為などの問題行動及び不登校の問題の解決に向け、スクールカウンセラー活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業等の事業を実施している。

特にいじめは、いじめを受けた児童生徒の人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、「いじめに関する総合対策」について重点的に取組を推進している。

第2 前年度における課題等

1 いじめの問題の解決に向けた取組

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題であり、今後も、「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づく五つの柱を中心に、従前から実施している取組の充実強化を図り、いじめ対策に万全を期す。

また、年6回、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、「いじめの相談に係るカード」や「幟旗」について検討・作成し、児童生徒がいじめ等による不安や悩みを相談できる窓口の周知徹底を図るとともに、学校と関係機関が一体となり「いじめを生まない風土の醸成する取組」の気運を高める。

2 暴力行為の減少に向けた取組

暴力行為を繰り返す児童生徒の背景は様々であることから、スクールカウンセラーや警察等の機関が連携して取り組んでいくことが必要である。

そのため、引き続き、「非行防止教室」の開催による未然防止等に向けて取り組むとともに、暴力行為が多発している小学校に対しては、「生徒指導アドバイザー」や「自立支援相談員」を、中学校に対しては、「生徒指導支援員」や県警の「スクールサポーター」などを学校に派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行い、課題の早期解決を図る。

また、「少年サポートセンターひろしま」と連携を図り、隨時、「少年育成官」や「自立支援相談員」などと情報交換や対応方針などを協議することにより、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進する。

3 不登校児童生徒への支援

不登校のきっかけや要因は様々であることから、今後もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の助言を受けながら早期に対応を図ることが必要である。

そのため、スクールカウンセラーから教員が専門的な助言を受けながら対応方針を決定するコンサルテーション会議やチーム支援の充実など、教育相談体制を強化するとともに、不登校児童生徒の理解と支援に関する教職員の資質向上及び専門家と連携したきめ細やかな指導を推進する。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 いじめの問題の解決に向けた取組

「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「認知したいじめへの適切な対応」「教職員の資質能力の向上」「関係機関との連携」を五つの柱として取組を行った。

また、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を年5回開催し、各構成機関等によるいじめ防止等のための取組状況についての情報交換や、今後の本協議会のいじめ防止等のために果たす役割についての協議などを行い、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の強化を図った。また、本協議会において、「いじめの相談に係るカード」と「幟旗」を作成し、「いじめの相談に係るカード」は、市内にある国立、私立、県立、市立の小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の全児童生徒に、「幟旗」は、市立の小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に配付し、学校と関係機関が一体となり「いじめを生まない風土を醸成する取組」を実施した。

さらに、「広島市いじめ防止対策推進審議会」を年2回開催し、いじめの防止等の対策の推進状況について、専門的知見からの審議を行った。

また、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の構成機関である「広島市PTA協議会」と連携を図り、「いじめ撲滅プロジェクト」を開催し、各中学校において、生徒会が主体となつたいじめ防止の取組を行った。

2 暴力行為の減少に向けた取組

教育委員会事務局に警察OBである「学校安全連携推進官」を1名配置するとともに、警察OBなどの「生徒指導支援員」24名を中学校12校に派遣し、問題行動を起こす児童生徒及びその保護者への支援やサポート会議の開催、関係機関との連携の強化を図った。

また、暴力行為等の未然防止に向けては、各中学校区に、小・中学校の教職員、PTA、地域代表者等からなる「ふれあい活動推進協議会」を設置し、地域ぐるみでいさつ運動や清掃活動、花づくり等の体験活動を実施した。

さらに、各学校において、児童生徒を非行から守り、暴力行為等の犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、少年育成官等を講師として「非行防止教室」を開催した。

3 不登校児童生徒への支援

全ての市立小・中・高等学校及び特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、教職員への助言、児童生徒、保護者等へのカウンセリング等を実施した。

また、スクールソーシャルワーカーを8名配置し、関係機関とのネットワークの構築を図り、不登校、児童虐待等の様々な問題を抱えている児童生徒の保護者への相談活動を実施するとともに、ヘルパー派遣やメンター制度の活用など、家庭環境等の改善に向けての働きかけを行った。

さらに、全ての市立小・中学校に開設している「ふれあいひろば」において、「ふれあいひろば推進員」と連携した相談活動や学習支援など、不登校・不登校傾向の児童生徒の教室復帰に向けた支援を実施した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 いじめの問題の解決に向けた取組

いじめの認知件数は、前年度と比較して減少した。これは、いじめの未然防止としての「子どもの人間関係づくり推進プログラム」の実施や、児童生徒が主体となつたいじめ防止の取組が定着してきた成果が現れてきているものと考えられる。

いじめを認知した場合は、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が一致協力して組織的な対応を行った。また、事案によっては、スクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携を図ったことにより、全てのいじめ事案が解消した。

2 暴力行為の減少に向けた取組

暴力行為の発生件数は、前年度と比較して減少した。これは、各学校が、「ふれあい活動推進協議会」主催の清掃活動等の体験活動や「非行防止教室」の開催、「生徒指導支援員」等による学校への支援の強化等によると考えられ、「生徒指導支援員」等を派遣した中学校18校において、暴力行為の発生件数は、前年度比87件減少した。

また、小学校の生徒指導体制の構築を図るため、全ての小学校に生徒指導主事を配置し、生徒指導主事を対象として年間30時間の集中研修を実施したことにより、各小学校において、暴力行為に対して、組織的にきめ細かく対応することができるようになった。このことにより、今まで担任が対応し、暴力行為としてカウントをしていなかったケースも数値化したため、小学校の暴力行為の発生件数が増加したと考えられる。

3 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の人数は、依然として1,000人を超えており、憂慮すべき状況である。

不登校児童生徒への支援については、学校には登校できるが教室に入れない児童生徒については、校内に開設している「ふれあいひろば」において支援したことにより、「ふれあいひろば」を利用していた児童生徒の約20%が教室へ戻ることができた。

また、学校に登校できない児童生徒については、市内4ヶ所に開設している「適応指導教室」において支援したことにより、「適応指導教室」に通室していた児童生徒の約60%が登校できるようになった。

また、不登校児童生徒への心のケアについては、スクールカウンセラーが児童生徒の心理状態を十分に理解し、個々の状況に応じて、教職員や保護者と密接に連携を図り、支援を行った。

第5 課題及び課題への対応

1 いじめの問題の解決に向けた取組

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題であり、今後も、「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づく五つの柱を中心に、従前から実施している取組の充実強化を図り、いじめ対策に万全を期す。

また、年6回、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、「いじめの相談に係るカード」や「幟旗」について検討・作成し、児童生徒がいじめ等による不安や悩みを相談できる窓口の周知徹底を図るとともに、学校と関係機関が一体となり「いじめを生まない風土の醸成する取組」の気運を高める。

さらに、「広島市PTA協議会」と連携を図り、児童生徒の自発的ないじめ防止の取組の充実を図る。

2 暴力行為の減少に向けた取組

暴力行為を繰り返す児童生徒の背景は様々であることから、スクールカウンセラーや警察等の機関が連携して取り組んでいくことが必要である。

そのため、引き続き、「非行防止教室」の開催による未然防止等に向けて取り組むとともに、

暴力行為が多発している小学校に対しては、「生徒指導アドバイザー」や「自立支援相談員」、さらに、「生徒指導支援員」などを積極的に学校に派遣し、中学校に対しては、引き続き、「生徒指導支援員」や県警の「スクールソーシャルワーカー」などを学校に派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行い、課題の早期解決を図る。

また、「少年サポートセンターひろしま」と連携を図り、隨時、「少年育成官」や「自立支援相談員」などと情報交換や対応方針などを協議することにより、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進する。

3 不登校児童生徒への支援

不登校のきっかけや要因は様々であることから、今後もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の助言を受けながら早期に対応を図ることが必要である。

そのため、スクールカウンセラーから教員が専門的な助言を受けながら対応方針を決定するコンサルテーション会議やチーム支援の充実など、教育相談体制を強化するとともに、不登校児童生徒の理解と支援に関する教職員の資質向上及び専門家と連携したきめ細やかな指導を推進する。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を「チーム学校」の一員として位置付け、学校の指導体制の強化を図るため、引き続き、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの人員の拡充を図る。

(参考) いじめの認知件数

(件)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	※平成27年度
小学校	101	270	135	367	363
中学校	113	291	124	288	201
高等学校	3	13	3	24	12
合計	217	574	262	679	576

※ 平成26年度以降は、文部科学省から新たにいじめとして示された例に基づいて調査を実施した。

(参考) 暴力行為の発生件数

(件)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	※平成27年度
小学校	94	117	141	183	201
中学校	543	472	459	367	194
高等学校	9	8	4	5	5
合計	646	597	604	555	400

(参考) 不登校児童生徒の人数

(件)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	※平成27年度
小学校	287	268	257	273	268
中学校	827	705	712	723	699
高等学校	38	69	50	40	36
合計	1,152	1,042	1,019	1,036	1,003

※ 「いじめの認知件数」、「暴力行為の発生件数」、「不登校児童生徒の人数」の平成27年度の
数値は、速報値である。

才 特別支援教育に関すること

(ア) 特別支援教育の充実

第1 事務の目的・概要

小・中学校等に在籍する知的障害や発達障害等のある特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して適切な指導及び必要な支援を行うため、「個別の指導計画」に基づいた指導を実施するとともに、全ての幼児児童生徒が、障害の有無にかかわらず、個々の違いを認識しつつ生き生きと活躍できるよう、交流及び共同学習の推進など、指導の充実を図る。

また、適切かつ効果的な指導が行えるよう、ICTの利活用を推進するとともに、専門家チームによる巡回相談指導の実施や特別支援教育アシスタントの配置など、指導体制の充実を図る。

第2 前年度における課題等

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒が在籍している全ての学校において、「個別の指導計画」に基づく、適切な指導や必要な支援が実施されるよう、校長会や各種研修会、指導主事による学校訪問等の機会を利用して、特別支援教育指導資料の活用を促すなど、学校へ継続的な指導を行う。

(2) 交流及び共同学習の推進

学校における研修会の在り方や効果的な支援方策の検討のあり方等の好事例を普及するとともに、質的な向上を図り、より充実した交流及び共同学習になるよう各学校に働きかける必要がある。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

特別支援教育の理解・啓発のための管理職を対象とした講演会を引き続き実施する必要がある。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

知的障害や発達障害等、特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒への適切な指導及び必要な支援を行うため、校長会や各種研修会等において巡回相談指導の有用性や実践事例の紹介等、普及に努める必要がある。

(2) 特別支援教育コーディネーターの養成

障害の多様化に伴う専門的な知識を深める内容や校内において組織的な取組を推進するための指導・調整能力を高める内容等の研修を実施する必要がある。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒が年々増加していることを踏まえ、幼児児童生徒の実態把握を行い、必要な特別支援教育アシスタントを適切に配置するとともに、その活用について学校に対する指導・支援を行う必要がある。

(4) 特別支援学級指導員の配置

特別支援学級に在籍する児童生徒が年々増加していることを踏まえ、児童生徒の実態把握を

行い、必要な特別支援学級指導員を適切に配置するとともに、その活用について学校に対する指導・支援を行う必要がある。

(5) 特別支援学級の設置及び通級指導教室の整備

特別支援学級については、引き続き、適切に設置していく。

情緒障害通級指導教室については、まずは小学校において全区への設置を計画的に進めるとともに、中学校においては、小学校からの進学状況を踏まえながら増設に向けて検討する。

平成27年度は、情緒障害通級指導教室を小・中学校において各1教室増設している。

(6) 特別支援教育におけるICTの利活用

引き続きモデル校における調査・研究を行い、モデル校教員の指導力の向上を図るため、支援体制や研修の充実を図る必要がある。

調査・研究の成果を踏まえ、平成28年度以降の特別支援教育におけるICTの利活用のあり方について検討する必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校が、「個別の指導計画」を作成し指導を行うよう、校長会や特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会等の場において、特別支援教育指導資料「理解と指導のために」（平成22年3月作成）の活用を促すなど、「個別の指導計画」に基づく指導の充実を図った。

(2) 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習に係る校内研修会のあり方について、好事例を学校に普及するなど、質的な向上が図られるよう学校に働きかけた。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

「発達障害当事者としての経験を踏まえ、今後の合理的配慮を考える」をテーマとした管理職対象の講演会を1回実施した。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

巡回相談指導の積極的な活用を促し、申請のあった全ての学校において、巡回相談指導を実施した。

また、大学教授や医師等の専門家から意見を聴取する「特別支援教育について意見を聞く会」を1回実施した。

(2) 特別支援教育コーディネーターの養成

校内の特別支援教育の推進役を担っている特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図るために、新任者対象の研修を5回、経験者対象の研修を3回、経験者のうち中核的なコーディネーターを対象とした研修を2回実施した。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

小・中学校の通常の学級及び幼稚園・高等学校に在籍する肢体不自由や発達障害等のある児童生徒に対し、適切な指導・支援を行えるようにするために、特別支援教育アシスタントを小・中学校等203幼稚園・学校に384人配置した。

また、特別支援教育アシスタントを対象とした肢体不自由児や発達障害児への適切な指導及び必要な支援に係る研修会を実施した。

(4) 特別支援学級指導員の配置

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、障害の実態に応じたきめ細かい指導・支援を行えるようにするために、特別支援学級指導員を 270 学級に 270 人配置した。

また、特別支援学級指導員を対象として、特別支援学級における子どもの理解と支援等、基礎的な知識と実践的指導力の向上を目的に研修会を実施した。

(5) 特別支援学級の設置及び通級指導教室の整備

入級する児童生徒の的確な把握に努め、特別支援学級の設置及び通級指導教室の整備を行った。

特別支援学級は、知的障害、自閉症・情緒障害、身体虚弱（院内）、難聴、弱視の 5 種類合わせて、小学校 141 校中 134 校に 301 学級、中学校 64 校中 58 校に 115 学級を設置した。

情緒障害通級指導教室を新たに小学校 1 校、中学校 1 校にそれぞれ 1 学級整備したことにより、通級指導教室は、言語障害、情緒障害、弱視の 3 種類合わせて、小学校 141 校中 15 校に 29 教室、中学校 64 校中 3 校に 3 教室となった。

(6) 特別支援教育における I C T の利活用

平成 26 年度に引き続き、モデル校 20 校に整備されたタブレット端末を 37 台を活用し、学校種別、障害種別及び障害の程度によるタブレット端末の効果的な活用方法に係る調査・研究を実施した。

モデル校において、タブレット端末が有効活用できるようサポート体制を整え、モデル校教員を対象にタブレット端末の効果的な活用に係る研修を行うとともに、モデル校での実践を発表する最終報告会を開催した。

第 4 管理・執行状況に関する評価

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

知的障害や発達障害等、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒が在籍する学校 225 幼稚園・学校のうち、221 幼稚園・学校（98.2%）が「個別の指導計画」を作成し、それに基づく指導及び支援を行った。

(2) 交流及び共同学習の推進

小・中学校等に設置されている発達障害を含む障害のある児童生徒等の実態把握や支援方策等を検討するための校内委員会が中心となって行われる特別支援教育に係る研修会の実施率は 95.7% と高く、各学校においては、こうした研修会等を活用しながら、より効果的な交流及び共同学習の計画的な実施に努めている。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

講演会実施後のアンケートにおいて「発達障害当事者からの話を直接聞くことができ、改めて、障害のある子どもや保護者の思い・願いに応える学校教育の重要性を実感した。」「講師が自身の経験の中から感じたり、考えたりされたことを聞き、『合理的配慮』についての理解を一層深めることができた。」等の高い評価を得ており、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進や合理的配慮について、一定の理解が図られた。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

小・中学校等 132 幼稚園・学校において、274 回の巡回相談指導を実施し、その学校においては、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、きめ細かな指導が行われるようになってきた。

また、「特別支援教育について意見を聞く会」において、年々増加している医療的ケアを必要とする児童生徒への支援体制等構築に向けて、専門的な見地からの意見を聞くことができ、新たな体制構築に結びつけることができた。

(2) 特別支援教育コーディネーターの養成

特別支援教育コーディネーター全員を対象に、経験に応じた研修会を実施し、特別支援教育に係る基本的な事項から、より実践的な事項について理解を深め、専門性や連絡調整力を高めることができた。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

特別支援教育アシスタントを配置することにより、児童生徒の学校生活における安全確保や授業等におけるきめ細かな支援ができるようになった。学校からも「児童生徒が落ち着いて、安心して学習に取り組むことができるようになった。」「情緒的に安定し、児童生徒同士のトラブルが少なくなった。」などの報告があった。

(4) 特別支援学級指導員の配置

特別支援学級指導員を配置することにより、複数体制による指導が可能となり、在籍する児童生徒の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援が行えるようになった。

(5) 特別支援学級の設置及び通級指導教室の整備

情緒障害通級指導教室を計画的に整備することができ、特別支援学級や通級指導教室において、障害のある児童生徒に対するきめ細かな指導を行うことができた。

(6) 特別支援教育における I C T の利活用

タブレット端末サポート員とモデル校教員が連携した取組を行うことにより、教員の ICT 活用能力の向上を図ることができ、児童生徒が自ら操作し主体的に学習に取り組むことができるようになるなど、タブレット端末の効果的な活用に係る成果が見られた。

第5 課題及び課題への対応

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している学校のほぼ全てが「個別の指導計画」を作成するようになったものの、学校が「個別の指導計画」の作成が必要だと判断している全ての児童生徒数のうち、実際に「個別の指導計画」が作成されている人数の割合は、90.8% であり、今後、作成率 100% に向けて学校へ指導を行う。

また、障害者差別解消法に基づき、当該児童生徒やその保護者等と合意形成を図り、合理的配慮の内容を明記することができるよう、「個別の教育支援計画」の作成について学校へ指導を行う。

(2) 交流及び共同学習の推進

今後も、学校における研修会の在り方や効果的な支援方策の検討のあり方等の好事例を普及

するとともに、質的な向上を図り、より充実した交流及び共同学習になるよう各学校に働きかける必要がある。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

合理的配慮の考え方や具体的な内容について理解・啓発を深めるための管理職を対象とした講演会を引き続き実施する必要がある。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

今後も、知的障害や発達障害等、特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒への適切な指導及び必要な支援を行うため、各種研修会等における実践事例の紹介や、管理職に対して若手教員の人材育成という視点から、巡回相談指導の有用性等の普及に努める必要がある。

(2) 特別支援教育コーディネーターの養成

今後も、障害の多様化に伴う専門的な知識を深める内容や合理的配慮の理解を深める内容、校内において組織的な取組を推進するための指導・調整能力を高める内容等の研修を実施する必要がある。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒が年々増加していることを踏まえ、今後も幼児児童生徒の実態把握を行い、必要な特別支援教育アシスタントを適切に配置するとともに、その活用について学校に対する指導・支援を行う必要がある。

当該幼児児童生徒が、校外での学習においても、日頃から慣れている特別支援教育アシスタントにより、安心して学習活動に参加することができるよう条件を整備する必要がある。

(4) 特別支援学級指導員の配置

特別支援学級に在籍する児童生徒が年々増加していることを踏まえ、今後も児童生徒の実態把握を行い、必要な特別支援学級指導員を適切に配置するとともに、その活用について学校に対する指導・支援を行う必要がある。

(5) 特別支援学級の設置及び通級指導教室の整備

特別支援学級については、引き続き、適切に設置していく。

情緒障害通級指導教室については、小学校において全区への設置が完了したことから、今後は、小学校及び中学校において、児童生徒の障害の状況や保護者のニーズ等を踏まえ、通級指導教室の増設に向けて検討する必要がある。

国の動向を見極めながら、高等学校への通級指導教室の設置に向けた検討を行う必要がある。

平成28年度は、情緒障害通級指導教室を小学校において1教室増設している。

(6) 特別支援教育におけるＩＣＴの利活用

調査・研究の成果を踏まえ、障害種別や子どもの障害の程度、指導する教員のＩＣＴ活用能力を考慮したうえで、順次計画的に整備する必要がある。

※ 「個別の指導計画」とは、幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

※ 「個別の教育支援計画」とは、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育

の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

(イ) 特別支援学校における教育の充実

第1 事務の目的・概要

広島特別支援学校に在籍する児童生徒に将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けさせるため、知的障害の特徴及び学習上の特性等を踏まえた指導の充実を図る。

特に、高等部においては、3年間を通して、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、職場見学や職場実習などの職業教育を充実させる。

また、広島特別支援学校に在籍する児童生徒に対して、将来、地域における交流を通して、より充実した生活を送ることができるようにするため、社会生活に必要な事項を学ぶ機会を提供するなど、活動の場づくりを推進する。

第2 前年度における課題等

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

今後とも引き続き、児童生徒の障害の重度、重複、多様化に対応するため、「個別の指導計画」に基づく指導内容・指導形態の工夫を図る必要がある。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

今後とも引き続き、体験的学習や実習等の取組内容の充実に努める必要がある。

(2) 普通科職業コースの取組

今後とも引き続き、職業コースの卒業生の100%の就労を目指し、就職先企業との連携による職場実習等の充実を図るとともに、就職後の就労の定着に努める必要がある。

(3) 指導体制の充実

今後も引き続き、様々な分野の講師の招へいやジョブサポートティーチャー（就職支援教員）による就職先企業等の開拓、就労支援アドバイザーによる教職員への研修の充実に努める必要がある。

3 地域活動の推進

教育委員会は、今後も引き続き、広島特別支援学校に在籍する児童生徒の活動の場づくりを推進する必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

児童生徒一人一人の知的障害の特徴及び学習上の特性等に応じた「個別の指導計画」を作成し、これに基づき、生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据えるなど、一人一人の実態に応じた指導及び支援に努めた。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

生徒が卒業後の就労や生活について考え、生活に結びついた学習活動に取り組むとともに、就労に必要な専門的な技能を身に付けるため、障害の実態に応じて、農業、木工、陶芸などに取り組む作業学習や、清掃作業や縫製作業などの校内実習を行った。

さらに、校外においては、職場で働く様子を見たり、働く人に接したりする職場見学や生徒

自らが選択した職種の企業での職場体験実習などを行った。

(2) 普通科職業コースの取組

一般就労に向けて必要な知識・技能・態度等を身に付けるため、ビルメンテナンスや製パン、接客など、より実践的な実習を行ったり、広島県教育委員会が主催する特別支援学校技能検定（清掃・接客・ワープロなど）を受検したりするなど、職業教育に特化した取組を行った。

(3) 指導体制の充実

就労支援アドバイザーを招へいし、教職員の就職指導に関する実践的指導力の向上を図るとともに、清掃、縫製、ビジネスマナー等、専門的知識を有する社会人講師を招へいした作業学習を実施するなど、就労に必要な専門的な学びに取り組んだ。

また、ジョブサポートティーチャー（就職支援教員）を中心として職場実習の受け入れ企業や就職先企業の開拓を行うとともに、企業向けの障害者雇用の啓発として学校見学会を実施した。

3 地域活動の推進

広島特別支援学校に在籍する児童生徒を対象に地域活動を行う地域住民団体等、25団体に助成を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

知的障害のある児童生徒が、学習上得た知識を実際の生活の場で応用することができたり、成功経験を多く積み重ねることにより、主体的に活動に取り組もうとする意欲が育ってきたりしており、将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等の習得が図られている。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

職場実習の後に実施した生徒への聞き取りからは、実習での経験が大きな自信になったことや自らの課題を見つけることができた等の感想があり、職場実習の達成感を感じるとともに就労への意欲の向上が見られた。

(2) 普通科職業コースの取組

校内外での豊富な実習体験や特別支援学校技能検定の受検により、一般就労に向けて必要な知識・技術・態度を身に付けることができ、職場実習先の企業等からは高い評価を得ており、平成27年度の高等部職業コースの一般就労率は、100%（卒業生16名中16名）であった。

(3) 指導体制の充実

様々な分野の講師を招へいすることによって就労に必要な知識・技能の習得が図られた。

また、ジョブサポートティーチャー（就職支援教員）による生徒への面接指導や企業を対象とした学校見学会の実施により、一般就労を希望する生徒を適切に企業へつなぐことができた。こうした取組により、平成27年度の高等部の一般就労率は、40.4%（卒業生94名中38名）となり、初めて40%を上回る結果となった。

3 地域活動の推進

258名の児童生徒が、地域団体等が企画した餅つき、キャンプや登山などの自然体験活動等に参加し、多様な行事に参加することにより、地域の方との幅広い交流ができた。

第5 課題及び課題への対応

1 知的障害者の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

児童生徒の卒業後の自立と社会参加に向け、将来生活の基礎となる「日常生活の指導」について、小・中・高等部の各段階及び多様な実態により応じた指導内容・指導方法の充実が必要である。

そのため、「日常生活の指導」についての授業研究に学校全体で取り組む。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

今後とも引き続き、体験的学習や実習等の取組内容の充実に努める。

(2) 普通科職業コースの取組

今後とも引き続き、職業コースの卒業生の100%の就労を目指し、就職先企業との連携による職場実習等の充実を図るとともに、卒業後の就労の定着に努める。

また、オープンスクールや職業コース一日体験入学などの取組を工夫することにより、一般就労に向けた就労意欲の高い生徒の入学者選考への受検を促す。

(3) 指導体制の充実

様々な分野の社会人講師の招へいに努めるとともに、新たな業種の就労支援アドバイザーを招へいすることにより、幅広い職種に対応できる人材を育成できるよう、教員の専門性を高める。

教育委員会は、就職を希望する生徒の増加や就職先が、介護福祉、製造、事務補助など新たな業種に広がっていることなどを踏まえ、ジョブサポートティーチャー（就職支援教員）の増員について県教育委員会へ要望する。

3 在籍児童生徒数の増加への対応

良好な教育環境を維持していくため、抜本的な対応策を検討する必要がある。

そのため、県教育委員会や関係部局と協議しながら、教育委員会事務局内の関係者会議において今後の在り方について検討する。

4 地域活動の推進

教育委員会は、今後とも引き続き、広島特別支援学校に在籍する児童生徒の活動の場づくりを支援する。

(ウ) 就学・教育相談

第1 事務の目的・概要

教育上特別な配慮を必要とする子どもの障害の状況、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先等を決定するとともに、その後の一貫した支援を行うため、就学相談を実施する。

また、教育上特別な配慮を必要とする子どもの自立と社会参加に向け、本人・保護者・学校関係者に対して、教育面についての必要な助言及び支援を行うため、教育相談を実施する。

第2 前年度における課題等

今後も引き続き、保護者等へのきめ細かい就学・教育相談を実施し、保護者と学校との共通理解が図られるようするため、情報を整理し、学校に提供する必要がある。

平成27年度も、就学・教育相談にあたる職員の専門性の向上を図るために、毎月事例研修を実施するとともに、専門家による研修を実施する必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 青少年総合相談センターにおける取組

担当指導主事と特別支援教育相談員が、障害のある子どもをもつ保護者等に対し、4,522件の電話、面談及び訪問による就学相談等を継続的に実施した。また、入学前に学校での受け入れ体制を整えるため、電話により速やかに学校へ情報提供を行った。

就学相談等にあたる職員の専門性の向上を図るため、毎月1回以上事例研修を行った。

2 サポートセンター（広島特別支援学校内）における取組

広島特別支援学校教育相談主任を中心に、障害のある子ども及びその保護者や学校職員等に対し、延べ729件の教育相談を実施した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 青少年総合相談センターにおける取組

相談件数が年々増加し、中でも発達障害に係る相談が増えているものの、きめ細かな相談により、適切な就学先等の決定を行い、学校との連携のもと、その後の学校生活における支援が円滑に図られている。

毎月事例研修を実施したことで、日々の課題の解消、事例の共有が図られ、その後の相談に生かすことができた。

2 サポートセンター（広島特別支援学校内）における取組

障害のある児童生徒本人への支援、保護者への支援、学校職員への支援のいずれも一定の評価を得ており、小・中学校からの相談件数が増加している。

第5 課題及び課題への対応

1 青少年総合相談センターにおける取組

今後も引き続き、保護者へのきめ細かい就学相談等を行い、保護者と学校との共通理解が図られるようするため、学校に対して、速やかに情報提供を行うなど、就学相談等の情報を分かり

やすく提供する方法を工夫する必要がある。

平成28年度も、就学相談等にあたる職員の専門性の向上を図るために、発達検査の解釈に係る研修や毎月の事例研修、専門家による研修を実施する必要がある。

2 サポートセンター（広島特別支援学校内）における取組

今後、一層、相談ニーズが高まると予想されることから、増加するサポートセンターにおける巡回・来校相談に適切に対応するため、発達検査ができる臨床心理士の配置など、支援体制の充実を図る必要がある。

（参考①）障害別の相談件数（青少年総合相談センター）

（件）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
視覚障害	19	12	10	16	10
聴覚障害	48	37	107	37	68
知的障害	352	614	483	398	505
肢体力不自由	116	157	132	161	89
病弱虚弱	27	26	28	14	18
言語障害	258	245	150	190	154
自閉症	355	441	603	881	825
高機能自閉症、アスペルガー症候群	1,678	1,740	2,071	1,877	2,381
学習障害	16	17	12	14	51
注意欠陥多動性障害	138	227	136	201	261
情緒障害	32	35	12	40	65
その他	494	30	45	96	95
計	3,533	3,581	3,789	3,925	4,522

（参考②）サポートセンター相談件数（特別支援学校内）

（件）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談件数	286	600	598	729

第1 事務の目的・概要

特色ある学校づくりや開かれた学校づくりを推進するため、教職員による自己評価、保護者や地域の人々が学校教育全般に対して支援・提言・評価を行う学校関係者評価、校長の学校経営に対する、学校経営アドバイザー等による学校経営支援チームによる評価、支援（以下、学校経営支援システム）を実施している。

第2 前年度における課題等

1 学校協力者会議の充実

各学校において、保護者・地域の声を生かした教育活動を展開するなど、開かれた学校づくりを一層推進する必要があるため、引き続き、学校・家庭・地域が連携した積極的な取組事例を校長会や研修会等において周知する。

2 学校経営支援システムの実施

学校への支援の一層の充実を図る必要があるため、平成27年度からは、「学校経営アドバイザー」、指導主事とが学校支援チームを構成し、課題分析や改善に向けた指導・助言などの適切な支援を行い、より実効性のある学校経営の実現を図ることを目的として、「学校経営支援システム」を導入する。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

今後の事業拡大に向けて、コーディネーターの企画・調整能力の向上と研修体系の充実、学習支援者的人材確保、未実施校への周知などが必要である。

このため、平成27年度は、各行政区に1校ずつモデル校を設け、実践研究を推進するとともに、その成果を校長会等で情報提供を行う。また、実施校の拡大に向けて、取組を進める。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 学校協力者会議の充実

全市立学校が、自らの教育活動や学校経営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や取組等について自己評価を行った。また、「提言部会」と「評価部会」で構成される学校協力者会議を設置し、学校が実施する自己評価の結果や具体的な改善策について意見をもらい、学校評価の質的向上を図った。さらに、好事例の普及を図るために、6中学校の学校協力者会議による学校・家庭・地域が連携した積極的な取組事例を、校長会、教頭会及び教務主任研修会で説明した。

2 学校経営支援システムの実施

小学校2校、中学校1校を対象に学校経営支援システムを実施し、学校経営アドバイザーや指導主事による学校訪問を計画的に行い、学校に対して必要な改善や支援方法に係る意見・提言を具体的に示すとともに、次年度の学校支援に反映させた。

また、昨年度専門家評価を受けた狩小川小学校、深川小学校、高陽中学校に対して、「専門家評価を踏まえた充実・改善計画」に基づき、支援を行った。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

モデル校8校（各行政区に1校）において、学校協力者会議に設置している「提言部会」に代

わり「学校支援・地域貢献部会」を設置し、家庭・地域による教育支援活動及び学校による地域貢献活動を推進するとともに、これらの活動を円滑に実施するための調整役として、コーディネーター1名を配置した。

また、コーディネーターを対象とした研修会を実施し、コーチングについての講演・演習や企画・運営の方法等について協議するとともに、取組の報告等を行うなど、コーディネーターの育成に努めた。

さらに、モデル校の取組事例と成果を校長会、教頭会及び教務主任研修会で説明した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 学校協力者会議の充実

全市立学校が、目標の重点化を図り、自己評価及び学校関係者評価を実施することで、教育活動や学校経営の改善が進むとともに、学校と地域が一体となって児童生徒を育てる活動が定着している。

2 学校経営支援システムの実施

学校経営アドバイザー、指導主事による学校訪問を計画的に行い、学校に対して必要な改善や支援方法に係る意見・提言を具体的に示すことで、学校は現状の課題を的確に把握し、組織的に取り組むことができるようになった。

また、実施校に対する講師への報償費や先進校視察費の措置等により、校内研修会が充実し、授業改善が進んでいる。

3 まちぐるみ「教育の糸」プロジェクトの実施

コーディネーターと学校協力者会議の委員長が中心となり、学校と地域が連携を図りながら取組を進める運営・推進体制が構築され、生徒一人一人に寄り添った学習支援や地域清掃活動等を実施することで、生徒の学力や自己有用感が向上した。

第5 課題及び課題への対応

1 学校協力者会議の充実

各学校において、保護者・地域の声を生かした教育活動を展開するなど、開かれた学校づくりを一層推進する必要があるため、引き続き、学校・家庭・地域が連携した積極的な取組事例を校長会や研修会等において周知する。

2 学校経営支援システムの実施

学校への支援の一層の充実を図る必要があるため、指導主事が継続的に学校訪問し、学校経営の改善に向けた指導・助言などの適切な支援を行う。

3 まちぐるみ「教育の糸」プロジェクトの実施

今後の事業拡大に向けて、コーディネーターの企画・調整能力の向上と研修体系の充実、学習支援者の人材確保などが必要である。

このため、コーディネーター研修及び連絡協議会の充実を図るとともに、広島市PTA協議会等に情報提供を行う。また、未実施校に実施校の取組事例を紹介する。

1 学校教育に関する事務
(6) 教科書等の取扱いに関すること

ア 教科書等の取扱い

第1 事務の目的・概要

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）等、関係法令の定めるところにより、本市学校教育の実情に即し、教科の主たる教材として使用する教科用図書の採択を行う。

また、各学校において補助教材が適切に取り扱われるよう、補助教材の承認申請や届出の受理等に係る事務を適正に行う。

第2 前年度における課題等

引き続き適正な教科書採択事務に努める。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 採択事務

関係法令等に則り、採択の対象となる教科書について、基本方針に基づき、学習指導要領や本市の児童生徒の実態に照らして調査・研究し、公正かつ適正に採択した。

また、より開かれた採択を推進するため、教科用図書を採択する教育委員会議、採択審議会委員名簿及び調査員名簿を公開した。

さらに、採択の公正確保を一層図るため、校長会等で、教科書発行者等への適正な対応について指導した。

2 教材の取扱いに関する事務

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第32条及び第33条に基づき、教材使用承認申請及び教材使用届出に係る事務を行った。

また、本市独自の教育課程であるひろしま型カリキュラムに基づく副読本「言語・数理運用科」「小学校英語科」及び「中学校外国語科繰り返し学習用教材」、平和教育プログラムに基づく副読本「ひろしま 平和ノート」、小学校社会科副読本「わたしたちの広島」、中学校社会科副読本「郷土ひろしまの歴史」を履修対象学年の全児童生徒に配付した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 採択事務

学習指導要領や本市の児童生徒の実態に応じた教科用図書が適正に採択されている。

2 教材の取扱いに関する事務

各学校において適切に選定及び使用がされた。

第5 課題及び課題への対応

引き続き、公正かつ適正な教科書採択事務に努める。

このため、学校と教科書会社との関係において疑義が生じることがないよう、採択期間中はも

とより、検定期間中においても、教科書発行者が主催する教科書の講習会等に参加することを禁止するなど、採択関係者や学校関係者への指導の徹底を図る。

1 学校教育に関する事務
(7) 保健・衛生等に関すること

ア 学校保健の推進に関すること

(ア) 感染症等の予防や発生時の措置

第1 事務の目的・概要

児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、集団生活の中で望ましい教育環境を維持するため、学校保健安全法に基づき、感染症の予防及び発生時の適切な対応に取り組む。

第2 前年度における課題等

学校保健安全法に基づき、迅速かつ効果的に感染症の集団発生の予防に取り組む必要がある。

このため、感染症予防については、全市立学校において統一的な対応を図る必要があることから、引き続き、適切な情報提供に努める。

また、感染症の流行状況の把握と関係機関等との情報共有を迅速に行うため、平成25年12月に導入した、国立感染症研究所が運用する「学校欠席者情報収集システム」の活用の充実を図る。

第3 平成27年度における管理・執行状況

年度初めに、学校における各種感染症の予防・拡大防止に向けた具体的な方策や発生時の対応等についての通知を行うとともに、インフルエンザ等の流行期には、発生状況等について、適宜通知した。また、感染症等による学校等の臨時休業等について、市内各医師会へ情報提供した。

各幼稚園・学校においては、健康観察の充実を図り、集団感染の早期探知に努めた。また、学校医との連携を図り、感染症予防に取り組むとともに、児童生徒や保護者へ必要な指導や啓発を行った。

さらに、感染症の流行状況の把握と情報共有を迅速に行うため、「学校欠席者情報収集システム」を活用し、医師会や健康福祉局など関係機関・部局との連携のもと、感染症の更なる早期探知と早期対応に取り組んだ。

また、「学校欠席者情報収集システム」の様々な機能を利用した効果的な啓発資料、統計資料等の作成・活用方法を周知するため、教職員研修会において、具体的な事例等について情報提供を行った。

新たに、平成27年12月改定の「新興感染症等の発生に対する危機管理マニュアル」を踏まえ、新興感染症等が発生した際に関係機関と迅速な対応を図るため、対応フローや役割分担を定めたマニュアルを作成した。

第4 管理・執行状況に関する評価

インフルエンザ等の集団感染については、感染症予防や発生時の対応について全幼稚園・学校へ通知するとともに、「学校欠席者情報収集システム」の情報を学校医及び医師会とも共有し連携を図った結果、迅速に対応を進めることができた。引き続き、学校保健安全法に基づき、迅速かつ効果的に感染症の集団発生の予防に取り組む必要がある。

また、各幼稚園・学校に対し「学校欠席者情報収集システム」の様々な機能を利用した啓発資料等の作成・活用事例を紹介したことにより、より効果的な啓発ができるようになった。

新興感染症等が発生した際の対応フローや役割分担を定めたマニュアルを作成したことにより、緊急時に学校や関係機関と連携し、迅速に対応できる体制が構築できた。

第5 課題及び課題への対応

感染症予防については、全市立学校において統一的な対応を図る必要があることから、引き続き、適切な情報提供に努める必要がある。

平成26年度以降、インフルエンザによる幼稚園・学校における臨時休業措置が増加傾向にあることから、医師会等と連携し、原因の分析やインフルエンザの罹患予防に向けた今後の対応等について検討を行う必要がある。

さらに、感染症の流行状況を把握し関係機関・部局等との情報共有を図るとともに、児童生徒及び保護者に対しより適切な注意喚起を図るために、引き続き「学校欠席者情報収集システム」の有効活用を図る必要がある。

(参考) インフルエンザによる臨時休業措置

(園・校数、学級数)

平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
園・校数	学級数	園・校数	学級数	園・校数	学級数	園・校数	学級数
110	237	65	125	133	324	150	552

(イ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

第1 事務の目的・概要

未成年者の喫煙・飲酒の防止及び薬物根絶意識の醸成を図るため、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の充実及び広報啓発活動に取り組む。

第2 前年度における課題等

1 未成年者の喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

児童生徒の意識のさらなる向上に向け、喫煙・飲酒・薬物乱用防止についての学習や、啓発資料の配布等を引き続き行う必要がある。

2 薬物乱用防止教室の開催

中・高等学校については「薬物乱用防止教室」の全学校実施に向けて取り組んでいくとともに、生徒の実態に応じ、学習内容の充実を図る必要がある。

小学校については、児童の発達段階に応じた学習内容の充実を図るとともに、実施校の拡大に努める必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 未成年者の喫煙・飲酒防止の啓発

未成年者の禁酒・禁煙についての意識啓発に向け、児童生徒や市民を対象に禁煙・禁酒にかかるポスターを募集するとともに、幼稚園、小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校の保護者に啓発用パンフレットを配布した。

2 薬物乱用防止の啓発

小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校に対し、啓発資料を配布した。また、中・高等学校については、薬物乱用防止への意識の高揚を図るため、生徒を対象に啓発ポスターの募集などを行った。

3 薬物乱用防止教室の開催

小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校において、学校薬剤師や警察職員等の協力を得て、「薬物乱用防止教室」を実施した。

4 防煙教室の開催

小学校9校・中学校2校で、12月から2月にかけて、医師会の協力を得て、喫煙や受動喫煙が体に与える影響を学ぶ「防煙教室」を開催した。

5 教職員研修の実施

小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教職員を対象に、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に係る研修会を開催し、専門家による講演を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

ポスター募集、啓発資料の配布、教員研修の実施等により、児童生徒へ喫煙・飲酒・薬物乱用防止への意識付けを行うことができた。

2 薬物乱用防止教室の開催

外部講師等による「薬物乱用防止教室」について、多くの小・中・高等学校等で実施することができた。中・高等学校については、実施率100%となっており、引き続き、生徒の実態に応じ内容の充実を図っていく。

小学校については、実施率が横ばいとなっており、拡大に努める必要がある。

第5 課題及び課題への対応

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

継続的に意識啓発を図る必要があることから、関係機関と連携し、引き続き、学習内容の充実や資料提供に努めていくとともに、今後、がん教育とも関連を図りながら進めていく必要がある。

2 薬物乱用防止教室の開催

中・高等学校における「薬物乱用防止教室」の開催については、実施率100%を達成している。

引き続き、外部講師と一層の連携を図るなどして、内容の充実に向けて取り組んでいく。

小学校については、未実施の理由等を把握した上で、実施に向けた支援や助言を行う。

(参考) 薬物乱用防止教室実施状況

(%) 薬物乱用防止教室実施率

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校 (142校*)	122校(86%)	118校(83%)	126校(89%)	124校(87%)	123校(87%)
中学校 (64校)	64校(100%)	64校(100%)	64校(100%)	64校(100%)	64校(100%)
高等学校 (9校*)	9校(100%)	8校(100%)	8校(89%)	9校(100%)	9校(100%)

* 高等学校9校については定時制も含む。

イ 子どもの安全対策の推進に関すること

(ア) 学校事故の防止

第1 事務の目的・概要

安全教育・安全管理について幼稚園・学校への指導を行うとともに、より一層の学校事故の減少を目指す。

第2 前年度における課題等

学校事故のデータ分析や実例の情報提供を引き続き行っていく必要がある。実例については、より具体的な事故事案の情報提供に取り組む必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 平成26年度学校事故のデータ分析

教育委員会に報告のあった事故報告について、学校管理下・学校管理外に分け、校種別、発生月別、状況別に分析を行い、平成27年度の園長会・校長会において、平成26年度の学校事故データ^(*)を提示した。

- (※事例)
- ・小学校では、休憩時間中に、校舎内を走ったり遊具から飛び降りたりするなどにより怪我につながった事例。
 - ・中学校では、体育の授業中やボールを扱う運動部活動中に、バランスを崩して転倒するなどにより怪我につながった事例。

2 実例の情報提供

平成27年度から新たに、幼稚園・学校における日常生活の中で起こり得る事故事例について、発生した時間帯や場所、原因及びその事故を防ぐために留意すべきポイント等を「リスクマネジメント情報」として作成し、隨時、全幼稚園・学校に通知した。

第4 管理・執行状況に関する評価

平成27年度は259件の報告があり、前年度に比べ55件減少した。

1 平成26年度学校事故のデータ分析

園長会・校長会において、平成26年度に発生した学校事故の原因や発生傾向を伝え、具体的な注意喚起を図ることができた。

2 実例の情報提供

一つの幼稚園・学校で発生した事故について、「リスクマネジメント情報」として全幼稚園・学校に紹介することにより、事故防止に対する幼稚園・学校の意識の高揚を図ることができた。

第5 課題及び課題への対応

学校事故のデータ分析や実態把握を引き続き行うとともに、特に平成27年度の学校事故報告件数は、前年度に比べて55件減少していることから、どの場面の事故が減少したか等の分析を行い、それを踏まえたより効果的な指導を行う。

(参考) 事故報告件数の推移

(件)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
全体	217	266	306	314	259

(イ) 通学時の事件・事故の防止

第1 事務の目的・概要

保護者・地域の方々等の協力を得ながら、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進し、常に大人の目が子どもに注がれる状況を作り出していくことにより、通学時等に発生する犯罪から子どもを守ることを目指す。

また、交通安全教育を推進し、通学時の交通事故の減少につなげる。

第2 前年度における課題等

不審者等から子どもを守るために、教職員、保護者、地域住民等が一体となって、様々な取組を今後も継続して行っていく必要がある。

通学路の合同点検を行った危険箇所のうち、平成24年度緊急合同点検分の対策未了箇所6箇所と平成26年度合同点検分の対策未了箇所8箇所について、引き続き関係機関と連携し対策を講じるとともに、既に対策を実施した箇所について、検証を進めていく必要がある。

通学時の交通事故報告件数が増加しており、自転車通学を許可している学校において、交通法規に関する講習を引き続き実施するとともに、事故報告の内容を分析し、対応策を検討する必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 見守り・巡回活動の推進

(1) 「子どもの見守り活動10万人構想」の推進

約9万8千人の市民等が見守り活動に参加した。

(2) 「子ども安全の日」事業の実施

毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、子どもの安全を守るための様々な取組を集中的に実施した。

(3) 通学路の危険箇所対策

平成24年度に通学路緊急合同点検を実施した危険箇所158箇所の内、対策未了箇所が6箇所残っていたが、その内1箇所の対策を実施した。

平成26年度に、警察、道路管理者、PTA等関係機関と連携して「通学路安全連絡会議」を設置し、子どもの交通事故が発生している危険な箇所12箇所の全てで対策を実施した。

2 児童生徒の自己防衛意識の高揚

(1) 全小学校において、「安全意識啓発マップづくり」を行った。

(2) 幼稚園・学校において、幼児児童生徒を対象とした「防犯教室」を開催するとともに、教職員を対象に不審者等からの暴力行為を防ぐための対処方法について研修を行った。

(3) 「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組を、前年度より10校多い、79幼稚園・学校において、実施した。

3 登下校体制の整備

児童の安全確保をより徹底するため、新入学児童全員を対象に防犯ブザーを支給した。

4 子どもを守るまちづくりの推進

(1) 保護者や地域の方々の危機管理意識の啓発や見守り活動の一層の活性化を図るため、11月に

子どもの安全に関する講演会を開催したほか、各地域での見守り活動の状況を広島市ホームページで紹介した。

- (2) 「毎月 22 日は子ども安全の日」の幟旗を各幼稚園・学校に、日常生活における見守り活動者が取り付けるカバン札等を市民に、それぞれ配付した。

5 交通安全教育の充実

全小学校においては、3年生全員を対象として、また、自転車通学を許可している16中学校と全高校においては、新1年生自転車通学生徒を対象として、実技講習及び自転車交通安全テストを実施し、自転車運転免許証・自転車通学許可証の交付を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 見守り・巡回活動の推進

各小学校では、毎月の行事予定表の22日の欄に「子ども安全の日」と記載して保護者や地域に配布し、防犯ブザーの点検等を実施した。これにより、保護者や地域の方々に対する防犯意識の啓発を図ることができた。

また、「通学路安全連絡会議」において、危険箇所の合同点検を実施し、必要な対策を実施するとともに、対策実施箇所の検証を行い、改善に繋げた。

2 児童生徒の自己防衛意識の高揚

全小学校において「安全意識啓発マップづくり」を通じて危険を予測する力を育成するとともに、全幼稚園・学校において、発達段階に応じた「防犯教室」を実施することにより、対処能力の育成を図ることができた。

また「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組も広がりを見せており。

3 登下校体制の整備

全小学校において、入学式の日に、新入学児童全員に防犯ブザーを配付するとともに、使い方の説明を行った。また、毎月22日の「子ども安全の日」を中心として、防犯ブザーの所持確認や点検を行うことにより、子どもたちの自分の身は自分で守る意識を高めることに役立っている。

4 子どもを守るまちづくりの推進

広島市安全なまちづくり功労表彰を受賞した個人・団体の取組を広島市ホームページで紹介したことにより、新たに子どもの見守り活動に取り組む企業が出てくるなど、子どもの安全を守る取組に広がりを見せている。

5 交通安全教育の充実

道路交通局と連携し、交通法規に関する講習を実施し自転車運転免許証・自転車通学許可証の交付を行うことや、歩行教室を行うこと等により、交通安全に対する児童生徒の意識啓発を図ることで、平成27年度の通学時交通事故報告件数は、前年度に比べ23件減少した。

第5 課題及び課題への対応

不審者等から子どもを守るために、教職員、保護者、地域住民等が一体となって実施している様々な取組を今後も継続して行っていく必要がある。

通学路の合同点検を行った危険箇所のうち、平成24年度緊急合同点検分の対策未了箇所5箇所について、引き続き関係機関と連携し対策を講じるとともに、既に対策を実施した箇所について、検証を進めていく必要がある。

通学時の交通事故の発生防止に向けて、引き続き、自転車通学を許可している学校での交通法規に関する講習を実施するとともに、事故報告の内容を分析し、より効果的な事故対応策を検討する必要がある。

(参考)

項目		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
10 万 人 構 想	組織的な見 守り活動者数	3万5,300人	3万4,800人	3万7,200人	3万3,900人	3万4,000人	3万6,000人
	日常生活に組み込 めた貯り活動者数	5万1,400人	5万4,800人	5万4,800人	6万200人	6万2,000人	6万2,000人
	合計	8万6,700人	8万9,600人	9万2,000人	9万4,100人	9万6,000人	9万8,000人
通学路 合同点検	H24 年度 実施	—	—	121／158 箇所	146／158 箇所	152／158 箇所	153／158 箇所
対策済 箇所数	H26 年度 実施	—	—	—	—	4／12 箇所	12／12 箇所
しあわせのひまわり 実施校園数		23 校	35 校	45 校園	53 校園	69 校園	79 校園
全児童防犯 ブザー携帯率		49%	52%	57%	60%	61%	66%
通学時交通事故 報告件数		—	69 件	83 件	94 件	113 件	90 件

(ウ) 災害時の安全確保

第1 事務の目的・概要

防災教育・防災管理についての幼稚園・学校への指導を行うことで、災害時の被害の減少を図る。

第2 前年度における課題等

防災教育について先進事例を学ぶ研修会を開催したが、全校種対象の研修であったため、具体的な事例が別校種の職員に伝わりにくかった。校種別の講師を招へいし、幼・小・中・高に分けた研修を行う必要がある。

幼児児童生徒の安否確認や当初の避難所運営などの災害対応は、どの幼稚園・学校でも起こりうることから、豪雨災害における該当学校長の体験を全幼稚園長・学校長が共有する必要がある。

8. 20 豪雨災害等を踏まえ、土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域に敷地の掛かる幼稚園・学校においては、各防災マニュアルをより実効性のある内容に改訂し、梅雨時期や台風時期等の災害に備える必要がある。また、可能な範囲で、家族で就寝する部屋を話し合う等、日々の家庭生活の中での意識付けも必要である。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 研修会の開催

(1) 管理職を対象とした防災管理研修

平成27年6月、全幼稚園長・学校長を対象として、東日本大震災の被災地（宮城県）の中学校長及び広島土砂災害で避難所運営に携わった3人の市立小学校長を招き、防災管理に関する研修会を開催した。

(2) 校種別防災教育研修

平成27年7月から8月にかけて、各校種ごとの教職員を対象として、防災教育の先進幼稚園・学校から講師を招き、防災教育に関する研修会を4回開催した。

2 効果的な避難計画づくり

(1) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域・特別警戒区域に敷地の掛かる学校（33校）、幼稚園（3園）及び児童館（3館）において、危機管理室及び消防局の指導助言を受けながら避難マニュアルを改訂した。

(2) 津波浸水想定区域

津波浸水想定区域に敷地の掛かる学校（55校）、幼稚園（2園）及び児童館・放課後児童クラブ（11施設）において、危機管理室及び消防局の指導助言を受けながら避難マニュアルを改訂した。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 研修会の開催

災害を体験した学校長を講師とした研修会を実施することにより、管理職に対して、幼児児童生徒の安否確認や地域との連携等災害時の安全管理について具体的な動きを確認することができた。

また、防災教育先進幼稚園・学校の教諭等を講師とした研修会を実施することにより、教職員に対して、児童生徒の発達段階に応じた、より効果的な指導方法を身に付けることができた。

2 効果的な避難計画づくり

危機管理室及び消防局の指導助言を受けながら避難マニュアルを改訂したことにより、各幼稚園・学校等の実態を踏まえた避難経路や避難場所の選定、避難訓練等の実施が可能となった。

第5 課題及び課題への対応

平成27年度から取り組んだ校種別の防災教育の研修会を、引き続き実施するとともに、児童生徒が防災に関する正しい知識を習得し、自ら考え行動できる力を身に付けることができるよう、教職員に向けた指導の手引きを作成する必要がある。

また、可能な範囲で、家族で就寝する部屋を話し合う等、日々の家庭生活の中での意識付けも必要である。

(参考) 研修会の開催

年度	実施日	対象者	タイトル	講師
24	H24. 9. 14	教職員	東日本大震災から学ぶ学校の防災管理・防災教育	東北大学教授 佐藤 健
25	H25. 8. 26	教職員	震災を乗り越えて ～兵庫の防災教育の試み～	兵庫県小学校主幹教諭 坂本 和宏
26	H26. 8. 8	教職員	震災を乗り越えて ～仙台市の防災教育～	仙台市教育委員会主幹兼係長 猪俣 亮文
27	H27. 6. 8	管理職	被災地の実態と教訓 災害時における学校対応の実態 " " "	宮城県荒浜中学校長 渡邊 裕之 広島市立梅林小学校長 中西 浩二 広島市立八木小学校長 宮田 稔 広島市立三入小学校長 西岡恵美子
	H. 27. 7. 30	中学校 教諭	生徒が自ら防災意識を高めるために	宮城県女川中学校主幹教諭 斎藤 和宏
	H27. 7. 31	幼稚園 教諭	幼児を災害から守る指導と安全管理	東京都文京区第一幼稚園長 桶田ゆかり
	H27. 8. 10	小学校 教諭	「自分の命は自分で守る」ために学校現場でできること	岐阜県上之郷小学校教諭 三原 寛暉
	H27. 8. 17	高 校 教諭	平成26年度五日市高等学校における地域と連携した防災教育の試み	広島県呉三津田高等学校長 小路口真理美

ウ 安全でおいしい給食の推進

第1 事務の目的・概要

文部科学省の「学校給食衛生管理基準」への対応や、食物アレルギーへの対応など、学校給食の課題への対応指針を検討するために設置した「安全でおいしい給食推進検討委員会」の提言（平成19年3月）を踏まえ、学校給食の充実策を計画的に推進する。

また、学校給食費の未納対策を推進する。

第2 前年度における課題等

1 食物アレルギー対応の充実

継続して適切な対応ができるよう、「広島市立幼稚園・学校における学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）活用の手引き」（平成22年 広島市教育委員会、平成25年改訂）（以下「学校管理指導表 活用の手引き」という。）及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省）（以下「食物アレルギー対応指針」という。）の内容を踏まえ、栄養教諭、調理員等に対し、調理除去や代替食の扱いに係る研修会等を実施し、指導の充実を図る必要がある。また養護教諭等の教職員に対してもアレルギー対応についての周知・徹底を図る必要がある。

2 衛生管理の強化

全ての学校給食調理場に対し、ノロウイルス食中毒の予防対策及び危機管理対応について、更なる周知徹底を図るとともに、衛生講習会を実施し、衛生意識の向上を図る必要がある。

また、学校給食用物資の納入業者、配送業者へは、「学校給食衛生管理基準」（平成21年 文部科学省）等の周知徹底を図る必要がある。

3 ドライ運用の推進

ドライ運用をより効果的に進めるために、調理器具の整備にあわせて、器具の適切な活用方法や作業動線の工夫などについて、栄養教諭、調理員等を対象とする研修会を実施する必要がある。

4 給食用食器等の改善

熱い汁物を入れた食器をしっかり持つて食べることができるよう、学校給食センター受配校の薄手のステンレス製食器について、平成24年度から計画的に合成樹脂製食器に変更しており、引き続き改善を進める必要がある。

併せて、中学校のデリバリー給食のランチボックスは、残食の確認がしやすくなるよう、平成24年度から計画的に蓋が半透明のランチボックスに変更しており、引き続き進める必要がある。

5 五日市地区学校給食センター施設の老朽化への対応

五日市地区学校給食センター施設の老朽化が進んでいることから、民設民営による学校給食調理施設（以下「新センター」という。）を整備し、平成29年度から調理等の委託を行うことを方針決定しており、平成26年度末に開始した公募型プロポーザルによりその事業者を選定する必要がある。

（参考）五日市地区学校給食センターの概要（平成27年5月1日時点）

学校給食センター	建築年次（耐用年数）	経過年数	提供校数	児童・生徒数
五日市北地区学校給食センター	昭和50年1月（38年）	40年	12校	4,544人
五日市中央地区学校給食センター	昭和40年4月（34年）	50年	6校	3,872人
五日市南地区学校給食センター	昭和59年9月（38年）	30年	4校	2,489人

6 学校給食費未納・滞納対策の推進

学校給食費の未納対応の強化及び学校の事務負担軽減を図るため、市が督促に着手する必要がある。については、市が督促を行う場合の基準等について決定し、それを踏まえて「学校給食費会計事務の手引」の改定等を行うとともに、校長会での周知や事務職員への説明会等を行う必要がある。

7 学校給食費の改定

平成 20 年度以降、学校給食費は 1 食当たり小学校 220 円、中学校 265 円で据え置いているが、平成 26 年 4 月に消費税が 5% から 8% に増税されたことに加え、様々な食材や食料品の価格が上昇傾向にあり、必要な栄養量の確保や食育の生きた教材という観点からの献立作成や食材選定ができにくくなっている。

第 3 平成 27 年度における管理・執行状況

1 食物アレルギー対応の充実

全ての自校調理場(120 施設)及び学校給食センター(6 施設)において実施している食物アレルギー除去食調理(乳・卵・エビ・カニの 4 品目を除去)が確実に行えるよう、「学校管理指導表 活用の手引き」及び「食物アレルギー対応指針」の内容に基づき、栄養教諭等や調理員を対象に、調理場や教室での対応、誤配や誤食等を防ぐための校内体制等について学ぶ研修会を実施した。

また、養護教諭等を対象に、アレルギー専門医を講師に招き、緊急時の対応や教育活動上の留意点等について学ぶ学校保健研修会を実施した。

さらに、市域の医師会の協力を得て、エピペン処方等に係る教職員研修会を、区単位、あるいは学校単位で随時実施した。

2 衛生管理の強化

学校給食関係職員やデリバリー給食調理委託業者に対し、研修会等を通じて、ノロウイルス食中毒防止やその他衛生管理のポイントについて周知するとともに、ノロウイルス流行時期にはリーフレット等を配布するなど周知徹底を図った。さらに、学校給食用物資の納入業者、配送業者に対し、手洗いや清潔な作業衣着用等の給食物資配送時の衛生管理の徹底について講習会を実施した。

また、新たな対策として、正規調理員を対象とした「手洗い及び衛生管理実技講習会」を実施するとともに、ノロウイルスの二次感染を防止するためのノロウイルス対応除菌剤、使い捨て手袋、ペーパータオルを健康教育課で一括購入し、自校調理場及び学校給食センターに支給した。

3 ドライ運用の推進

栄養教諭、調理員等を対象とする研修会において、ドライ運用推進のための作業動線や作業工程の工夫をテーマにグループ協議や演習を行った。

4 給食用食器等の改善

給食センターのステンレス製食器は、平成 24 年度の五日市南地区(受配校: 小学校 3 校、中学校 1 校)、平成 25 年度の五日市中央地区(受配校: 小学校 4 校、中学校 2 校)、平成 26 年度の五日市北地区(受配校: 小学校 8 校、中学校 4 校)に続き、平成 27 年度は阿戸地区、可部地区、湯来地区の給食センター(3 つのセンター受配校計: 小学校 9 校、中学校 6 校)について合成樹脂製食器に変更し、全ての給食センターにおける食器改善が完了した。

中学校のデリバリー給食のランチボックスは、平成 24 年度から蓋が半透明のものに順次変更し

ており、平成 27 年度末までに 6 業者全てのランチボックスの変更が完了した。

5 五日市地区学校給食センター施設の老朽化への対応

民設民営の民間事業者を選定するため、公募型プロポーザルにより、8 月に事業候補者を選定し、9 月議会において 15 年間の委託契約に係る債務負担行為の設定の議決を経て、11 月に事業者との契約締結を行った。

6 学校給食費未納・滞納対策の推進

学校が未納者状況の管理や督促事務を円滑にできるよう、「学校給食費会計事務の手引」と各種帳票の様式等を改定するとともに、学校の事務負担軽減を図るため、卒業生等の未納については平成 28 年度以降、市が督促事務を行うことにした。

また、保護者の納付意識の向上を図るため、平成 28 年度以降の給食提供に向けて、保護者に対し「学校給食の提供を受けること」及び「学校給食費を期日までに支払うこと」を市長と学校長に誓約する書面の提出を求めた。

7 学校給食費の改定

(一財) 広島市学校給食会において、小・中学校長、栄養教諭、保護者等の代表で構成する広島市学校給食費検討委員会を設置し、学校給食費改定について検討を重ねた結果、平成 27 年 12 月分の学校給食費から下記のとおり改定した。

学校給食費（1 食当たり）

区分	改定前	改定後
小学校	220 円	250 円
中学校	265 円	300 円

第 4 管理・執行状況に関する評価

1 食物アレルギー対応の充実

栄養教諭等や調理員を対象に、食物アレルギー除去食対応ならびに校内での連携等について研修を行ったことで、学校給食における誤食や誤配の発生を防ぐことができた。

また、アレルギー専門医による学校保健研修会や、市域の医師会による教職員研修会において、エピペン処方やアレルギーに係る緊急時の対応について実践的な研修を行ったことで、アナフィラキシー発症時（いずれも原因は学校給食以外）には、学校が速やかにエピペンを処方し救急搬送を行うなど迅速かつ適切に対応し、重症化を回避することができた。

2 衛生管理の強化

学校給食関係職員及び学校給食に係る事業者に対し、各種講習会を通じて衛生管理についての周知徹底を図ったことで、ノロウィルス等による食中毒防止への意識が向上した。

また、自校調理場及び学校給食センターに対し、ノロウィルス対応除菌剤等を支給するとともにその使用方法等について周知徹底を図ることで、調理過程における衛生管理の強化につながった。

3 ドライ運用の推進

栄養教諭、調理員等を対象にグループ協議や演習等より実践的な内容の研修会を行ったことで、効果的なドライ運用に向けた調理器具の適切な活用方法等の理解を深めることができた。

4 給食用食器の改善

給食用食器を合成樹脂製食器に改善した学校においては、児童から「汁物を入れた時に熱くな

いから持ちやすくなった。」「口触りがやさしくなった。」など好評を得ている。

デリバリー給食のランチボックスを改善した中学校においては、教職員から「蓋が半透明になり、生徒の残食の確認ができるため、指導しやすくなった。」などの声が寄せられている。

5 五日市地区学校給食センター施設の老朽化への対応

調理運営等を行う民間事業者の決定、契約締結により、民設民営の新センターを平成29年4月から稼働できる見通しとなった。これに伴い、特に老朽化が進む五日市北地区及び五日市中央地区学校給食センターを平成28年度末に廃止する。

また、新センターの調理運営等を行う民間事業者は、地元農家や近隣市町の農家からの学校給食用野菜の調達を計画しており、これにより学校給食における地産地消の促進が期待できる。

6 学校給食費未納・滞納対策の推進

「学校給食費会計事務の手引」を改定し、具体的な事務手順や事務点検項目を明示したことにより適切な事務を執行することができる。また、平成28年度以降、卒業生等の未納について市が督促事務を行うことで学校の事務負担の軽減が期待できる。

さらに、保護者から市長と学校長あてに学校給食費の支払などを誓約する書面の提出を求めたことで、保護者の納付意識の向上も期待できる。

7 学校給食費の改定

学校給食費改定の後、地場産物や旬の食材等を献立に取り入れるなど、食育の生きた教材という観点から献立の充実を図ることができた。

保護者や教職員から「給食の献立内容が充実した。」、「果物やデザートの提供回数が従前どおりになり季節感のある給食に戻った。」、「子どもが喜んでいる。」などと評価する意見が寄せられている。

第5 課題及び課題への対応

1 食物アレルギー対応の充実

食物アレルギー対応者が増加している現状から、今後も継続して適切な対応ができるよう、「学校管理指導表 活用の手引き」及び「食物アレルギー対応指針」の内容を踏まえ、引き続き研修会等により、栄養教諭、調理員をはじめ教職員に対して、アレルギー対応についての周知・徹底を図る必要がある。

また、今後とも、アナフィラキシー発症時に迅速かつ適切な対応が行えるよう、医師会等とも連携し、実践的なアレルギー対応研修を継続していく必要がある。

2 衛生管理の強化

全ての学校給食調理場に対し、ノロウイルス食中毒の予防対策及び危機管理対応について、更なる周知徹底を図るとともに、引き続き、衛生講習会を実施し、衛生意識の向上を図る必要がある。

また、学校給食用物資の納入業者、配達業者へは、国が示す「学校給食衛生管理基準」等の周知徹底を図る。

さらに、引き続き、全調理場に対し、同一規格のノロウイルス除菌剤等の衛生用品を現物支給し、使用方法等を周知する。

3 ドライ運用の推進

ドライ運用をより効果的に進めるために、調理器具の整備にあわせて、器具の適切な活用方法

や作業動線の工夫などについて、栄養教諭、調理員等を対象とする研修会を実施する必要がある。

4 給食用食器の改善

平成 28 年度から 6 か年計画で、自校調理校のステンレス製食器を合成樹脂製に変更する予定である。(6 か年計画：平成 28 年度 24 校、平成 29 年度 21 校、平成 30 年度 21 校、平成 31 年度 19 校、平成 32 年度 15 校、平成 33 年度 26 校)

5 五日市地区学校給食センター施設の老朽化への対応

平成 29 年 4 月からの新センターの円滑な稼働に向けて、平成 28 年度末までに以下のことを順次実施する必要がある。

- ・ 新センターの施設設備が市の要求水準を満たしていることの確認
- ・ 衛生管理基準に沿った作業体制や調理手順、円滑な配送体制等の構築の確認
- ・ 良質な学校給食用野菜の安定確保に向けた民間事業者と（一財）広島市学校給食会との協議
- ・ 学校、保護者等への説明会

6 学校給食費未納・滞納対策の推進

平成 28 年度から、改定した「学校給食費会計事務の手引」に基づき、学校と連携して適切に未納・滞納対策を進める必要がある。特に、卒業生等に係る未納等については、学校とも緊密に連携しながら個々の状況を把握し対応していく。

7 学校給食費の改定

広島市学校給食費検討委員会において、今後、消費税が 10%に引き上げられた場合、小学校及び中学校ともに 5 円の値上げを行うことを決定している。

工 食育の推進

第1 事務の目的・概要

食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度のそう身志向など、食生活をめぐる様々な問題が生じておらず、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進が課題となっている。

広島市では、「食を通じて『健やかな体』と『豊かな心』を育む」ことを基本理念とする「第2次広島市食育推進計画」（計画期間：平成23～27年度）及び学校指導要領に基づき、「学校における食育の推進」に取り組んでいる。

第2 前年度における課題等

1 教職員研修等の実施

食育に係る各学校の取組が一層推進されるよう、教務主任、食育推進担当者等に対し、その職務内容に応じた内容で研修の充実を図るとともに、引き続き食育の効果的な実践事例、教材等を積極的に紹介・情報提供する必要がある。

2 給食献立の充実

学校給食を生きた教材として活用するため、献立の工夫に努める必要がある。

また、各学校の特色や地域性を生かした独自献立については、食育の推進の有効な手段の一つであることから、自校給食の学校において今後も継続して実施するとともに、給食センターにおいては実施の拡大を図る必要がある。

3 地場産物の活用促進

「学校給食における地場産物の活用推進検討会議」において引き続き生産者・市場関係者・関係部局等との情報共有を図り、地場産物の一層の調達に努めるとともに、地場産物の供給時期・供給量を踏まえた献立作成を行う必要がある。

4 家庭と連携した食育の推進

保護者等に食育の周知啓発を行うため、今後もフェイスブックや食育だよりなどを活用し、広く周知啓発を行うとともに、掲載内容の充実を図る必要がある。

5 残食の減少に向けた取組

残食の多いデリバリー給食においては、引き続き残食の状況把握と原因分析を行い、具体的な対応策を検討する必要がある。また、中学校長会や教職員研修等において、残食の減少や食育推進に成果を上げている学校の具体例について、積極的に情報提供する必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 教職員研修等の実施

小・中学校における効果的な食育推進に向けて、教務主任を対象に食育の効果的な推進に向けた教育課程の編成のポイント、また、食育推進担当者を対象に取組の実践事例、栄養教諭・学校栄養職員を対象に個に応じた食育指導の実際等について、それぞれ研修を実施するとともに、小・中学校に対し、児童生徒への指導資料、保護者への啓発資料を作成し、情報提供した。

2 給食献立の充実

学校給食を食育の生きた教材として活用するため、毎月19日に「食育の日（わ食の日）」の献

立」を実施したほか、「郷土食の日」(年11回)、「行事食の日」(年14回)等の特色ある献立を実施した。

また、自校給食の学校では、学校が独自に献立を作成する「独自献立」を年間数回実施し、地域の食材を使った献立、児童生徒が考えた献立などを提供した(58校延べ151回)。

給食センターにおいては、言語数理運用科の学習の一環として、受配校の小学6年生児童を対象に地場産物を活用した献立を募集し、その中の1つを実際に献立として提供した。(1回)

3 地場産物の活用促進

第2次広島市食育推進計画の評価指標の一つである「学校給食における地場産物の使用割合30%以上(品目ベース)」の達成に向け、「地場産物の日」を毎月4回実施した。

また、生産者・市場関係者・関係部局等を構成員とする「学校給食における地場産物の活用推進検討会議」を年間3回実施し、地場産物の学校給食への供給が可能な時期・量について協議の上、献立作成を行うなど、地場産物の安定確保に努めた。

4 家庭と連携した食育の推進

食育だよりを月1回発行するとともに、フェイスブック等を活用し、学校の取組や食育授業、特色ある給食献立の紹介等を随時掲載した。

さらに、初めて学校給食を経験する小学1年生と、成長期を迎え、また中学入学を控えた小学6年生の保護者に対し、学校給食の意義や食の大切さを知ってもらうため食育の啓発資料を配布した。

5 残食の減少に向けた取組

教職員研修会等で、残食の減少に成果を上げている学校の実践事例発表を行ったほか、指導資料等の情報提供を行った。

特に残食の多いデリバリー給食について、栄養士が学校訪問する際に、管理職や食育推進担当者等へのヒアリングを行うとともに、生徒と一緒にデリバリー給食を食べるなどして、生徒の喫食状況等の実態把握を行い、残食の減少に向け各学校に対し個別に指導助言を行った。また、保護者試食会に出席し、デリバリー給食の意義等を伝えるなどして、保護者の理解が深まるよう努めた。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 教職員研修等の実施

教職員研修において、食育推進上の課題に即した実践的な研修を実施することができ、多くの学校で様々な取組が組織的・計画的に行われるようになってきた。特に、自校給食、センター給食の学校では、学校の実情に即した食育の取組が進んできている。

2 納食献立の充実

「食育の日(わ食の日)」「郷土食の日」「行事食の日」等の特色ある献立や独自献立が、各学校において食育の生きた教材として活用されてきている。

3 地場産物の活用促進

地場産物の活用割合は31.0%と、第2次広島市食育推進計画の目標値30%は達成した。安定した地場産物の活用を継続するため、引き続き供給時期・供給量を踏まえた献立作成を行う必要がある。

4 家庭と連携した食育の推進

フェイスブックについては、より多くの学校の取組等を掲載できるよう随時更新に努めた結果、市民への認知も広がってきた。さらに多くの方に興味を持つてもらえるよう内容等について一層工夫する必要がある。

5 残食の減少に向けた取組

食育推進上の課題に即した実践的な教職員研修の実施やデリバリー給食の学校への個別の指導助言などに取り組んだ結果、小学校・中学校ともに残食率が減少した（小学校 1.8%→1.6%、中学校 15.1%→14.5%）。

また、比較的残食率が高い傾向にあるデリバリー給食については、献立を作成した栄養士が学校訪問し、生徒への聞き取りや声掛け、各学校の実態に応じた指導助言等の取組を重ねた結果、平成 26 年度 26.6% に対し、平成 27 年度は 26.1% と減少に転じた。

第 5 課題及び課題への対応

1 教職員研修等の実施

食育に係る各学校の取組が一層推進されるよう、教務主任、食育推進担当者等に対し、その職務内容に応じた内容で研修の充実を図るとともに、引き続き各学校の効果的な実践事例、教材等を積極的に紹介・情報提供する必要がある。

2 納品献立の充実

今後も学校給食を生きた教材として活用するため、献立の工夫に努める。

また、各学校の特色や地域性を生かした独自献立については、食育推進の有効な手段の一つであることから、自校給食の学校において今後も継続して実施するとともに、給食センターにおいては児童生徒が考案した献立の実施の拡大を図る必要がある。

3 地場産物の活用促進

「学校給食における地場産物の活用推進検討会議」において引き続き生産者・市場関係者・関係部局等との情報共有を図り、地場産物の一層の調達に努めるとともに、地場産物の供給時期・供給量を踏まえた献立作成を行う必要がある。

また、第 3 次広島市食育推進計画(計画期間：平成 28～32 年度)において、これまで「県内産」としていた地場産物の定義を「広島広域都市圏産」にまで拡大し、活用割合 40% 以上を目標とすることから、今後は広島広域都市圏産の農水産物等の情報収集にも努める必要がある。

4 家庭と連携した食育の推進

保護者等に食育の周知啓発を行うため、今後もフェイスブックや食育だよりなどを活用し、広く周知啓発を行うとともに、学校の食育の取組について積極的に情報収集するなどして、掲載内容の充実を図る必要がある。

5 残食の減少に向けた取組

残食の多いデリバリー給食においては、子どもにとって魅力ある献立、食べやすい献立になるよう内容の工夫や変更を行うとともに、引き続き学校訪問や保護者試食会などの機会を捉え、学校の実態把握を行うとともに、指導助言や啓発に努める必要がある。

また、生徒とデリバリー業者との交流の機会を設けるなど、食への感謝の気持ちを持たせる取組も進める。

6 食育推進計画に関する事務移管

平成 28 年度に「広島市食育推進計画の推進」(平成 28～32 年度は第 3 次広島市食育推進計画)

に関する事務を教育委員会から健康福祉局に移管し、教育委員会は同計画等に基づき「学校における食育の推進」に引き続き取り組む。

(参考 1) 地場産物（広島県内産）の品目ベースでの活用割合 (%)

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
活用割合	27.0	25.9	22.6	24.6	36.5	31.0

(参考 2) 残食率 (%)

区 分	小 学 校		中 学 校		
	自校	センター	自校	センター	デリバリー
平成 22 年度	3.0	2.5	5.5	(13.9)	6.2
平成 23 年度	2.4	2.0	4.2	15.1	4.1
平成 24 年度	2.2	2.0	3.3	15.3	3.7
平成 25 年度	2.1	1.9	3.3	15.4	3.4
平成 26 年度	1.8	1.6	2.9	15.1	2.4
平成 27 年度	1.6	1.5	2.4	14.5	2.8
					6.9
					26.1

※ デリバリー給食については、平成 23 年度以降、残食量の計測方法を変更しているため、平成 22 年度の残食率は参考値として掲載している。

1 学校教育に関する事務
(8) 私立学校の振興に関すること

ア 私学助成

第1 事務の目的・概要

私学助成は、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の教育条件の維持・向上や保護者の経済的負担の軽減を図ることで、私立学校の振興に資することを目的として行っており、本市は、国・県が行う助成を補完する立場から、私立学校における教材教具整備費や教職員研修費等について助成している。

第2 前年度における課題等

私学助成の充実については、国・県が行う助成を補完する立場から、引き続き、国・県に対し要望していくとともに、本市としても助成について可能な限り予算の確保に努める必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 私立幼稚園等に対する助成

市内の私立幼稚園 90 園を対象として、教材教具整備費、教職員研修費及び私立幼稚園施設整備資金借入金利子並びに就園奨励費の交付にかかる事務費について助成した（助成額 4,447 万 7 千円）。

また、各私立幼稚園等との連絡調整や申請書等のとりまとめなど、本来市が各園に対して個別に行うべき事務を負担している、広島市私立幼稚園協会に対し、当該事務に要する経費を新たに助成することとした。（助成額 200 万円）

2 私立中学校に対する助成

市内の私立中学校 11 校を対象として、教材教具整備費及び教職員研修費について助成した（助成額 161 万 6 千円）。

3 私立高等学校に対する助成

市域の私立高等学校 22 校を対象として、教材教具整備費及び教職員研修費について助成した（助成額 4,709 万 3 千円）ほか、「私立高等学校部活動パワーアップ事業」として、指導者招へい費用や指導教育研修費等について助成した（助成額 1,033 万 5 千円）。

4 外国人学校に対する助成

広島インターナショナルスクールを対象として、教職員研修費について助成した（助成額 46 万円）。

第4 管理・執行状況に関する評価

新たに、平成 27 年度から、本市独自の助成メニューとして、広島市私立幼稚園協会に対する事務費補助を開始し、同協会の負担軽減に寄与することができた。

また、引き続き「私立高等学校部活動パワーアップ事業」について、予算を増額した結果、当該事業に係る補助率も 37.7%まで上昇（平成 26 年度：23.6%）し、私立高等学校における文化・スポーツ活動の一層の活性化を図ることができた。

第5 課題及び課題への対応

今後も私学助成の充実について、国・県に対し要望していくとともに、本市としても助成について可能な限り予算の確保に努める必要がある。

2 青少年の育成に関する事務

(1) 青少年の健全育成等に関すること

重

ア 放課後等の子どもの居場所の確保

第1 事務の目的・概要

子どもが放課後等に安全に安心して活動し、過ごせる居場所を確保するとともに児童の健全育成を図ることを目的に、次の取組を行う。

特に、放課後児童クラブ事業については、児童福祉法の改正に伴い、平成27年4月から、受入対象児童が小学校6年生まで拡大されるなど、大幅な制度改革が行われたことから、クラス増設等について重点的な取組を行う。

1 児童館の整備

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的に、小学校区ごとに児童館を整備する。なお、児童館には、遊戯室や図書室などのほか、放課後児童クラブ事業のための専用室を設ける。

2 放課後プレイスクール事業

児童館未整備学区において、放課後の小学校施設等を活用して、地域の大人の見守りにより安全な遊び場を確保し、遊びを通した体験活動や異年齢間の交流促進など、児童の健全育成を図ることを目的に、放課後プレイスクール事業を実施する。

3 放課後児童クラブ事業

保護者が就労等により屋間家庭にいない小学生に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、児童館のある学区では児童館内等で、児童館のない学区では小学校の余裕教室やプレハブ施設等を利用して放課後児童クラブ事業を実施する。また、公共施設等の利用が困難な学区においては、民間事業者への補助により対応する。

第2 前年度における課題等

1 児童館の整備

現在の3年に4館の整備ペースでは、整備完了までにかなりの年数がかかること、また、放課後児童クラブ事業の見直しに伴う、老朽化したプレハブ施設等の改善、大規模・過密クラスの解消を図るために児童館を早期に整備する必要があるため、引き続き児童館の整備スケジュールの前倒しについて検討を行う。

また、昭和56年の新耐震基準以前に建設された児童館を対象に、平成26年度から平成28年度までの3年間で耐震診断を実施し、耐震対策が必要な児童館等については、平成30年度までに耐震補強工事を実施する。

2 放課後プレイスクール事業

引き続き、地域・学校と連携を図りながら、地域の状況に応じた事業実施についても検討し、新規実施か所の拡大を進める。

3 放課後児童クラブ事業

平成27年度の利用申込みを受け付けた結果、5月1日現在で31学区において、それぞれ設定した受入定員を超えた238人の児童が待機となっているため、補正予算を計上しクラスの増設に

取り組む必要がある。

また、放課後児童クラブの今後の事業運営にあたっては、この事業を福祉サービス事業として再構築し、施設の老朽化対策やサービスの提供体制の整備など、従来からの課題の早期解消を図るとともに、放課後児童クラブの安定的な運営や提供するサービス内容の一層の向上を実現できるよう、対応策を検討する。こうした取組を進める中で、利用している者と利用していない者の公平性や、他の福祉サービスにおける応分の負担の状況を考慮し、保護者負担を求めるについて検討する。また、その際には、経済的な事情により入会できない子どもが出ることのないよう、減免制度を検討する。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 児童館の整備

平成28年度の開館に向けて、川内児童館の新築工事を行うとともに、平成29年度の開館に向けて、中島児童館及び緑井児童館の実施設計等を行った。

また、昭和56年の新耐震基準以前に建設された児童館のうち、11館について耐震診断を行い、平成26年度に耐震診断を実施した6館のうち、耐震対策が必要な3館について実施設計等を行った。

2 放課後プレイスクール事業

平成27年度は、11か所で実施した。

3 放課後児童クラブ事業

待機児童の解消と次年度の利用者増に対応するため、補正予算等によりクラス増設に取り組んだ。その結果、新たに小学校の余裕教室や小学校敷地内に設置したプレハブ施設を活用して12クラス開設したほか、民間放課後児童クラブを8クラス開設した。

なお、待機が解消するまでの間、児童館がある学区においては、放課後、学校からの直接来館で、当面児童の安全な居場所の確保に努めた。

(参考) 児童館の整備館数等の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
児童館の整備館数	107館	108館	110館	111館	112館
放課後プレイスクール事業の実施小学校数	14校	15校	14校	12校	11校
放課後児童クラブ事業の実施クラス数	159クラス	163クラス	170クラス	191クラス (民間10クラス含む)	211クラス (民間18クラス含む)

第4 管理・執行状況に関する評価

1 児童館の整備

川内児童館の整備完了により、140小学校区中112学区(整備率80%)を整備することができた。

児童館の耐震補強については、耐震診断及び実施設計とも計画どおり実施できている。

2 放課後プレイスクール事業

児童館の整備に伴い実施か所が1か所減少した。また、新規実施か所数を増加させることはで

きなかった。

3 放課後児童クラブ事業

年度当初多くの待機児童が発生したことから、補正予算等により新たに 20 クラス（民間放課後児童クラブを含む）開設し、その解消に努めたが十分な解消とまでは至らなかった。

第5 課題及び課題への対応

1 児童館の整備

現在の 3 年に 4 館の整備ペースでは、整備完了までに 20 年以上必要なことから、引き続き児童館の整備スケジュールの前倒しについて検討を行う。

また、昭和 56 年の新耐震基準以前に建設された児童館について、耐震補強計画に基づき、平成 26 年度から耐震診断を実施しており、耐震対策が必要な児童館については、平成 30 年度末までに耐震補強工事を実施するとともに併せて大規模改修を行う。

2 放課後プレイスクール事業

地域・学校と連携を図りながら、地域の状況に応じて事業を実施する。

3 放課後児童クラブ事業

引き続き待機児童の解消に向け、計画的なクラス増設が必要である。

また、放課後児童クラブの今後の事業運営にあたっては、この事業を福祉サービス事業として再構築し、施設の老朽化対策やサービスの提供体制の整備など、従来からの課題の早期解消を図るとともに、放課後児童クラブの安定的な運営や提供するサービス内容の一層の向上を実現できるよう、引き続き対応策を検討する。

こうした取組を進める中で、利用している者と利用していない者の公平性や、他の福祉サービスにおける応分の負担の状況を考慮し、保護者負担を求めるについて検討する。

なお、その際には、経済的な事情により入会できない子どもが出ることのないよう、減免制度を検討する。

イ 暴走族・非行防止対策の総合的な推進

第1 事務の目的・概要

非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進するため、「少年サポートセンターひろしま」を核として、少年の非行防止から立ち直りまでの一貫した支援に取り組む。

第2 前年度における課題等

非行防止活動の推進については、中学校卒業後の高校へ進学しない少年の再非行率（約7割）が高いことが課題であるため、市教委職員と県警職員が常駐する少年サポートセンターを設置し、非行防止から非行少年の立ち直り支援までの一貫した取組を実施する。

暴走族対策については、警察、学校、地域の関係機関などと連携し、解散に向けて粘り強く対応する必要がある。また、少年の暴走族への加入を防止するために、非行少年グループ等の動向を把握する必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 「第2次広島市暴走族追放基本計画に基づく行動計画（平成28年度～平成30年度）」の策定

「第2次広島市暴走族追放基本計画」に掲げた諸施策を達成するため、非行少年及び非行少年グループ対策を盛り込んだ「第2次広島市暴走族追放基本計画に基づく行動計画（平成28年度～平成30年度）」を策定するとともに、少年の暴走族への加入防止のため、県警察とともに暴走族・非行少年グループ加入防止ポスター、標語コンクールを開催した。

2 少年サポートセンターひろしまの設置・運営

非行防止活動の推進については、ワンストップで非行防止から立ち直り支援までの一貫した支援を行う活動拠点として、全国で初めて市庁舎の一部に市教委職員と県警職員が常駐する「少年サポートセンターひろしま」を平成27年4月1日に設置し、暴走族・非行防止対策を推進している。

(1) 少年相談

電話相談・面接相談等により、非行少年グループ等への加入防止や離脱に向けての助言を行うとともに、非行からの立ち直りに向けた支援を行った。

(2) 居場所づくり

ア 少年サポートルーム

少年のコミュニケーション能力を向上させ、ルールを守る社会の一員としての成長を促すため、ボランティア等と一緒に様々な体験活動等を実施した。

イ 居場所づくり団体支援

家庭や学校に居場所を見出せない少年たちの非行等からの立ち直りに向け、文化・スポーツなどを通じて居場所づくりにつながる活動を行う団体を支援した。

(3) 立ち直り支援（就学・就労支援）

非行少年の立ち直りを支援するため、就学や就労に関する助言や指導を実施した。

(4) 学校支援（課題を抱える学校への支援）

自立支援相談員が生徒指導上の課題を抱える学校を訪問し、少年の非行防止や学校支援に取り組んだ。

(5) 街頭補導活動

市教委、県警、青少年指導員及び少年補導協助員の連携による街頭補導活動を行い、問題行為少年の早期発見及び早期指導により、少年の非行防止に取り組んだ。

(6) 要保護少年^{*}対策

要保護少年及びその保護者に対し、助言を行うなど継続的な面談を実施するとともに、要保護少年の対策に関わる関係機関へ連絡するなど連携を図った。

(※児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年(非行少年に該当する場合を除く。)をいう。)

(7) その他

ア 非行防止啓発活動

非行防止や非行からの立ち直りに係る啓発活動を行うほか、少年の非行問題に関するセミナーや非行少年問題学習会を開催した。

イ ネットパトロールの実施

ネット上でのいじめ等の早期発見・早期対応を図るため、職員によるパトロールと併せ、専門業者によるパトロールを実施し、学校等へ情報提供を行った。内容によってはサイト管理者に書き込み等の削除を依頼するとともに、事件性のあるものは県警に通報するなど、迅速かつ適切に対応した。

第4 管理・執行状況に関する評価

非行防止活動の推進については、「少年サポートセンターひろしま」を核として、市教委と県警が一体となって少年相談や非行少年の立ち直り等に取り組んでおり、平成27年度中、当センターで170人の少年に対して立ち直りのための支援を行い、そのうち非行歴を有している少年74人中再犯者は9人(12.2%)、非行歴を有していないが不良行為等の課題が認められた少年96人中検挙・補導されたのは2人(2.1%)であり、立ち直り支援の効果が表れているものと考えられる。

また、「少年サポートルーム」事業に参加した少年から「笑顔が増えた」、「心が明るくなった」、「サポートルームは自分の居場所」、「コミュニケーション能力がついた」などの感想が寄せられ、3月に受験した高校に合格したことを報告に来た少年もいるなど、当事業が少年の居場所や立ち直りのきっかけとなっていることが伺える。

広島市域を活動拠点とする暴走族対策については、県警との連携を強化し、街頭パトロール、声かけ活動及び県警による取締り強化等、関係機関が連携した官民一体となった総合的な取組を実施した結果、平成27年6月末以降、暴走族は0となっている。

(参考) 暴走族のグループ数・構成員数(広島市域における数値)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
暴走族のグループ数	0グループ	1グループ	1グループ	1グループ	0グループ
暴走族構成員数	0人	5人	4人	5人	0人

第5 課題及び課題への対応

平成27年6月末以降、暴走族は0となっているものの、暴走志向を有する者や旧車會の台頭

など、暴走族の再結成や新規結成について予断を許さない状況である。こうした状況を受け、暴走族の再結成に注意しながら、少年非行防止・自立支援事業に積極的・総合的に取り組む必要がある。

「少年サポートルーム」事業の実施に当たっては、遠隔地に居住しているため、参加が困難な少年への対応が必要であり、地域に出向いての「少年サポートルーム」事業の実施など、当該事業の拡充を検討する。

ウ 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進

第1 事務の目的・概要

「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」に基づき、フィルタリングの普及を促進し、電子メディアと上手に付き合い、情報を正しく活用できる青少年の育成を図ることを目的に、以下の基本方針に基づいて事業を実施する。

【基本方針】

- (1) 電子メディアに過度に依存する青少年を電子メディアから引き離すこと。
- (2) 青少年に電子メディアを通じて有害情報の閲覧又は視聴をさせないようにすること。
- (3) 青少年に電子メディアを適正に利用するために必要な知識及び能力を習得させるようにすること。

第2 前年度における課題等

1 電子メディア・インストラクターの養成

講習会の講師として実際に活動できる者が少ないという課題があるため、電子メディア協議会と連携しながら、引き続き研修の充実や教材の開発を進める。

2 10オフ運動の推進

取組の実効性を高めるために、市立小・中学校一斉に年間2回（7月、12月の第2週）の強化週間を設け、生活リズムカレンダーを活用した生活習慣等の振り返り等の取組を実施する。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

地域で青少年と電子メディアに関する啓発活動を行うための電子メディア・インストラクター養成講座を平成28年2月に開催し、新たに33人をインストラクターとして認定した。

また、電子メディア・インストラクターを対象に、電子メディア講習会を実施するうえで参考となる、寸劇や紙芝居等の手法を取り入れた研修を実施した。

電子メディアに関する講習会を保護者、地域住民及び児童・生徒、教職員等を対象に開催し、延べ10,145人の参加を得た。

2 10オフ運動の推進

全市立小・中学校、PTA、電子メディア協議会、教育委員会が一体となって「夜9時以降はスマートフォン等による送信をしない」、「遅くとも10時までには電源を切る」、「家庭で話しあってスマートフォン等の使用に関するルールをつくる」という10オフ運動を継続実施した。特に新たな取組として7月と12月に強化週間を設け、啓発用ミニポスターを全市立の小・中学校の児童生徒に配布するとともに、道徳や言語数理運用科の授業で電子メディアとの付き合い方やSNSでの適切なコミュニケーションの取り方について考えさせる取組や、生活リズムカレンダー等を活用して児童生徒に生活習慣等について振り返らせる取組を行った。

また、取組の実態を把握するため、抽出校（小・中学校とも各区1校を抽出）においてアンケート調査を実施した。

第1回強化週間 1,375人（小学校4~6年生 664人 中学校1~3年生 711人）

第2回強化週間 1,476人（小学校4~6年生 678人 中学校1~3年生 798人）

3 ノー電子メディアデー推進事業の実施

家庭において電子メディアとの関わり方について考える契機とするため、保育園、幼稚園、小学校及び中学校と連携して「ノーエレクトロニクスデー推進事業」を12月の10オフ運動に合わせて実施し、13,672人の参加を得た。

4 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の実施

青少年と携帯電話との健全な関係づくりの推進に協力することを宣言する販売店に登録証及びステッカーを交付する「青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店」制度について、家電量販店にも引き続き登録申込みの呼びかけを行った。(登録店 128 店舗 内訳：携帯電話販売店 117 店、家電量販店 11 店)

(参考) 事業参加人数等の推移

(人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ノーエレクトロニクスデー推進事業の参加人数	17,435	16,263	13,672
電子メディア・インストラクター養成講座受講人数	27	32	36
電子メディア・インストラクター新規認定者数	25	30	33
電子メディアに関する講習会の参加人数	13,208	10,227	10,145

第4 管理・執行状況に関する評価

1 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

電子メディア・インストラクターの養成については、インストラクターに認定した者の数は増加しており、講習会で活用できる寸劇や紙芝居等の手法を取り入れた研修会を実施したことにより、新たに講演会の講師や補助者として活動する者も出てきた。

電子メディアに関する講習会の開催については、平成26年度とほぼ同程度の参加を得た。

2 10オフ運動の推進

強化週間後のアンケート調査では、「夜9時以降は送信しない」ことについて、「全ての日で達成できた」、「4日以上達成できた」を合わせると、小学生の達成率は第1回、第2回とも約9割と高く、夜間使用を制限する意識が定着してきていると考えられる。また中学生の達成率についても、第1回が55.1%であったものが第2回では61.2%と増加しており、徐々に10オフ運動が浸透してきたことがうかがえる。

また、小・中学生から「早寝早起きなど規則正しい生活ができた」、「家族との会話が増えた」、「勉強に集中できた」などの感想が寄せられ、携帯電話・スマートフォン等の適正な利用について考え、生活習慣等を見直す良いきっかけとなった。

3 ノーエレクトロニクスデー推進事業の実施

参加者に対するアンケート調査では、77.2%が参加してよかったですと回答しており、各家庭で電子メディアとの関わり方について考え、改善を図る良いきっかけとなった。

4 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の実施

市内全ての携帯電話販売店が登録している。未登録となっている家電量販店に対して積極的に呼びかけを行った結果、新たな登録を得ることができた。

第5 課題及び課題への対応

1 電子メディア・インストラクターの養成

講習会の講師として実際に活動できる者を更に増やしていくため、電子メディア協議会と連携しながら、引き続き研修の充実や講習会で活用できる教材、コンテンツの共有化を進める。

2 10オフ運動の推進

アンケート調査により、この取組が児童生徒の生活習慣等を見直す良いきっかけとなったことがうかがえることから、学校や保護者との連携を密にしながら取組を強化していく。

工 青少年総合相談センターにおける支援

第1 事務の目的・概要

青少年をめぐる環境の悪化、不登校、ひきこもり、ニート等の深刻化等、青少年問題が複雑・多様化しているため、青少年に係るあらゆる問題の解決支援を目的に、専門的立場から総合的に相談等を行う。

第2 前年度における課題等

ひとり親家庭の増加や生活スタイルの変化等により、相談内容が年々複雑多様化し、教育・福祉・医療等多面的な支援が必要なケースが増えており、個々の事案に応じた相談体制等の充実を図っていかなければならないという課題がある。

このため、引き続き、学校や子ども療育センター等関係機関との連携を密にするとともに、民間を含めた新たな連携先の情報収集・開拓に努めるほか、きめ細かい支援の充実を図るため、より適切な支援方法を検討する。

第3 平成27年度における管理・執行状況

青少年教育相談員、臨床心理士及び精神科医が、必要に応じて学校や医療機関のほか、民間を含む相談・支援機関等との連携を図りながら、年間約2,400件の面接及び電話相談を実施した。そのうち、いじめに関する相談「いじめ110番」については、夜間休日に専門の相談員を配置し、24時間体制で電話相談を実施した。

(参考) 青少年相談の主な相談件数の推移

(件)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
いじめ	156	208	225	162	125
不登校	620	673	467	578	672
友達関係	756	573	379	250	197
神経症的問題	152	84	10	30	71
行動・性格	521	472	327	415	417
学習	33	85	11	25	60
精神・身体	20	25	29	25	45
進路	218	258	262	187	146
子育て	452	462	419	349	278
その他	306	411	382	455	383
計	3,234	3,251	2,511	2,476	2,394

第4 管理・執行状況に関する評価

学校等関係機関と連携を密にしながら、相談を実施し、問題解決に向けた適切な支援ができた。

第5 課題及び課題への対応

ひとり親家庭の増加や生活スタイルの変化等により、相談内容が年々複雑多様化し、教育・福祉・医療等多面的な支援が必要なケースが増えており、個々の事案に応じた相談体制等の充実を図っていく必要がある。

このため、引き続き、学校やこども療育センター等関係機関との連携を密にするとともに、青少年教育相談員の資質向上のための研修内容を充実するほか、子育てに悩みを抱える親の支援など、きめ細かい支援の充実を図るため、より適切な支援方法を検討する。

才 地域団体等の活動の支援

第1 事務の目的・概要

本市の青少年健全育成に資するとともに、社会教育の一層の振興・発展に資することを目的に、地域団体等が実施する公益性の高い事業に対して、補助金の交付による支援を行う。

第2 前年度における課題等

各種団体等が実施する社会教育の振興・発展に資する公益性の高い事業に対し継続して事業補助を行い、団体の活動を支援する。

第3 平成27年度における管理・執行状況

各種団体等が実施する以下の事業に対し、総額で約4,480万円の事業補助を行った。

被爆70周年記念事業として、山口県山口市をメイン会場に、日本では44年ぶりに開催された第23回世界スカウトジャンボリーのプログラムの一つである「広島ピースプログラム」に対して補助を行った。

広島市PTA協議会については、小・中学校単位PTA相互の連携を図り、研修を通してPTA活動の活性化、家庭教育及び社会教育の振興を図ることを目的とした事業のうち、委員会活動や広報紙発行等の事業に対して補助を行った。

広島市子ども会連合会については、異年齢集団の中で子どもたちに多様な体験の機会を提供したり、交流活動を推進することにより地域における青少年の健全育成を図ることを目的とした事業のうち、球技大会の開催や広島県リーダー研究集会派遣事業等の事業に対して補助を行った。

地区青少年健全育成連絡協議会については、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とした、あいさつ・声かけ運動や「こども110番の家」の推進等の事業に対して補助を行った。

その他、広島市区子ども会連合会、学区子ども会育成協議会、ボーイスカウト広島市域連絡協議会、一般社団法人ガールスカウト広島県連盟、広島市地区保護司会連絡協議会、広島市青年連合会、更生保護法人ウィズ広島、広島市地区更生保護女性会連絡協議会及び地域活動連絡協議会については、青少年の健全育成に資する事業に対して補助を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

被爆70周年記念事業である第23回世界スカウトジャンボリー「広島ピースプログラム」を始めとする各種団体等が実施する社会教育の振興・発展に資する公益性の高い事業に対し、適正に事業補助を行い、団体の活動を側面から支援することができた。

第5 課題及び課題への対応

各種団体等が実施する社会教育の振興・発展に資する公益性の高い事業に対して、今後も引き続き事業補助を行い、団体を支援する。

力 青少年教育施設の管理運営等

第1 事務の目的・概要

1 青少年教育施設の管理運営

(1) 青少年センターの管理運営

青少年の徳性及び情操を養い、知識を高めるとともに、自主性を助長することによって、その健全な育成を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに、青少年を対象に様々な事業を行う。

(2) 少年自然の家及びグリーンスポーツセンターの管理運営

自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに、青少年を対象に様々な事業を行う。

(3) 国際青年会館の管理運営

青年の国際相互理解と国際友好親善を深めるとともに自主性を助長し、その資質向上を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに、青少年を対象に様々な事業を行う。

2 青少年野外活動センターの管理運営補助

青少年野外活動センターは(公財)広島市文化財団所有の施設で、自然体験活動や集団宿泊訓練の場として利用されており、本市の青少年教育施設として必要不可欠であるため、自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに青少年を対象に様々な事業を行うための経費を補助する。

第2 前年度における課題等

1 青少年教育施設の管理運営

各施設の目標利用者数を達成するため、利用促進のための各種取組を実施する。また、必要に応じて適切に修繕等を行う。

青少年センターについて、建て替え検討という課題があり、引き続き中央公園内の各種公共施設の見直し等の動向を踏まえつつ、今後の建て替えに向け、適時に青少年のニーズ把握等を行う。

三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターについて、平成26年8月20日の豪雨災害により被災した箇所の復旧工事を的確に行う。

2 青少年野外活動センターの管理運営補助

本市の青少年教育施設として必要不可欠な施設であるため、引き続き運営補助を行い、必要に応じて適切に修繕等を行う。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 青少年教育施設の管理運営

青少年教育施設において、指定管理者に施設の管理運営を適切に行わせるとともに、各施設の特性を生かした主催事業を実施した。また、施設の修繕については、必要に応じて適切に実施した。

平成26年8月20日の豪雨災害により、被害が生じた三滝少年自然の家及びグリーンスポーツセンターについては、災害復旧工事が完了した。

2 青少年野外活動センターの管理運営補助

施設の管理運営や主催事業を行うための経費を補助するとともに、適切に修繕等を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 青少年教育施設の管理運営

各施設の主催事業でのアンケートの実施や、意見箱等を設置することにより、利用者ニーズを踏まえた事業・管理運営を行うとともに、広報の充実や施設の特性を生かした主催事業を実施した結果、目標利用者数を上回る利用があり、目標を達成できた。

各施設において適切な維持補修を行い、円滑な施設運営ができた。

(参考) 利用者数の推移

(人)

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
青少年センター	目標	219,600	219,600	224,800	224,800
	実績	276,890	237,768	234,266	236,489
似島臨海少年 自然の家	目標	46,200	46,250	47,300	47,300
	実績	47,983	46,528	47,304	48,355
三滝少年自然の家・ グリーンスポーツセンター	目標	96,950	97,000	110,700	110,700
	実績	117,843	117,915	115,170	119,408
国際青年会館	目標	20,600	20,600	20,600	20,800
	実績	22,025	22,140	24,618	25,783

2 青少年野外活動センターの管理運営補助

運営補助を行うことにより、維持管理及び施設の老朽化への対応を適切に行うことができた。

(参考) 利用者数の推移

(人)

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
青少年野外活動センター	実績	60,561	63,310	57,441	55,710

第5 課題及び課題への対応

1 青少年教育施設の管理運営

各施設の目標利用者数を達成するため、利用促進のための各種取組を実施する。また、必要に応じて適切に修繕等を行う。

青少年センターについて、建て替え検討という課題があり、引き続き中央公園内の各種公共施設の見直し等の動向を踏まえつつ、今後の建て替えに向け、適時に青少年のニーズ把握等を行う。

2 青少年野外活動センターの管理運営補助

本市の青少年教育施設として必要不可欠な施設であるため、引き続き運営補助を行い、必要に応じて適切に修繕等を行う。

キ ひきこもりがちな青少年への支援

第1 事務の目的・概要

ひきこもりがちな青少年（高校生相当年齢以上概ね30歳まで）の自立を促進することを目的に、就労体験やボランティア体験等の社会体験活動への参加の機会を提供する。

第2 前年度における課題等

参加者の状態に応じたきめ細かい支援を行い、受入施設等との連携を密にするとともに、自立に向けた支援ができるよう委託先等との連携・調整を図る。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 青年長期社会体験活動の提供・支援

特定非営利活動法人青少年交流・自立・支援センターCROSSに委託して実施した。参加者は公募によるひきこもりがちな青少年10名であり、連携先の小規模作業所や福祉施設等の受入施設において、1人当たり年間20回の社会体験活動への参加の機会を提供した。

支援に当たっては、体験活動と参加者への面接を効果的に組み合わせることにより、逐次、参加者一人一人の状態の把握に努め、参加者のニーズに適合する体験活動の内容や無理のないプログラムの組み立てを検討するとともに、モチベーションの維持・高揚を図るなど、きめ細かい支援を行った結果、参加者のうち9名に前向きな変化が認められた。

2 研修等の実施

参加者を対象に、事前に活動場所や活動内容について説明するとともに、対人関係トレーニング等を実施した。また、スタッフ及びボランティアスタッフを対象に、ひきこもりについての理解と支援の在り方、参加者への具体的な支援方法等についての研修を実施した。

3 活動報告書の作成・配布

活動報告書を作成し、ひきこもりがちな青少年の支援や相談を実施している関係の学校、団体及び機関等に送付した。

(参考) 社会体験活動等への参加状況とその結果の推移

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
参加者数	10人	10人	10人
1人当たりの平均参加回数	18.5回	19.7回	19.4回
前向きな変化が認められた参加者数	9人	9人	9人

第4 管理・執行状況に関する評価

受入施設、委託先等との連携・調整を図るとともに、参加者の状態に応じたきめ細かい支援を行った結果、参加者の多くに前向きな改善が認められ、参加者の自立を促進することができた。

第5 課題及び課題への対応

引き続き、参加者の状態に応じたきめ細かい支援を行い、受入施設等との連携を密にするとともに、自立に向けた支援ができるよう委託先等との連携・調整を図る。

ク 姉妹・友好都市等青少年国際交流事業

第1 事務の目的・概要

1 青少年国際平和未来会議

本市の姉妹・友好都市等の青少年と本市の青少年が互いに世界平和について考え、意見を交換し合うことにより、友情と相互理解を深めるとともに、広く世界の国々の青少年に核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を願う「ヒロシマの心」を伝え、次代を担う青少年の世界平和への意識を高めることによりグローバル人材の育成を図ることを目的に、青少年の平和貢献活動についてディスカッション等を実施する（派遣と受入を交互に実施）。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

本市と韓国大邱広域市の青少年が、生活を共にしながら交流を行うことにより、本市と大邱広域市の青少年の相互の友情を深めるとともに、次代を担う青少年の世界平和への意識を高めることを目的に、平和学習、意見発表会等を実施する（派遣と受入を交互に実施）。

第2 前年度における課題等

1 青少年国際平和未来会議

都市によって事後活動の展開に差が見られるという課題があるため、帰国後の活動の情報を収集し、共有する必要がある。このため、全ての参加都市が事後活動を活発に展開していくことができるよう、引き続きネットワークの構築に取り組む。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

交流事業への参加者が参加できる市の行事の情報を提供するなど、引き続き事後活動を促していく。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 青少年国際平和未来会議

被爆70周年事業として、姉妹・友好都市等23都市から50名の青少年を招聘し、広島市の青少年21名を含む総勢71名が被爆体験の聴講や平和記念資料館の見学などを行うとともに、平和貢献活動についての意見交換を行った。

プログラムの最後にまとめられた「ヒロシマアピール」において、各参加者が得た経験・知識をソーシャルメディアを用いて共有するとともに、既存の平和推進プロジェクトに積極的に参画することが宣言された。

参加者の事業後の感想を集約した報告書を作成し、参加各都市へ送付することにより成果を共有した。また、参加者の事後活動を集約し、フェイスブック等で情報提供することにより各都市における青少年の平和貢献活動の活性化を図ったほか、市や平和首長会議のホームページに掲載する情報を充実させた。さらに、本事業のホームページも立ち上げ、広く情報を発信した。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

大邱広域市へ青少年21名を派遣し、文化体験、ホームステイ等を通じて交流を深めた。また、班別にテーマを決めて日韓の文化の違いについて発表し合い、お互いの国に対する理解を深めた。

事後研修会において交流事業を振り返り、今回の交流事業で学んだことや、この経験をどう活かしていくかについて意見交換を行った。さらに、報告会においては、「青少年国際平和未来会

議」の報告を聞くとともに、他のイベントの紹介をするなど、交流の継続を促した。

また、事業後も、両都市の青少年によりフェイスブック等を利用した交流や他の交流事業へ参加などの活動が行われた。

第4 管理・執行状況に関する評価

1 青少年国際平和未来会議

一連のプログラムを通して、本市と姉妹・友好都市等の青少年が友情と相互理解を深め、世界平和への意識を高めるとともに、事業後においても、フェイスブックやホームページ等を活用した各都市での青少年平和貢献活動の活性化及びグローバルな人材育成に寄与している。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

両都市の青少年が様々な交流活動を行うことにより友情と理解を深め、次代を担う青少年の世界平和への意識を高めることができた。

また、参加者一人一人が、日本と韓国の架け橋になりたいという思いを抱き、市民レベルの交流を続けていくことの大切さを実感することにより、着実に交流の輪が広がっている。

第5 課題及び課題への対応

1 青少年国際平和未来会議

事後活動を活発に展開し、事業の波及効果を継続的に生み出していくことが求められているため、全ての参加都市が事後活動を活発に展開していくことができるよう、引き続きネットワークの構築に取り組む。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

この事業での経験を活かし、伝えようとする姿勢が見られることから、引き続き参加者に対して他の国際交流事業の情報や機会を提供するなどして、事後活動を促進していく。

3 その他の主な事務

(1) 調査統計及び広報に関すること

ア 調査統計

第1 事務の目的・概要

教育委員会においては、法令等に基づき、統計に係る調査を行っており、その主なものは、次のとおりである。

1 学校基本調査

統計法（平成19年法律第53号）に定める基幹統計調査であり、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的に、文部科学省が毎年実施している。

本市では、市立学校（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校）及び私立学校（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、専修学校、各種学校）を対象に、毎年5月1日時点の学校数、在学者数、教職員数、卒業後の進路状況等について調査を行っている。

2 地方教育費調査

統計法に定める一般統計調査であり、学校教育、教育行政等のために地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の実態を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的に、文部科学省が毎年実施している。

本市では、市立学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等）を対象に、直近の会計年度の支出項目別・財源別教育費等について調査を行っている。

3 公立学校基本数報告

国公立学校に関する基本的事項並びに国公私立学校で前年度末に中学校、高等学校及び特別支援学校を卒業した者の進路について、その状況を把握し、教育行政上の基礎資料を得ることを目的に、広島県が毎年実施している。

本市では、前記1の学校基本調査と併せて調査を行っている。

第2 前年度における課題等

正確かつ期限内の報告に努める必要がある。

なお、統計調査の記入要領では分かりづらく、学校からの問い合わせが多いため、記入要領を補足する参考資料を送付することを検討する必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

1 学校基本調査

本市は、4月から5月にかけて調査を行い、期限内の5月に広島県を通じて文部科学省に報告した。調査に当たっては、統計調査の記入要領を補足する参考資料を作成し、各学校に送付したため、学校からの問い合わせが例年より減少した。

2 地方教育費調査

本市は、6月から8月にかけて調査を行い、期限内の9月に広島県を通じて文部科学省に報告した。

3 公立学校基本数報告

本市は、前記1の学校基本調査と併せて調査を行い、期限内の5月に広島県に報告した。調査に当たっては、統計調査の記入要領を補足する参考資料を作成し、各学校に送付したため、学校からの問い合わせが例年より減少した。

第4 管理・執行状況に関する評価

本市は、各調査について、期限内に報告を行った。

調査に当たり、統計調査の記入要領を補足する参考資料を作成し、各学校に送付したものについては、学校からの問い合わせが例年より減少した。

第5 課題及び課題への対応

引き続き、正確かつ期限内の報告に努める必要がある。

第1 事務の目的・概要

教育委員会の行う施策、事業等に関する周知を図るため、教育委員会のホームページに施策、事業等に関する内容を掲載するなどの広報を行っている。

第2 前年度における課題等

教育委員会のホームページのジャンル及びコンテンツを見直すことにより、より分かりやすいホームページとする必要がある。

また、先進都市の事例を調査することなどにより、本市の教育の現況をわかりやすく発信するための情報提供のあり方について検討する必要がある。

第3 平成27年度における管理・執行状況

教育委員会のホームページに掲載した施策、事業等について、必要に応じて追加、変更、削除を行った。

また、広島県教育委員会に対する広報の実施方法についての聴取や、平成27年度指定都市教育委員会調査統計・広報主管課長会議において、各市教委における「広報体制」及び「効果的な広報を行うための特徴的な取組」について情報提供を求め、効果的な事例の調査・分析を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価

教育委員会のホームページに掲載したコンテンツについて、必要な見直しを行うことができた。本市教育の効果的な広報の検討については、広島県教育委員会及び各指定都市教育委員会の広報体制や広報に関する取組事例を調査・分析したことにより、本市教育の現況をわかりやすく発信するためのノウハウを蓄積することができた。

第5 課題及び課題への対応

教育委員会のホームページのジャンル及びコンテンツを必要に応じ見直すことにより、より分かりやすいホームページとする必要がある。

また、企画総務局広報課との連携・協力関係の構築や、事務局及び幼稚園・学校がマスコミへ情報発信した資料を集約する仕組みづくりによる情報管理の一元化を図りつつ、本市教育の効果的な広報についての検討を進める。

(参考) 1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況

広島市教育委員会における会議（教育委員会議）は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催し、教育委員会の決裁を要する案件（議案）について審議を行うとともに、重要事項について事務局から報告等を受けている。

平成27年度の教育委員会議の開催状況は、次のとおりである。

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議題
1	平成27年 4月17日	人 5	人 1	1 「効果的な避難計画づくり」について（報告） 2 平成26年度専門家評価（専門家による第三者評価）の実施結果について（報告） 3 広島市文化財審議会委員の委嘱について（代決報告第8号）
2	5月8日	6	2	1 広島市公共施設（教育委員会関係）の命名権取得者及び呼称の決定について（報告） 2 平成28年度使用広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択の基本方針について（議案第19号） 3 平成28年度使用広島市立高等学校・特別支援学校（高等部）用教科用図書採択の基本方針について（議案第20号） 4 広島市教科用図書採択審議会への諮問について（議案第21号） 5 広島市教科用図書採択審議会委員の委嘱及び任命について（議案第22号）
3	6月10日	5	2	1 広島市立学校児童生徒数等（平成27年5月1日現在）について（報告） 2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について （1）市長等の給与の特例に関する条例の制定議案に対する意見の申出について（代決報告第9号） （2）平成27年度6月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第10号） 3 平成28年度広島市立高等学校及び広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針について （1）平成28年度広島市立高等学校入学者選抜の基本方針（議案第23号） （2）平成28年度広島市立安佐北高等学校入学者選抜の基本方針（議案第24号） （3）平成28年度広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針（議案第25号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議題
				4 平成 28 年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針について（議案第 26 号） 5 事務局職員の人事について（議案第 27 号）
4	7月8日	6	5	1 卒園証書・卒業証書について（報告） 2 市長の権限に属する事務の一部の補助執行について（代決報告第 11 号） 3 広島市教科用図書採択審議会規則の一部改正について（議案第 28 号） 4 訴訟について（報告） 5 事務局職員の人事について（代決報告第 12 号）
5	7月29日	5	0	1 教職員の人事について（議案第 29 号）
6	8月27日	6	27	1 平成 26 年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況（速報値）について（報告） 2 青少年交流事業の開催結果について（報告） 3 平和教育について（報告） 4 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について（議案第 30 号） 5 平成 28 年度から使用する広島市立中学校用教科書の採択について（議案第 31 号）
7	8月28日	6	13	1 平成 28 年度から使用する広島市立中学校用教科書の採択について（議案第 31 号） 2 平成 28 年度から使用する広島市立中等教育学校用教科書の採択について（議案第 32 号） 3 平成 28 年度使用広島市立高等学校用教科用図書の採択について（議案第 33 号） 4 平成 28 年度使用広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校（特別支援学級）用教科用図書の採択について（議案第 34 号） 5 広島市社会教育委員の委嘱について（議案第 35 号） 6 平成 28 年度広島市立高等学校の入学定員について（報告） 7 平成 27 年度広島市教育委員会事務点検・評価報告書について（議案第 36 号）
8	9月30日	6	3	1 平成 27 年度全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査の結果について（報告） 2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 平成 27 年度 9 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 13 号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議題
				3 平成 28 年度広島市立学校教職員人事異動方針について（議案第 37 号） 4 委員長選挙について（その他） 5 事務局職員の人事について（議案第 38 号）
9	10月30日	6	2	1 平成 28 年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告） 2 平成 26 年度におけるいじめの再調査の結果について（報告） 3 広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部改正について（議案第 39 号） 4 訴訟について（報告）
10	11月17日	6	2	1 平成 27 年 11 月の「子ども安全の日」について（報告） 2 「青少年からのメッセージ」の募集結果について（報告） 3 第 29 回広島市青少年健全育成市民大会の開催について（報告） 4 少年サポートセンターひろしまの取組状況について（報告） 5 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について （1） 契約の締結議案に対する意見の申出について（代決報告第 14 号）
11	12月17日	6	0	1 教職員の人事について（議案第 40 号）
12	12月25日	6	1	1 平成 28 年広島市成人祭の開催について（報告） 2 「第 3 次広島市食育推進計画」の中間まとめについて（報告） 3 平成 27 年度全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査の結果について（報告） 4 広島市立安佐北中学校の廃止について（議案第 41 号） 5 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について（議案第 42 号）
13	平成 28 年 1 月 27 日	6	1	1 「広島市子どもの読書活動推進計画（第三次）」（素案）について（報告） 2 平成 28 年広島市成人祭の開催結果について（報告） 3 平成 27 年度広島グッドチャレンジ賞表彰式の開催結果について（報告） 4 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議題
				(1) 平成 27 年度 2 月補正予算議案に対する意見の申出について（議案第 1 号） (2) 平成 28 年度当初予算議案に対する意見の申出について（議案第 2 号） (3) 広島市立学校条例の一部改正議案に対する意見の申出について（議案第 3 号） (4) 広島平和記念資料館条例等の一部改正議案に対する意見の申出について（議案第 4 号） (5) 損害賠償の額を定める議案に対する意見の申出について（議案第 5 号） 5 訴訟について（報告）
14	2 月 9 日	6	0	1 広島市社会教育委員の委嘱について（議案第 6 号） 2 教職員の人事について（議案第 7 号～第 11 号）
15	3 月 4 日	6	1	1 平成 27 年度「広島市児童生徒の体力・運動能力調査」結果について（報告） 2 広島市スポーツ振興計画の見直し（案）に対する意見について（議案第 12 号） 3 教職員の人事について（議案第 13 号）
16	3 月 25 日	6	0	1 事務局職員等の人事について（議案第 14 号） 2 教職員の人事について（代決報告、議案） (1) 教職員の人事について（代決報告第 1 号） (2) 教職員の人事について（議案第 15 号） 3 平成 28 年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告） 4 「広島市子どもの読書活動推進計画（第三次）」の策定について（議案第 16 号） 5 広島市教育委員会規則の一部改正について (1) 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第 17 号） (2) 広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について（議案第 18 号） (3) 広島市立高等学校学則の一部改正について（議案第 19 号） (4) 広島市立中等教育学校学則の一部改正について（議案第 20 号） (5) 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について（議案第 21 号） (6) 広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について（議案第 22 号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議題
				(7) 広島市立特別支援学校学則の一部改正について (議案第 23 号) 6 市長の権限に属する事務の一部の補助執行について (議案第 24 号)
開催回数 16 回	計 (延) 93 人	計 (延) 60 人	件	議案 : 48 件、代決報告 : 8 件、報告 : 27 件、その他 : 1 件 議題件数 合計 84 件

(注) 「代決報告」……緊急やむを得ないものとして教育長が行った代決案件についての報告

(2) その他の主な活動

ア 各種会議への出席等

教育委員は、教育委員会議に出席するほか、適宜、各種会議へ出席するとともに学校訪問等を行った。その主なものは、次のとおりである。

時 期	区 分	概 要
平成 27 年 4月	入園式・入学式への出席	幼稚園 3 園の入園式、小学校 1 校、中学校 2 校、高等学校 1 校、特別支援学校 1 校の入学式にそれぞれ出席した。(延べ 11 名)
5月	市議会文教委員会初会合への出席	市議会文教委員会初会合に出席した。(6 名)
6月	第 1 回指定都市教育委員・教育長協議会への出席	全国の政令指定都市の教育委員・教育長による第 1 回会議(千葉市で開催)に委員長・教育長が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。(2 名)
	学校訪問	山本小学校を訪問し、土曜日授業を視察した。(4 名)
7月	広島県女性教育委員グループ第 1 回研修会に参加	県内の女性教育委員による研修会に参加し、情報交換を行った。(3 名)
	第 1 回総合教育会議への出席	市長と教育委員会が、本市の教育の課題やるべき姿について、協議テーマを絞り、大綱策定に向けた進め方について協議を行った。(6 名)
9月	学校訪問	似島学園小学校・中学校を訪問し、子どもたちの学習の状況や生活の状況を視察した。(6 名)
	青少年教育施設訪問	似島臨海少年自然の家を訪問し、施設の現状及び運営について視察した。(6 名)
10月	学校訪問	美鈴が丘高等学校を訪問し、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ能動的学習(アクティブラーニング型授業)に向けた取組について視察した。(5 名)
	学校訪問	学校経営支援システムの対象校である三和中学校、河内小学校及び八幡東小学校を訪問し、授業等を視察した。(6 名)
	広島県女性教育委員グループ第 2 回研修会に参加	広島県内の女性教育委員による研修会に参加し、情報交換を行った。(1 名)
	学校訪問	観音中学校を訪問し、武道「相撲」授業等を視察した。(5 名)
	第 2 回総合教育会議への出席	大綱の策定に向け、市長から 3 つの協議テーマ(①「チーム学校」としての組織体制の在り方、②意欲のある全ての者への学習機会の確保、③公立・私立間の役割分担)の提案があり、これらが協議テーマに決定した。(6 名)
11月	広島県市町教育委員会教育委員研修会への出席	県内の教育委員が参加する研修会に参加し、意見交換を行った。(1 名)
	学校訪問	広島特別支援学校を訪問し、「第 54 回全国学校体育研究大会広島大会」に向けての体育等の公開授業を視察した。(4 名)

時 期	区 分	概 要
12月	学校訪問	広島工業高等学校を訪問し、定時制の授業を視察した。(3名)
平成 28 年 1月	児童館及び児童館放課後児童クラブ訪問	伴南児童館及び伴南児童館放課後児童クラブを訪問し、施設と運営の現場を視察した。(6名)
	広島市成人祭	成人祭に出席した。(6名)
	第 3 回総合教育会議への出席	第 2 回総合教育会議で決定した協議テーマのうち、①「チーム学校」としての組織体制の在り方について大綱素案が示され、これについて協議するとともに、残り 2 つのテーマとも関連付けながら協議を行った。(6名)
	第 2 回指定都市教育委員・教育長協議会への出席	全国の政令指定都市の教育委員・教育長による第 2 回会議(東京都で開催)に委員長・教育長が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。(2名)
2月	教員採用候補者選考試験改善会議への出席	教員採用候補者選考試験改善会議に出席した。(延べ 6 名)
	広島県女性教育委員グループ第 3 回研修会に参加	広島県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。(3名)
3月	卒園式、卒業式への出席	幼稚園 3 園の卒園式、小学校 5 校、中学校 3 校、高校学校 4 校及び特別支援学校 1 校の卒業式にそれぞれ出席した。(延べ 22 名)
	第 4 回総合教育会議への出席	第 3 回総合教育会議に引き続き、協議テーマ②「意欲のある全ての者への学習機会の確保」、③「公立・私立間の役割分担」について協議を行った。(6名)

イ 教育委員相互の意見交換

教育委員は、会議に出席するほか、適宜、教育行政上の課題等について事務局から情報提供を受け、教育委員相互の意見交換を行っている。

平成 27 年度に行った主なものは、次のとおりである。

- ・学校校舎の天井裏状況調査の結果について
- ・広島特別支援学校高等部普通科職業コースの取組について
- ・市立高等学校普通科におけるコースへの県外からの生徒受入れについて
- ・全国高校総体広島県実行委員会の設立について
- ・中学校夜間学級について
- ・学校給食費の改定について
- ・平成 27 年度学校経営支援システムについて
- ・少年サポートルームの立ち直り支援事業について
- ・平成 27 年度えべっさんにおける少年等の状況について
- ・広島市青少年センター 50 周年記念事業について
- ・折り鶴を再生した卒業証書の作成について
- ・学校給食費の未納対策について

- ・小中一貫教育について
- ・平成28年度放課後児童クラブ利用申込状況について
- ・広島市立高等学校将来構想の検討状況について
- ・広島市立中学校教科指導充実のための参考資料及び広島市道徳教育プログラムについて

登録番号	広X1-2016-289
名 称	広島市教育委員会事務点検・評価報告書
主管課 所在地	広島市教育委員会事務局総務課 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 (〒730-8586) TEL: 504-2463
発行年月	平成28年9月